

# 史跡烏山城跡保存活用計画



令和7年3月

那須烏山市

# あ い さ つ

那須烏山市は栃木県東部に位置し、八溝山系や喜連川丘陵に囲まれ、那珂川水系の豊かな清流が数多くみられる、自然豊かな地域です。そのため市内には、太古より人々が営み続けてきた痕跡である様々な遺跡が残されています。

その中でも、那須烏山市にとって極めて重要な文化遺産であり地域資源でもある烏山城跡が、令和5（2023）年3月20日に国の史跡に指定されました。



この史跡となった烏山城跡を、保存し活用していくための基本方針をまとめた史跡烏山城跡保存活用計画を、このたび策定いたしました。

那須烏山市第3次総合計画では、「目指すべき街の将来像」を「新たな未来への第一歩 市民が主役のまち 那須烏山市」と掲げております。

市民と行政が共に知恵を出し合いながら、地域の宝である烏山城跡を適切に保存・継承するとともに、貴重な地域資源として積極的に活用し、観光の振興や地域の活性化に取り組んで参りますので、皆様のご協力を心よりお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、烏山城跡調査整備指導委員会の皆様をはじめ、貴重な御意見、御提言をいただいた多くの市民、関係団体の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和7（2025）年3月

那須烏山市長 川俣 純子

## 序

烏山城跡は、那須烏山市の中心部、那珂川西岸に連なる喜連川丘陵の一支脈上に築かれた、戦国時代から江戸時代にかけての城郭です。烏山城が那須氏の本拠であったことや、周辺大名による度重なる侵攻をすべて撃退するなど、堅固さを誇ったことが知られています。



史跡烏山城跡保存活用計画は、その烏山城跡を保存し活用するため、史跡の価値や構成要素を明らかにし、史跡の恒久的な保存・活用を図るための基本方針とすることを目的として策定いたしました。

本計画は、今後の整備構想を具体的に検討していくための指針となっており、烏山城跡が地域のシンボリック存在として、益々多くの方々に愛着を持っていただけるよう、活用に向けての整備に取り組んでまいります。

併せて、烏山城跡に関連する自然・歴史・伝統文化といった様々な地域の文化遺産とも連携を図り、継続的かつ計画的な整備活用を進めていくことで、地域の魅力を発信し、より幅の広いグローバルな地域づくりにつなげて参りたいと考えております。

本計画の策定に御尽力を賜り、熱心に御協議いただきました委員の皆様、ならびに文化庁、栃木県の御指導と御協力に対し、衷心より御礼申し上げます。

令和7（2025）年3月

那須烏山市教育委員会

教育長 内藤 雅伸

## 例 言

1. 本書は、史跡烏山城跡（令和5年3月20日史跡指定）の保存活用計画書である。
2. 本事業は、那須烏山市教育委員会が国庫補助事業（史跡等保存活用計画策定事業）を活用し、令和5年度～6年度の2箇年で実施した。
3. 本計画策定にあたっては、文化庁、栃木県の指導助言のもと、那須烏山市教育委員会が設置した「烏山城跡調査整備指導委員会」、「烏山城跡保存活用事業推進委員会」による協議、検討を経て、那須烏山市が策定した。
4. 本事業の事務局は、那須烏山市教育委員会生涯学習課に置いた。
5. 本計画は、那須烏山市総合計画の個別計画である。
6. 本計画の実施期間は、令和7年度から令和20年度までの14年間の基本とするが、社会情勢等の大きな変化が生じて計画期間の途中で見直しが必要と判断された場合には、上位計画との整合を図りながら、適宜見直しを行うものである。
7. 本計画の指定地番（第50図、表6～8）は、史跡申請時の資料に基づくものである。

# 目次

あいさつ	I
序	II
例言	III
目次	IV
図版目次	VIII
表目次	IX
第1章 計画策定の沿革・目的	1
(1) 計画策定の沿革	1
(2) 計画の目的と対象範囲	2
第1節 計画の目的	2
第2節 計画の趣旨	2
第3節 計画の構成	4
第4節 対象の範囲	5
(3) 委員会の設置・経緯	6
(4) 関連計画との関係	10
第1節 本計画の位置付け	10
第2節 本計画の期間	14
(5) 計画の実施	14
第2章 史跡等周辺的环境	15
(1) 自然的環境	15
第1節 位置と交通	15
第2節 地形・地勢と気候	16
(2) 歴史的環境	19
第1節 埋蔵文化財について	19
第2節 烏山城跡の主な沿革	21
(3) 社会的環境	23
第1節 人口の推移	23
第2節 産業分類別人口の推移	23
第3節 農業の現状	26
第4節 林業の現状	27
第5節 工業の現状	28
第6節 商業の現状	29
第7節 観光の現状	30
第8節 那須烏山市の産業における特性	31
第9節 土地利用の現状	32
第3章 史跡の概要	37
(1) 指定に至る経緯	37
(2) 指定の状況	41
第1節 指定告示	41
第2節 指定範囲	42
第3節 指定に至る調査成果	45
①自然的調査の成果	45
ア. 烏山城跡周辺の地形地質	45
イ. 烏山城跡周辺の地史	46
ウ. 推測される烏山城の築城過程	47

②歴史的調査の成果	49
ア. 古本丸	52
イ. 本丸	53
ウ. 西城	55
エ. 中城	56
オ. 北城	56
カ. 釜ヶ入口	57
キ. 発掘調査から見た全体像	57
ク. 出土遺物から見た空間構造	58
③社会的調査の成果	60
第4節 指定地の状況	65
第5節 管理団体	65
第4章 史跡等の本質的価値	66
(1) 史跡等の本質的価値の明示	66
(2) 新たな価値評価の視点の明示	69
第1節 周辺の文化財と連携し歴史と文化を伝える城跡	70
第2節 大地の営みを感じられる城跡	78
(3) 構成要素の特定	79
第1節 構成要素特定の考え方	79
第2節 価値を構成する諸要素	83
①史跡を構成する諸要素	83
②史跡の周辺を構成する諸要素	89
③環境調査の結果	94
第5章 現状・課題	99
(1) 保存（保存管理）	99
第1節 現状	99
第2節 課題	99
(2) 活用	101
第1節 現状	101
第2節 課題	103
(3) 整備	105
第1節 現状	105
第2節 課題	106
(4) 運営・体制の整備	108
第1節 現状	108
第2節 課題	108
第6章 大綱・基本方針	109
(1) 大綱	109
(2) 基本方針	110
第1節 保存管理	110
第2節 活用	110
第3節 整備	110
第4節 保存活用のための運営・体制	110
第7章 保存（保存管理）	111
(1) 保存管理の方向性	111
(2) 保存管理の方法	111

第1節	烏山城跡を構成する諸要素と保存管理の方法	111
①	本質的価値を構成する諸要素	112
ア	日常的な維持管理	112
イ	植生管理	112
②	本質的価値を構成する要素以外の諸要素	112
第2節	現状変更の取り扱い	114
①	現状変更の取り扱い方針	114
②	現状変更の取り扱い	114
③	那須烏山市教育委員会による許可	114
④	現状変更の許可を要しない行為	114
第3節	追加指定	118
①	追加指定の方向性	118
②	追加指定の進め方	118
ア	学術的な発掘調査の実施	118
イ	開発事業等に伴う発掘調査による状況の把握	118
ウ	烏山城跡の調査研究	120
第4節	公有地化	121
①	積極的な活用・整備に必要な土地の公有地化	121
②	適切な保存管理に必要な土地の公有地化	121
第5節	防災・減災	123
①	非常災害時における保存管理及び復旧への対応	125
②	烏山城跡内の災害復旧対応事例	126
第8章	活用	127
(1)	活用の方向性	127
(2)	活用の方法	128
第1節	学校教育における活用	128
第2節	社会教育における活用	128
第3節	地域における活用	129
第4節	観光における活用	129
第9章	整備	130
(1)	整備の方向性	130
(2)	整備の方法	130
第1節	ゾーニング計画	131
①	ゾーニングの検討条件	131
②	ゾーニングの設定	131
第2節	保存に必要な整備の手法	133
①	本質的価値の保存	133
②	防災・減災に向けた整備	133
③	植生管理・鳥獣被害防止	133
第3節	活用のための施設整備に関わる手法	134
①	サイン整備	134
②	デジタルコンテンツによる情報発信	135
③	便益管理施設の整備・設置	135
④	環境整備	135
⑤	ガイダンス施設等の整備・設置	136

第10章 運営・体制の整備 .....	137
(1) 運営・体制の整備の方向性 .....	137
(2) 運営・体制の整備の方法 .....	138
第1節 保存管理のための運営・体制 .....	138
第2節 活用・整備のための運営・体制 .....	138
第3節 運営・体制に関する各主体の役割 .....	138
第11章 施策の実施計画の策定・実施 .....	141
(1) 短期的な計画実施 .....	141
第1節 保存（保存管理） .....	141
①適切な史跡の保存管理 .....	141
②烏山城跡に関する調査研究の継続的な実施 .....	141
第2節 活用・整備 .....	141
①史跡整備の計画等策定及び実施 .....	141
②烏山城跡の活用の継続 .....	142
(2) 中長期的な計画実施 .....	142
第1節 保存（保存管理） .....	143
①烏山城跡に関する調査研究の計画的な実施 .....	143
②追加指定 .....	143
第2節 活用・整備 .....	143
①烏山城跡の活用の推進 .....	143
②史跡の管理運営の円滑な推進 .....	143
第12章 経過観察 .....	145
(1) 経過観察の方向性 .....	145
(2) 経過観察の方法 .....	146
(3) 活用・整備に関する経過観察 .....	147
参考資料 .....	148
関係法令の抜粋 .....	149
本計画 概要版 .....	155
パブリックコメント結果 .....	163

# 図版目次

第1図	那須烏山市の位置	1	第48図	古本丸 かわらけ実測図	58
第2図	計画策定の範囲の考え方	3	第49図	吹貫門脇石垣立面、断面図	59
第3図	計画の構成	4	第50図	地番指定地集合図	61
第4図	史跡の指定範囲	5	第51図	『下野国烏山城絵図』国立公文書館所蔵	67
第5図	組織図(模式図)	7	第52図	『烏山城下圖』東北大学狩野文庫所蔵	68
第6図	保存活用計画の位置づけ	12	第53図	史跡等の本質的価値の構造	69
第7図	第3次那須烏山市総合計画 基本目標2	13	第54図	連積之大事「修験山伏の市立図」	70
第8図	第3次那須烏山市総合計画 基本目標3	13	第55図	戦国時代の烏山	71
第9図	今後の烏山城跡の事業予定	14	第56図	江戸時代初頭の烏山城と城下町	72
第10図	那須烏山市 位置図	15	第57図	江戸時代後半の烏山城と城下町	73
第11図	那須烏山市 周辺市町図	15	第58図	那須烏山市内の中近世城館分布図	74
第12図	那須烏山市 河川位置図	16	第59図	烏山城跡と城下町の地形	75
第13図	烏山城跡周辺の状況	17	第60図	烏山城跡とその周辺城館	75
第14図	那須烏山市の気候グラフ	18	第61図	稲積城跡と平井城跡	76
第15図	栃木県地形図	19	第62図	森田城跡とその周辺	77
第16図	産業分類別人口の推移(割合)	23	第63図	約1500万年前の海と陸地の広がり	78
第17図	産業別人口及び特化係数	25	第64図	烏山城跡を構成する諸要素	79
第18図	販売農家の内訳	25	第65図	構成要素位置図	81
第19図	事業所数・従業者数・製造品出荷額の推移	28	第66図	烏山城跡周辺の構成要素位置図	82
第20図	購買客の流出	29	第67図	神長門測量図	89
第21図	小売店舗数・従業者数・年間商品販売額の推移	29	第68図	『小山高朝書状』早稲田大学白川文書所蔵	91
第22図	観光客入込数	30	第69図	『野州烏山城絵図』国立国会図書館所蔵	92
第23図	将来都市構造イメージ図	33	第70図	植生図	96
第24図	『下野国烏山城絵図』本丸付近の一部分	37	第71図	植生図および県立自然公園、保安林、5条森林、史跡範囲	98
第25図	年度ごとの調査区配置図	39	第72図	烏山城跡登城証明の発行事業	102
第26図	垂直オルソ写真(赤線は史跡範囲)	40	第73図	XR(クロスリアリティ)の説明図	106
第27図	推定城域イメージ図	42	第74図	GIGAスクール構想	109
第28図	縄張り図	43	第75図	大綱のイメージ	109
第29図	等高線図	44	第76図	現状変更手続きの流れ	115
第30図	栃木県の地勢図	45	第77図	現状変更に伴うゾーニング	117
第31図	地層模式解説図	46	第78図	本計画に基づく発掘調査を検討する区域	119
第32図	周辺の地層解説	46	第79図	『烏山城絵図』中村家文書所蔵	120
第33図	烏山城跡東西断面図	48	第80図	ゾーニングの設計図	122
第34図	縄張り図	49	第81図	烏山城跡付近 ハザードマップ(抜粋)	123
第35図	微地形解析図	50	第82図	災害時現状変更・復旧の流れ	124
第36図	『野州烏山城絵図』一部分 国立国会図書館所蔵	51	第83図	烏山城跡被災位置図	126
第37図	古本丸	52	第84図	見学コース案	127
第38図	古本丸 西側土塁断面図	52	第85図	ゾーニングの設定図	132
第39図	古本丸 トレンチ配置図	53	第86図	那須烏山市公共サイン計画	134
第40図	かわらけ溜り出土状況図	53	第87図	『樹木絵図』那須烏山市所蔵	137
第41図	本丸 トレンチ配置図	53	第88図	保存活用の体制	140
第42図	本丸 礎石建物確認状況	54	第89図	史跡整備に至る事業内容及び事業スケジュール	142
第43図	西城 トレンチ配置図	55	第90図	PDCAサイクル	145
第44図	西城 区画溝平面図	55	第91図	経過観察のサイクル	145
第45図	中城 トレンチ配置図	56			
第46図	北城 トレンチ配置図	56			
第47図	近世に改変した推定範囲	57			

# 表目次

表1	SDGs17のゴール	11	表18	保存管理に関する現状・課題の対応	100
表2	那須烏山市の気候	18	表19	これまでの取り組み	102
表3	烏山城主年表	22	表20	活用に関する現状・課題の対応	104
表4	産業分類別就業者数の推移	24	表21	整備に関する現状・課題の対応	107
表5	利用区分の定義図	36	表22	運営・体制の整備に関する現状・課題の対応	108
表6	指定地番1	62	表23	史跡を構成する要素の保存管理	113
表7	指定地番2	63	表24	現状変更の取り扱い基準	116
表8	指定地番3	64	表25	現状変更に許可を必要としない非常災害のために 必要な応急措置	125
表9	那須烏山市内の中近世城館	74	表26	非常災害時における保存管理への対応	125
表10	構成要素の分類表	80	表27	ガイダンス施設の内容	136
表11	希少な植物群落一覧	94	表28	保存活用体制の役割分担	139
表12	重要種(維管束植物)一覧1	94	表29	史跡整備までの「活用」に関する実施内容	142
表13	重要種(維管束植物)一覧2	95	表30	保存活用計画の実施(保存管理)	143
表14	重要種(維管束植物)一覧3	95	表31	保存活用計画の実施(活用整備)	144
表15	重要種(鳥類)一覧	97	表32	保存管理における経過観察項目	146
表16	重要種(両生類)一覧	97	表33	活用・整備における経過観察項目	147
表17	重要種(爬虫類)一覧	97			





そこで、史跡が所在する地方公共団体である那須烏山市が、当該史跡の管理団体を務めることで、一体的な史跡の保存と効果的な活用を図ることが可能と考えられるため、那須烏山市が令和5（2023）年7月4日に国により管理団体に指定された。

## （2）計画の目的と対象範囲

### 第1節 計画の目的

史跡烏山城跡保存活用計画（これ以降「本計画」と記す）は、烏山城跡を保存し活用するため、史跡の価値や構成要素を明らかにし、史跡の恒久的な保存・活用を図るための基本方針とすることが目的である。

また、保存・活用にかかわる公有地化の方向性や、現状変更の取り扱い基準を定め、適正な保存管理、整備活動に向け具体的に検討していくための指針である。

### 第2節 計画の趣旨

本市は豊かな自然環境や貴重な歴史、文化など数多くの地域資源を有している。特に、史跡長者ヶ平官衙遺跡附東山道跡をはじめ旧石器時代から連綿と続く多数の埋蔵文化財、ユネスコ無形文化遺産に平成28（2016）年11月30日に登録された33件の「山・鉾・屋台行事」を構成する1つである烏山の山あげ行事などの民俗文化財、清流那珂川や荒川で続く伝統漁法やアユ釣り、カヌーなどのアクティビティ、オオガネクジラ化石をはじめ海進海退の状況を残す露頭の数々、通勤通学等で親しまれるJR烏山線、多くのプレーヤーで賑わう名門ゴルフ場、八溝そばや四季の果物など自慢の産品、人情味豊かな市民性など誇れる多くの地域資源や無二の財産を有している。

しかしながら、現在は豊富な地域資源の連携や活用が十分ではない状況にある。また、東日本大震災により2館あった資料館の閉鎖、温浴施設などレジャー施設の閉鎖により、大きく落ち込んだ観光入込客数の回復には至らず、追い打ちをかけるように新型コロナウイルスの感染症の拡大は、私たちの生活に大きな影響を及ぼした。

そのような中で烏山城跡は、史跡として市内に点在する地域資源をつなぐ中心的存在として、地域振興へ向けた切り札となるべき資源である。

このようなことから、約600年前から地域の中心であった烏山城跡を、文化振興の面だけではなく、多様な活用を展開することにより、広く地域の活性化につなげていくなど地域振興の要としてシンボリックな存在になるよう、恒久的に保護し、郷土愛の醸成に向けた活用を目指すための指針として本計画を策定した（第2図）。適切な保存・活用の方針・方法の策定を目的とすることで、地域で課題になっている地域資源の連携や活用不足といった点の改善への糧としたい。

那須郡、芳賀郡域（烏山城を中心とした領域）調査・検討の対象

～（史跡指定地+城下町+その周辺）+左記以外の区域（その他の区域）～

**那須烏山市域**

計画作成の主たる範囲（史跡指定地+城下町+その周辺）

史跡と景観的な調和や関連づけた歴史的資源の  
保存・活用などが望まれる区域（**城下町**）

史跡との一体的な保存・活用、  
追加指定を目指す区域  
（隣接地の一部）

史跡  
烏山城跡  
指定地

栃木県指定  
宮原八幡宮本殿

寿亀山神社  
大久保常春公木像

烏山市街地  
城下町

ユネスコ無形文化遺産  
烏山の山あげ行事

森田城跡

伊王野城跡

那須烏山市内の中近世城館など

稲積城跡

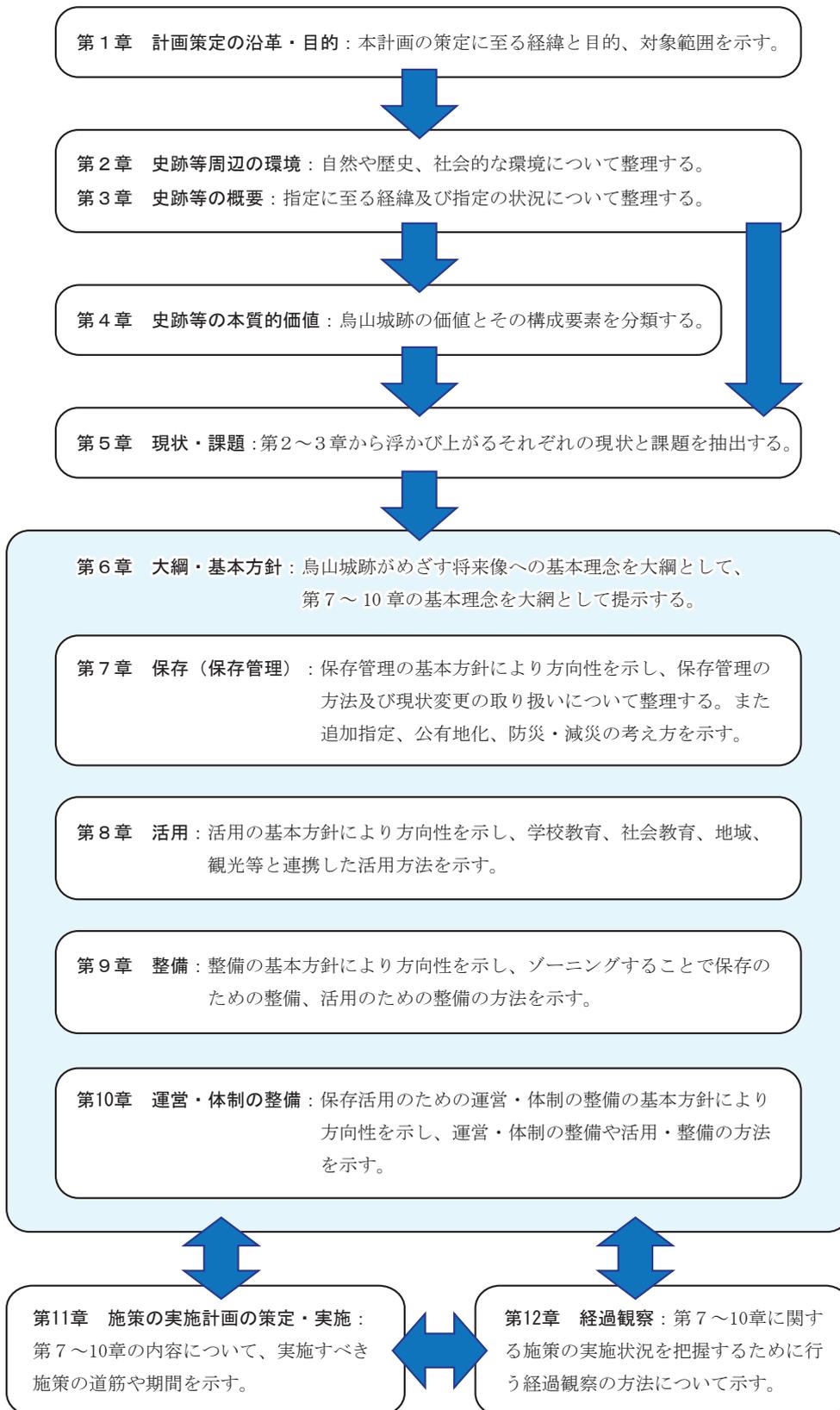
黒羽城跡

沢村城跡

第2図 計画策定の範囲の考え方

### 第3節 計画の構成

本計画を構成する各章（目次参照）の概要と関連性について第3図に示した。



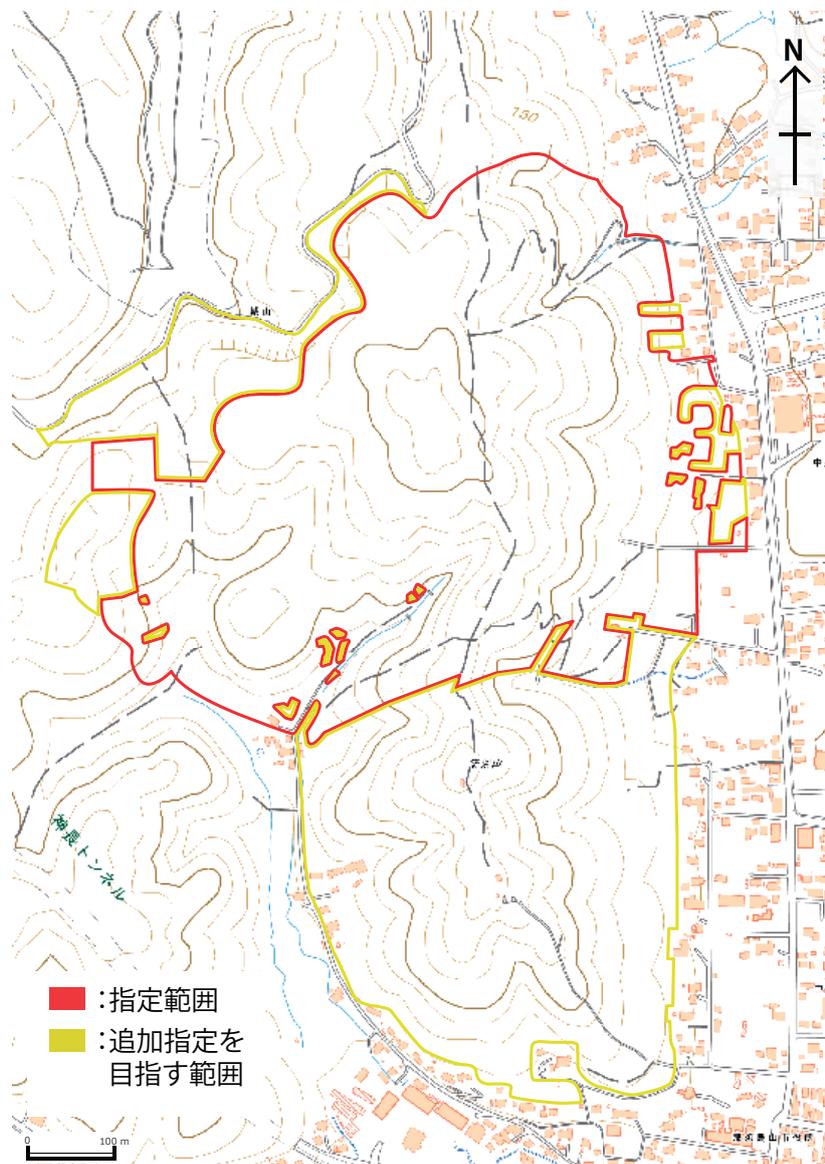
第3図 計画の構成

#### 第4節 対象の範囲

烏山城跡の広大な埋蔵文化財包蔵地（約 460,000㎡）すべてを史跡に指定するためには、包蔵地内の土地状況の調査、史跡としての価値を証明するための調査の実施など、多くの時間を要することから、まずは烏山城跡の主郭部分を含み、城郭遺構が大きく広がる北側半分を対象とした。関連遺構が分布する南側については、主郭を含む北側部分の指定後に調査を実施し、今後の追加指定を目指すこととした（第4図）。ただし将来的な保存整備を進める際には、一体とした遺跡の活用に向けた恒久的な保護（保存と活用）を図ることとする。

指定対象地域の面積 252,524.87㎡

所有関係の概要	市所有（那須烏山市）	10,767.70 ㎡
	民有地（35名）	241,757.17 ㎡
	合計	252,524.87 ㎡



第4図 史跡の指定範囲

### (3) 委員会の設置・経緯

本計画の策定にあたっては、史跡の恒久的な保存と保存管理に関する指導・助言を求めるために、那須烏山市役所外部から有識者の協力を得て「烏山城跡調査整備指導委員会」を設置した。また、那須烏山市役所内部に関係各課から推薦された委員によって「烏山城跡保存活用事業推進委員会」を設け、計画策定の円滑な進捗を図った（第5図）。

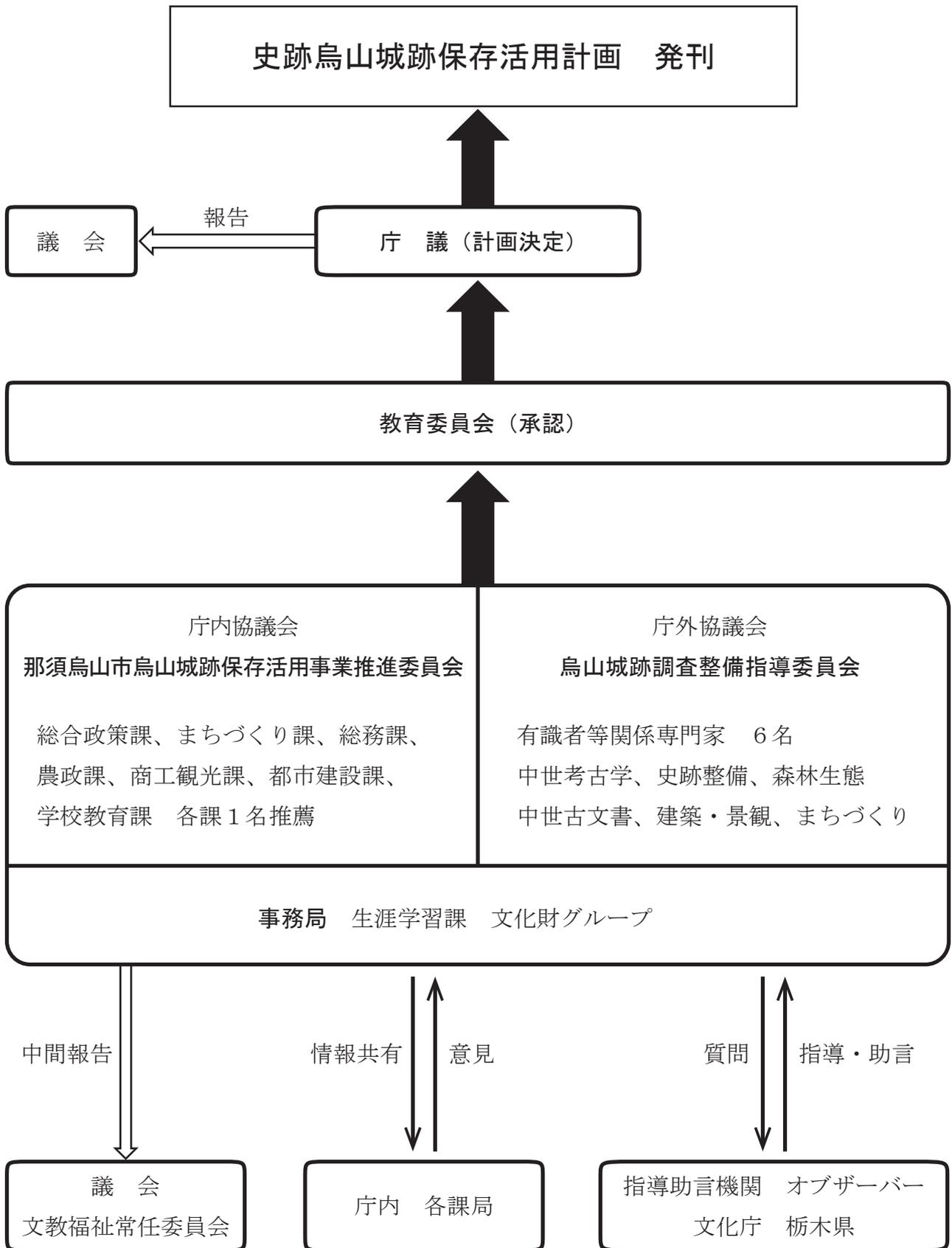
#### ■指導助言機関（オブザーバー）

文化庁 文化財第二課 史跡部門 滑川 敦子 文化財調査官

栃木県 生活文化スポーツ部 文化振興課 文化財保護担当 齋藤 恒夫 課長補佐

#### ■烏山城跡調査整備指導委員会（令和5～6年度）※五十音順、備考は令和7年3月時点

	委員名	専門	備考
座長	浅野 晴樹	中世考古学	元埼玉県立嵐山史跡の博物館 館長
	荒川 善夫	中世古文書	栃木県立文書館 専門員
	大久保達弘	森林生態学	元宇都宮大学農学部森林学科 教授 東北農林専門学校農林業経営学部 教授
職務代理	大澤 伸啓	中世考古学	元日本庭園学会 会長 栃木県考古学会 副会長
	齋藤 弘江	古建築、景観	那須烏山市文化財保護審議会 会長
	高橋 誠一	観光振興	NPO 法人クロスアクション 代表理事



第5図 組織図（模式図）

■那須烏山市烏山城跡保存活用事業推進委員会名簿（那須烏山市役所）

令和5年度

◎委員長 ○副委員長

課 職	氏 名	備 考
総合政策課 秘書政策グループ 係長	郡司 直哉	政策、財政
まちづくり課 定住推進グループ 課長補佐兼総括	草分 信也	まちづくり
総務課 契約管財グループ 主幹兼総括	◎ 木曾 賢治	防災減災、公有地化
農政課 農業振興グループ 課長補佐兼総括	江守 浩史	農林
商工観光課 観光振興グループ 主幹兼総括	○ 高野 成彰	観光振興
都市建設課 都市計画グループ 課長補佐兼総括	鈴木 康宏	都市計画、地籍
学校教育課 指導支援グループ 課長補佐兼総括	菊地新一郎	学校教育

令和6年度

◎委員長 ○副委員長

課 職	氏 名	備 考
総合政策課 秘書政策グループ 係長	郡司 直哉	政策、財政
まちづくり課 なすから暮らし推進グループ 主幹兼総括	○ 高野 成彰	まちづくり
総務課 契約管財グループ 主幹兼総括	◎ 木曾 賢治	防災減災、公有地化
農政課 農業振興グループ 課長補佐兼総括	江守 浩史	農林
商工観光課 観光振興グループ 課長補佐兼総括	草分 信也	観光振興
都市建設課 都市計画グループ 課長補佐兼総括	鈴木 康宏	都市計画、地籍
学校教育課 指導支援グループ 主幹兼総括	菊地新一郎	学校教育

■事務局（那須烏山市教育委員会）

令和5年度

課 職		氏 名	
教 育 長		田代 和義	
生涯学習課	課 長	黒尾 明美	
	文化財グループ	主幹兼総括	小峯 洋一
		学芸員係長	鈴木 芳英
		学芸員主査	石下 翔子

令和6年度

課 職		氏 名	
教 育 長		内藤 雅伸	
生涯学習課	課 長	黒尾 明美	
	文化財グループ	主幹兼総括	小峯 洋一
		学芸員係長	鈴木 芳英
		学芸員主査	石下 翔子
		学芸員主任	川又隆一郎

■烏山城跡調査整備指導委員会開催の経過

開催日	検討内容
<b>令和5年</b>	
第1回 9月25日	烏山城跡調査整備指導委員会委員の任命、座長の選出、委員会の目的、本計画素案の説明、今後の進め方、事務局案の検討（問題個所の提示）
第2回 10月25日	指定地の現地確認、事務局案の検討（問題個所の提示）
<b>令和6年</b>	
第3回 2月8日	環境調査の成果報告、問題個所の解決案の検討
第4回 6月21日	調査官現地視察、文化庁と県からの指導・助言
8月21日	文化庁と県からの指導・助言（リモート会議）
9月10日	委員による事務局修正案の確認
<b>令和7年</b>	
第5回 3月18日	保存活用計画の最終報告

■那須烏山市烏山城跡保存活用事業推進委員会の経過

開催日	検討内容
<b>令和5年</b>	
事前打ち合わせ	
6月16日	保存活用事業推進のための事前打ち合わせ、史跡の保存、管理、整備、活用に関係する課や担当が集まり、那須烏山市役所内部での進め方について、意見交換
政策調整会議	
7月20日	那須烏山市役所内部での進め方について調整
庁議	
8月1日	那須烏山市役所内部での進め方について決定
<b>令和6年</b>	
第1回 1月15日	委員長と副委員長の選出、本計画事務局素案の説明、今後の進め方説明（開催後から関係各課と事務局で調整内容の協議）
第2回 3月18日	関係各課との調整事項の確認、今年度成果の確認
第3回 12月9日	文化庁と県からの指導・助言内容の確認、事務局修正案の確認
教育委員会	
12月23日	事務局素案の説明、承認
<b>令和7年</b>	
庁議	
2月3日	計画素案を原案として決定
2月10日	パブリックコメントの実施
3月11日	

## (4) 関連計画との関係

### 第1節 本計画の位置付け

文化財保護法（以下「法」という）第3条では「文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであること」が示されるとともに、この法律の趣旨の徹底が、政府及び地方自治体の責務とされている。また、国民・所有者の心構えとして法第4条に国民的共有財産であることの自覚が求められている。この両規定を具現化するためには、市民と地方自治体の両者がともに不断の努力をする必要がある。

烏山城跡については、法第172条により那須烏山市が管理団体になっており、その価値を未来に伝えていくための責任がある。

また、平成31(2019)年4月1日に施行された法改正の趣旨には「文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財の継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備する」とあるように、史跡の保存・活用は公共の課題であり、市民と地方自治体が協力して実施されるべきものである。

栃木県は、地域における文化財の総合的な保存・活用を推進するため、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱（法第183条の2）として令和3(2021)年2月に「栃木県文化財保存活用大綱」（以下「県大綱」という）を策定した。那須烏山市は、本計画について平成31年法改正の趣旨や県大綱と適合させるように勘案し策定した。

その上で、本計画の位置付けは以下の①～③のとおりである。

- ①本市における烏山城跡の保存活用に関する基本的な指針とする。
- ②本市の最上位計画である那須烏山市総合計画の基本目標を達成するための個別計画に位置付けるものである。
- ③平成31年法改正の趣旨や県大綱を踏まえつつ、市上位計画との整合を図った計画に位置付けるものである。よって、SDGsが掲げる17のゴールに沿った政策・施策を推進し、SDGsの達成に寄与する計画である。

市最上位計画である第3次那須烏山市総合計画（令和5年度から5年間）における「まちの目指すべき将来像」の5つの基本目標（第6図）の中で、「基本目標2 未来につなぐ学びを育む」とした目標を達成するための基本方針として、「◇豊富な文化財や伝統文化を貴重な地域資源として積極的に活用し、効果的な魅力発信を進めるとともに、次世代にしっかり受け継いで行けるよう、保存・継承していくための環境づくりに取り組みます。」（第7図）とある。

また「基本目標3 未来につなぐ賑わいを創出する」とした目標を達成するための基本方針として、「◇新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きく落ち込んだ観光客数の回復を図るため、ICTを活用した広域周遊観光を推進するとともに、外国人を含め、新たな観光客の誘客に向けた観光施設の充実のほか、新たな観光産業の創出を目指します。」（第8図）とある。

さらに、重点戦略として「伝統・文化の活用・継承戦略」が掲げられ、文化財の有効活用と文化財の保存・継承をすすめていくものである。

このような第3次那須烏山市総合計画から、本計画は、烏山城跡が新しく史跡に指定されたことにより、その歴史的価値が証明され、分野別計画として本計画を保存活用に関する基本的な指針となる

計画に位置付け、上位計画と整合を図った計画に位置付けたものである。

※那須烏山市第3次総合計画（令和5年度から5年間）：

総合計画は、市の総合的かつ計画的な行財政運営の方向性を示すものであり、市民とともに目指すべき市の将来像への中長期的な展望を示す「まちづくりの指針」として、市の最上位計画に位置づけられるものである。

なお、総合計画を構成する「基本構想」については、「那須烏山市議会の議決すべき事件に関する条例（平成29年12月那須烏山市条例第32号）」に基づき、市議会の議決を経て策定する。

※SDGs との関係：

SDGs は 2015 年 9 月の国連サミットで採択された国際社会全体の開発目標で、2030 年を達成期限として、17 のゴール（表1）が設定されている。地球上の「誰一人取り残さない」ことを目的に、経済、社会、環境をめぐる広範な課題に対して、統合的に取り組む必要性が示されている。

表1 SDGs17のゴール

	<b>目標1 貧困</b> あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		<b>目標2 飢餓</b> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	<b>目標3 保健</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		<b>目標4 教育</b> すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	<b>目標5 ジェンダー</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		<b>目標6 水・衛生</b> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	<b>目標7 エネルギー</b> すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		<b>目標8 経済成長と雇用</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	<b>目標9 インフラ、産業課、イノベーション</b> 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		<b>目標10 不平等</b> 各国内および各国間の不平等を是正する
	<b>目標11 持続可能な都市</b> 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する		<b>目標12 持続可能な消費と生産</b> 持続可能な生産消費形態を確保する
	<b>目標13 気候変動</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる		<b>目標14 海洋資源</b> 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	<b>目標15 陸上資源</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する		<b>目標16 平和</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	<b>目標17 実施手段</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

## 第3次 那須烏山市総合計画

### 新たな未来への第一歩 市民が主役のまち 那須烏山市

まちの目指すべき将来像

本市が、10年後・20年後先の将来にわたって“持続可能なまち”であり続けるためには、従来までの「前例踏襲型の守りの市政運営」から1歩踏み出し、「未来志向型の積極的な市政運営」へと転換していくことが期待されている。

「まちづくりの主役は市民」であるという基本に立ち返り、市民一人ひとりの知恵と力を結集した「“持続可能なまち”づくり」の実現に向け、5年後の目指すべきまちの将来像を次のように設定する。

#### 基本目標1 未来につなぐ健やかな暮らしを支える



#### 基本目標2 未来につなぐ学びを育む



#### 基本目標3 未来につなぐ賑わいを創出する



#### 基本目標4 未来につなぐ安全・安心な暮らしを守る



#### 基本目標5 未来につなぐ持続可能な行財政運営を築く



### 個別計画 烏山城跡保存活用計画

第6図 保存活用計画の位置づけ

## 基本目標2 未来につなぐ学びを育む



### 基本方針

- ◇学校・家庭・地域が連携し、自分たちの住む地域の文化や歴史、自然などを見つめ直す「地域学」の推進に取り組み郷土愛の醸成を図るとともに、新たな時代に対応した特色ある学びを推進することにより、自ら考え行動できる人材の育成に努めます。
- ◇ライフステージに応じた学習ニーズや社会的課題に対応した学習機会を提供するとともに、学習の成果を地域に還元する機会や仕組みを構築することで、市民の自主的な学習活動を支援します。
- ◇年齢、性別、体力に関係なく、スポーツ・レクリエーションを楽しむことができる環境の整備・充実と指導者の育成に努めるとともに、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会のレガシーの継承、eスポーツをはじめとする新たなスポーツの導入を検討します。
- ◇豊富な文化財や伝統文化を貴重な地域資源として積極的に活用し、効果的な魅力発信を進めるとともに、次世代にしっかり受け継いで行けるよう、保存・継承していくための環境づくりに取り組みます。

第7図 第3次那須烏山市総合計画 基本目標2

## 基本目標3 未来につなぐ賑わいを創出する



### 基本方針

- ◇本市における雇用の受け皿として地域に貢献して来た地元事業者への積極的な支援をはじめ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う新しい生活様式の実現に向けて、多様な働き方や新たなビジネスモデルを展開する企業の誘致・支援に取り組みます。
- ◇農業生産法人を含めた農業の担い手の確保だけでなく、産業として成り立つ稼ぐ農業への転換を支援します。円安の影響や需要の高まりを受け、価値が高まった国産材の有効活用を図るため、市有林の適正管理及び山林の整備を推進します。
- ◇新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きく落ち込んだ観光客数の回復を図るため、I C Tを活用した広域周遊観光を推進するとともに、外国人を含め、新たな観光客の誘客に向けた観光施設の充実のほか、新たな観光産業の創出を目指します。
- ◇市過疎地域持続的発展計画の基本方針を踏まえ、将来的な移住・定住に繋げる「関係人口」の増加に向けた取組みを推進します。また、空き家の有効活用や住宅支援策の充実による、定住支援や日常生活に必要なサービスの確保により、転出超過の抑制を図ります。

第8図 第3次那須烏山市総合計画 基本目標3

## 第2節 本計画の期間

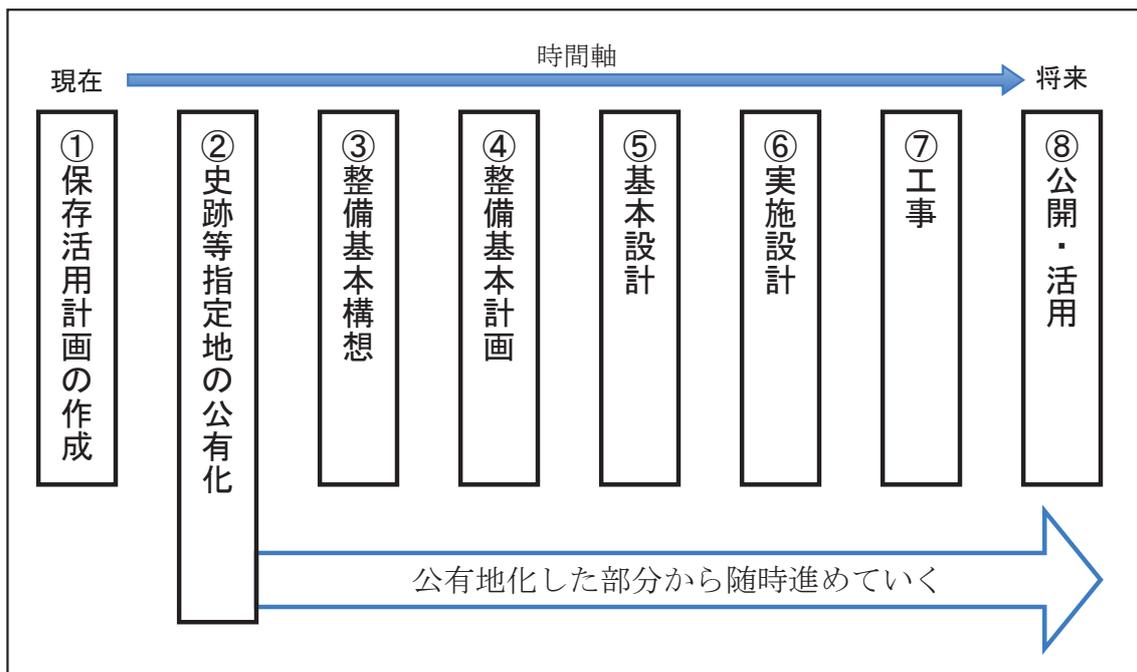
本計画の実施期間は、令和7年度から令和20年度までの14年間とする。

史跡指定地は25万㎡を越える広大な範囲であり、大半が民有地でもあるため、公有地化に向けた現地での土地境界の確定などの登記や財政的な問題から、史跡全体の公有地化には本計画策定後に最短でも14年の期間が見込まれる。

また、那須烏山市総合計画の個別計画にも位置付けられていることから、本計画を円滑に進めていくため、総合計画と連動していく必要がある。そのため本計画の期間は、那須烏山市総合計画の見直し時期を考慮した。なお、本計画はその後の第6次総合計画（令和20年度から令和24年度の予定）を策定した翌年に合わせて本計画の見直しを想定し、令和7年度から令和20年度までの14年間とした。ゆえに本計画は、その後の整備活用に向けた指針であり、短期間で容易に変更すべき性格のものではない。

ただし、社会情勢等の大きな変化等が生じて計画期間の途中で見直しが必要と判断された場合には、上位計画との整合を図りながら、慎重な議論の上、適宜見直しを行うものである。

また、本計画を元に、今後の事業（第9図）を進めていく予定であるが、早期の公開・活用を実現させるため、公有地化が一定程度進んだ段階で、随時予定事業を進めていく。



第9図 今後の烏山城跡の事業予定

### (5) 計画の実施

発行日付 令和7年3月に発行

実施期間 令和7年度から令和20年度までの14年間

## 第2章 史跡等周辺の環境

### (1) 自然的環境

#### 第1節 位置と交通

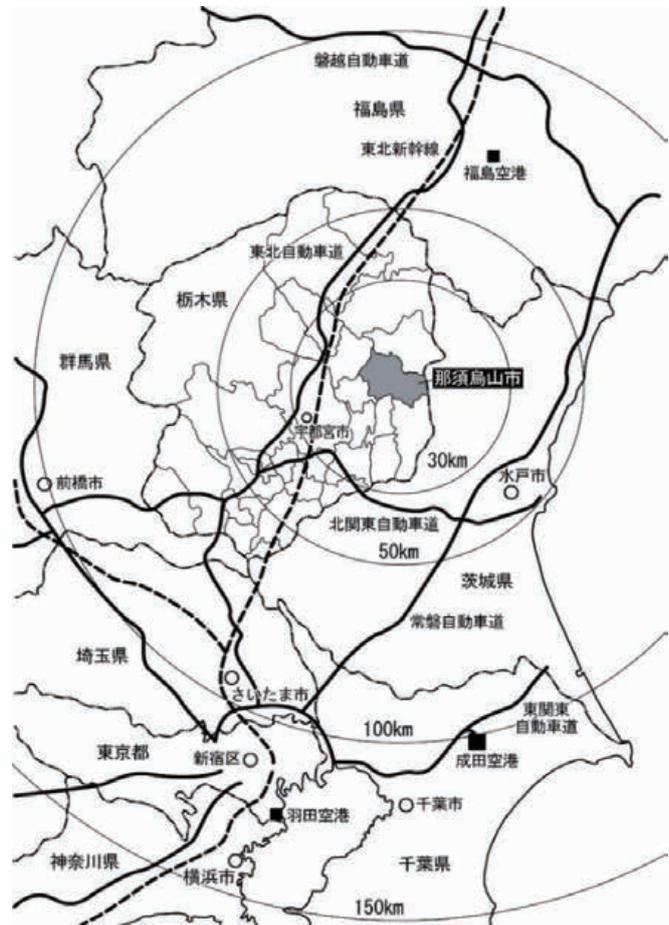
那須烏山市は、首都圏150km圏内で栃木県の東部に位置し、宇都宮市から概ね30～35kmの距離にある(第10図)。面積は174.35km<sup>2</sup>で、栃木県全体の2.7%である。西部は高根沢町、北部はさくら市、那珂川町、南部は市貝町、茂木町、東部は茨城県常陸大宮市に接している(第11図)。

道路は、一般国道2路線と主要地方道7路線があり、一般国道293号は市の北部を東西に、一般国道294号は市の中心部を南北に走っている。特に市内の中心部は、一般国道294号や主要地方道宇都宮那須烏山線などにより交通網が形成されており、栃木県東部の交通の要所となっている。また、国道の改良や主要地方道宇都宮那須烏山線「高瀬トンネル」の開通などにより一部道路環境が向上している。

高速自動車道路は、東北自動車道路、北関東自動車道路及び常磐自動車道路までのアクセスは、最寄りのインターチェンジから50分程度である。

公共交通は、JR烏山線が市内を東西に走り、市内に5つの駅がある。宇都宮駅まで約1時間で接続し、この地域の足として重要な役割を果たしている。

また、那珂川町と共同運営するコミュニティバスや市街地と集落を連絡する公営バスのほか、公共交通不便地域における移動手段として、「デマンド交通」が運行されている。



第10図 那須烏山市 位置図



第11図 那須烏山市 周辺市町図

## 第2節 地形・地勢と気候

那須烏山市の地形は、八溝山系に属し、那須岳を源とする那珂川が蛇行を繰り返しながら平野部を貫流している（第12図）。那珂川西岸は丘陵地帯が形成され、丘陵を縫うように荒川や江川などの大小河川が貫流し、那珂川東岸は、那珂川県立自然公園\*（第13図）に属する山間地と小河川で形成されている。那珂川の両岸には20～25mの段丘崖が発達し、東岸は那珂川県立自然公園を有する山間地帯、西岸は丘陵地帯（喜連川丘陵）と地形が2種に大別される。

烏山城跡は、那珂川西岸、烏山地区の市街地が展開する那須烏山市の東側に位置する。烏山地区の市街地は、那珂川西岸の河岸段丘上の狭い平坦面に形成されており、さらにその西側に広がる喜連川丘陵の一支脈に烏山城跡が築かれている。

烏山城跡の位置する丘陵の東側を大きく蛇行して南流する那珂川、丘陵の西側を南流する江川に画され、北側の丘陵地帯は大小の谷が複雑に入り組んでおり、地形が険しく、守りに有利なことを巧みに利用した要害の地を選んで築城された城跡である。現在は、烏山城跡の大部分が第2次世界大戦後に行われた植林により山林となっている。

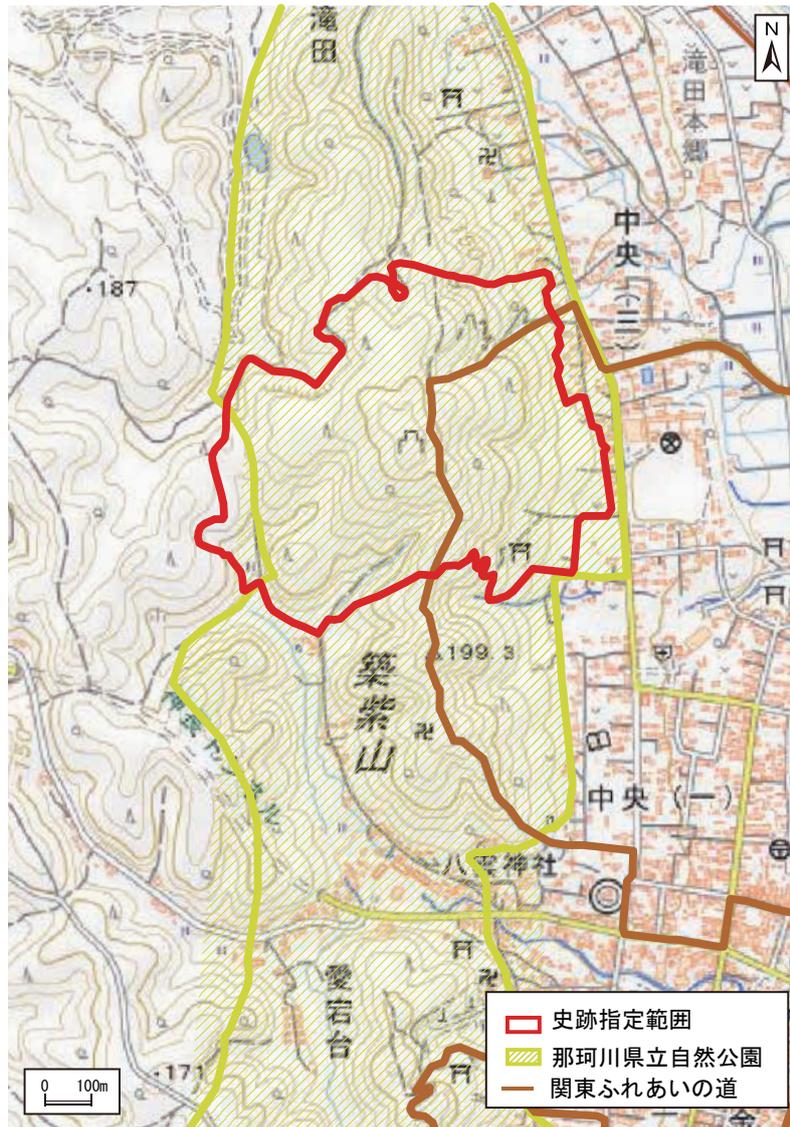
また、那須烏山市は、一般国道294号と主要地方道宇都宮那須烏山線を主軸に、南那須市街地と烏山市街地の2つの都市核を有する「2極分散型」の都市構造を形成しており、JR烏山線や主要地方道宇都宮那須烏山線などによる連絡の良さから、宇都宮広域生活圏に含まれ、定住機能や産業機能を補完する都市としての性格を有している。

※那珂川県立自然公園：

昭和42（1967）年3月に栃木県の指定を受けた。那須烏山市、茂木町、市貝町にまたがり、総面積は3,001ha（うち特別地域977ha、普通地域2,024ha）。公園の中心を那珂川が流れ、四季の景観変化や釣りなどの利用で楽しまれている。自然公園内での各種行為は許可や届出が必要となる場合がある。



第12図 那須烏山市 河川位置図



第 13 図 烏山城跡周辺の状況

気候は、温まりやすく冷めやすいという陸地の特徴により気温の変化が大きくなり、寒暖の差が大きくなる典型的な内陸型気候であることが特徴である。

那須烏山市の年間平均気温は13℃前後、年間降水量は約1,500mmで寒暖の差は大きいものの、積雪はほとんどなく、乾燥しているが全体的には温暖で生活しやすい地域である。

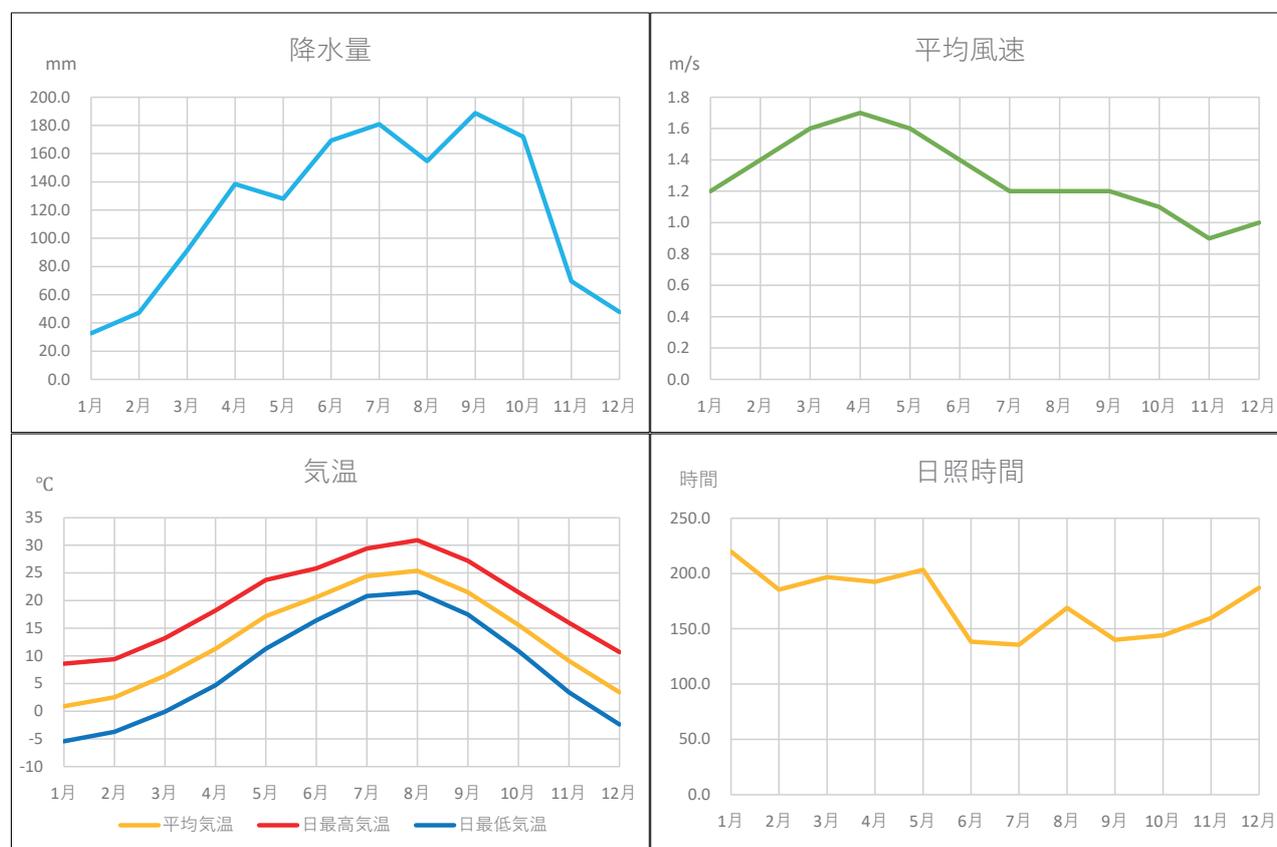
夏は雷が多いことで有名で、激しい雷雨は夏の風物詩である。そのためカミナリ様をライ様と親しみをもって呼ばれたりもする。これは夏に北西から南東方向に伸びる斜面が、日中の強い日射しによって温まり、そこに南からの風が入ることで上昇気流が起こり、雷雲を発生させる熱雷である。

冬は、特に1月の最低気温は低く、北部山沿いの日光市よりも低い日もあるが、日照時間は長く、降水量が際立って少ないことから、とても乾燥する時期でもある。これは、日中の南寄りの風や朝夕の強い北寄りの風に比べ、夜間は北寄りの風が弱く晴天の日が多いためであり、放射冷却現象が起きやすく厳しい寒さとなり、霜が降る。

表2 那須烏山市の気候

要素	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	日最高气温 (℃)	日最低气温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
統計期間	2009～2020	2009～2020	2009～2020	2009～2020	2009～2020	2009～2020
資料年数	12	12	12	12	12	12
1月	32.7	0.9	8.6	-5.4	1.2	220.0
2月	47.3	2.5	9.4	-3.7	1.4	185.4
3月	91.3	6.4	13.2	-0.1	1.6	196.7
4月	138.5	11.3	18.2	4.7	1.7	192.4
5月	128.0	17.2	23.7	11.3	1.6	203.4
6月	169.3	20.6	25.8	16.4	1.4	138.3
7月	180.9	24.4	29.4	20.8	1.2	135.6
8月	154.7	25.4	30.9	21.5	1.2	169.0
9月	188.8	21.5	27.2	17.5	1.2	140.1
10月	171.9	15.6	21.5	10.9	1.1	144.0
11月	69.5	9.1	16.0	3.4	0.9	159.8
12月	47.7	3.4	10.7	-2.4	1.0	187.2
年	1436.3	13.2	19.6	7.9	1.3	2086.8

※気象庁データ 那須烏山市の平均値、主な要素 参照



※気象庁データ 那須烏山市の平均値、主な要素 参照

第14図 那須烏山市の気候グラフ

## (2) 歴史的環境

### 第1節 埋蔵文化財について

那珂川流域の段丘上や丘陵上、山間部に多数の遺跡が存在している。その多くは本格的な発掘調査が実施されていないため未詳であるが、旧石器時代から近世にかけて埋蔵文化財包蔵地が確認されており、古くから多くの人がこの地で生活していたことが遺跡数からも窺える。

#### ■旧石器時代

この地域で最も古い時代の遺跡として、曲畑遺跡や宮原遺跡等の旧石器時代の遺跡の存在が知られている。

曲畑遺跡では上下2つの層から石器などが出土している。上層ではエンドスクレイパーと有舌尖頭器が発見されており、これらを組成に持つ旧石器時代終末から縄文時代草創期の石器群に比定できる。下層では、柄に付けて使用されたと考えられている台形様石器や石核などが出土し、約32,000年前のものと推測されている。

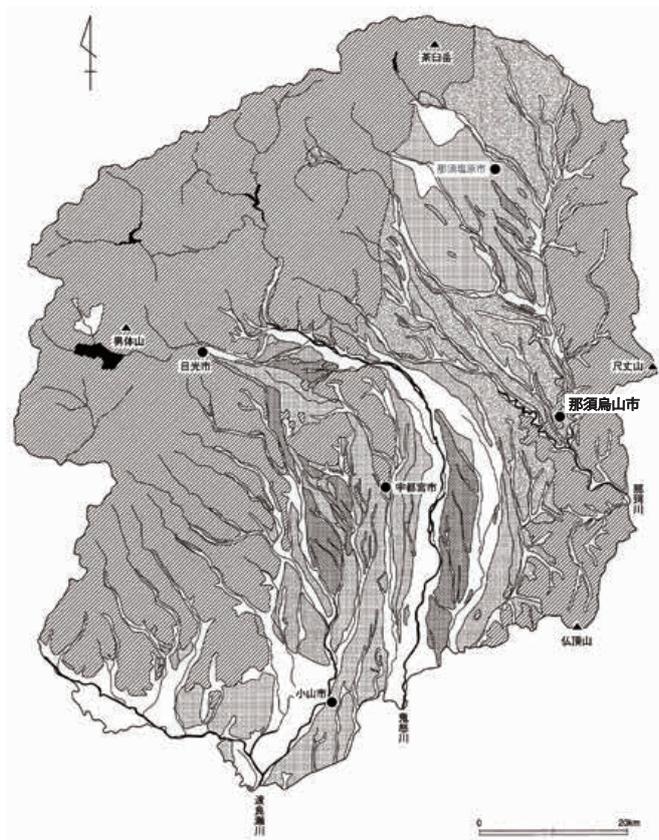
宮原遺跡では旧石器時代末（約16,000～17,000年前）と推定される大型尖頭器等が宅地造成中にローム層より出土した。

#### ■縄文時代

市内では、草創期の遺跡は確認されていないが、早期になると遺跡が確認されてくる。前期には遺跡数も増加傾向にあり、中期から後期は遺跡数が爆発的に増加し、大規模化する。この時期の遺跡である新道平遺跡、曲畑遺跡の調査では、大量の土坑群や住居跡、豊富な遺物が確認され、継続的な集落の使用状況などから、縄文集落の変遷が明らかとなっている。しかし、晩期については全体に遺跡数が減少していく傾向が見られる。

#### ■弥生時代

この時代に確認されている遺跡数は、那須烏山市域だけではなく、栃木県全体として少ないことが知られている。そのような中、斧窪遺跡では栃木県を中心に分布する二軒屋式土器と、茨城県を中心とする十王台式土器が共伴して出土している。新道平遺跡、大和久遺跡では中期の土器片が採取されているが、小片であるため具体的なことは不明である。



第15図 栃木県地形図



宮原遺跡出土石器

### ■古墳時代

古墳時代の始まりである4世紀頃は、北に隣接する那珂川町などで有名な那須小川古墳群など前方後方墳が多く確認されている。しかし、那須烏山市内には前方後方墳は1基も確認されておらず、古墳出現期の遺跡もとても少ない。弥生時代終末期から古墳時代前期にかけて、周辺のさくら市や高根沢町には、少ないが集落跡が確認されていることから、那須烏山市域にこの時期に遺跡が少ないことには、何らかの理由があると思われるが現在はまだ不明である。

しかし中期5世紀に近づくと、江川流域の黒尾原A遺跡や、北西市境に位置する森後遺跡（さくら市所在）で集落が確認されており、荒川流域の北原遺跡では前期と思われる方墳2基と竪穴建物跡5軒が調査されるなど、当地域における前～中期ごろの様相が明らかとなっている。

後期になると、那珂川や荒川、江川流域の段丘上や微高地などに数基から数十基の単位で古墳が築かれるようになる。前方後円墳の周囲に円墳が築造されている大和久古墳群、珠文鏡や子持ち勾玉が出土した東原古墳群など地域内の人口が増えてきていることがわかる。

また、当地域は県内屈指の横穴墓群の密集地域として知られており、現在のところ10群90基余りの横穴墓が確認されている。那珂川西岸の丘陵地帯や中小河川流域に分布が集中し、段丘崖や丘陵斜面に築造されている。

### ■古代

平安時代中期に編纂された『和名類聚抄』によると、下野国には九郡（足利・築田・安蘇・都賀・寒川・河内・芳賀・塩屋・那須）あったことが記されている。

本市域内は荒川を境として西の地域が芳賀郡、東の地域が那須郡に区分されていたと考えられており、諸説あるが、大筒郷（大桶）・熊田郷（熊田）・全倉郷（田野倉）・大井郷（向田）が存在したと考えられ、郷の比定地及びその周辺域に広く分布している。

8世紀になると那須郡内においても窯業生産が開始される。本市域でも8世紀中頃に中山窯跡が作られ、9世紀前半頃に銭神窯跡に移行して生産が行われていたようである。

鴻野山の所在する長者ヶ平遺跡は、古くから焼米（炭化米）が採取される場所として知られており、遺跡の北側には古代官道と推定される「推定東山道」が通っていることから、芳賀郡新田駅家の有力候補地と考えられている。これまで実施した確認調査により、この遺跡が奈良平安時代に営まれた官衙（古代の役所）であることが確認され、遺跡西側をタツ街道と呼ばれる古道も推定東山道と交差しており、同時期に使用されていたことが確認された。これらの成果により、平成21年2月12日に「史跡長者ヶ平官衙遺跡附東山道跡」として指定を受けた。

### ■中世・近世

平安時代末期から戦国時代にかけて、下野国東部地域を領有したのが那須氏である。中世における那須氏の動向については諸説あるが、15世紀初頭（応永年間）に惣領家と庶子家との抗争により分裂し、烏山を本拠とした庶子家（下那須氏）が次第に惣領家（上那須氏）をしのぐ勢力となり、16世紀前半に惣領家の後継争いに乗り、上下那須を統一したとされている。本市域は概ね那須氏の勢力範囲に属していると考えられ、那須氏一族や家臣に関連する城館が多く築かれている。

この時代の庶民層の様相については、発掘の調査例が少なく不明な部分が多い。しかし、少しずつではあるが、中近世の土坑や溝、井戸跡、掘立柱建物跡などが確認されるなど、資料の蓄積がみられるようになってきている。

## 第2節 烏山城跡の主な沿革

烏山城の築城については諸説あるが、応永25(1418)年に那須氏一族の沢村五郎資重によって築かれたとする説が一般的である。これは、延宝4(1676)年に那須郡小口村(現:那珂川町小口)の名主であった大金重貞によって編纂された「那須記」の記述によるもので、応永21(1414)年、兄である那須資之との抗争に敗れた弟の資重が居城の沢村城(矢板市)から退去し、しばらくは下境の仮城に居を構えていたが、応永24(1417)年2月に八高山頂に築城を開始して翌25(1418)年正月に城が完成し、移り住んだというものである。

ただし、この「那須記」は兄弟間抗争から約250年を経て編纂されたものであるため、記載された情報のすべてを信頼することはできないが、15世紀前半には那須氏が上那須(惣領家)と下那須(庶子家)に分裂し、下那須氏の拠点が烏山に置かれたことは間違いがなく、約100年間にわたり分裂する状況が続いた。その後16世紀前半、家督を巡る争いにより上那須氏が断絶したことで下那須氏への再統一が果たされる。

天正18(1590)年、那須資晴が小田原合戦後の豊臣秀吉による宇都宮仕置で、小田原遅参を理由に所領を没収された。資晴は烏山城から佐良土城(大田原市)へと移り、蟄居となり、中世以来の那須氏による統治が終わりを迎える。

戦国時代末期から江戸時代中期にかけては、石高2~3万石の小藩が在任1~2年で城主の交代が繰り返される。堀氏から板倉氏が烏山を治めていた期間(1627年~1681年)には城内及び城下の整備が行われた。特に、堀親昌によって行われた城内整備では、追手門や登城口(七曲・十二曲)、三の丸が東山麓に整備され、近世城郭としての基礎が整えられた。以降、三の丸が実質的な城の中核となり、山城部分は在番の家臣を置くだけの象徴的な存在になっていく。

享保10(1725)年、江州三雲(滋賀県)から幕府若年寄の大久保常春が2万石で入封する。常春は享保13(1728)年に老中に就任し、相模国の鎌倉・高座・大住・愛甲四郡内で1万石の加増を受け、都合3万石を領することとなった。以降、8代約150年にわたる大久保氏による藩政が執られた。

慶応3(1867)年、徳川幕府が天皇に政権を返上した大政奉還を経て、明治6(1873)年に発せられた太政官達「全国城郭存廢ノ処分並兵營地等撰定方」により烏山城は大田原城、黒羽城と共に廢城となった。その後、失火や大雪被害により建物が失われたとされる。

この烏山城跡の主な沿革を参考に、烏山城の城主についても築城されたと考えられている時期から明治時代の廢城に至るまでを、確認されている範囲で順にまとめた(表3)。

表3 烏山城主年表

名主城		称号	在任期間	事項
那須氏	1	資重	沢村五郎 1418～1434 (応永25年)(永享6年)	那須余一宗隆子孫、那須資氏二男。現在地に城郭を築き、下境の稲積城から本拠を移したと伝わる。
	2	資持	越後守 1434～1467 (永享6年)(応仁元年)	資重嫡子。この代から那須氏を名乗る。
	3	資実	伊予守 1467～1494 (応仁元年)(明応3年)	資持嫡子。明応2年(1493)、城郭の拡張を行い、筑紫山の八幡宮を宮原へ移す。
	4	資房	修理大夫 1494～1516 (明応3年)(永正13年)	資実嫡子。永正13年、上那須氏の断絶により、那須上下の庄を統一する。明応9年(1500)、天性寺を再興し、菩提寺とする。
	5	政資	壱岐守 1516～1546 (永正13年)(天文15年)	資房嫡子。永正13年より、上那須の山田城主となる。
	6	高資	修理大夫 1546～1551 (天文15年)(天文20年)	政資嫡子。天文18年(1549)9月、五月女坂の合戦で宇都宮尚綱を討ち取る。天文20年1月、千本資俊の館にて謀殺される。
	7	資胤	〃 1551～1583 (天文20年)(天正11年)	政資二男。始め森田城主。高資の死去により家督を相続する。永禄3年(1560)、大桶村の牛頭天王を城下に勧請する。
	8	資晴	〃 1583～1590 (天正11年)(天正18年)	資胤嫡子。天正13年(1585)12月、滝の太平寺にて千本資俊・隆継を謀殺する。天正18年(1590)、豊臣秀吉に小田原運参を咎められ所領を没収される。
織田信雄			1590～1591 (天正18年)(天正19年)	織田信長二男。小田原戦役後の論功行賞で、豊臣秀吉の怒りをかい尾張国清州から転封となる。翌年、秋田へ移される。
成田氏	1	氏長	下総守 1591～1595 (天正19年)(文禄4年)	成田長泰嫡子。会津福井城から転封となる。文禄元年(1592)、文禄の役で肥前名護屋城に参陣する。長忠を養子として家督を相続させる。
	2	長忠	左衛門尉 1595～1616 (文禄4年)(元和2年)	氏長弟。慶長5年(1600)、関ヶ原の戦いで徳川方に属し、下野国にて上杉景勝の南下に備える。戦後、本領を安堵される。
	3	氏宗	左馬介 1617～1622 (元和3年)(元和8年)	長忠二男。徳川方として大阪冬の陣、夏の陣に出陣し、戦功を挙げる。家督問題で改易となる。
松下重綱		石見守	1623～1627 (元和9年)(寛永4年)	松下之綱二男。常陸国小張から転封となる。陸奥国二本松へ転封される。
堀氏	1	親良	美作守 1627～1637 (寛永4年)(寛永14年)	堀秀政二男。豊臣秀吉に近侍し、天正19年(1591)、羽柴氏と豊臣の姓を下賜される。下野国真岡から転封となる。
	2	親昌	〃 1637～1672 (寛永14年)(寛文12年)	親良嫡子。寛永17年(1640)、追手門と神長門を創建する。万治2年(1659)、城の山麓に三の丸を築く。信濃国飯田へ転封される。
板倉氏	1	重矩	内膳正 1672～1673 (寛文12年)(延宝元年)	板倉重昌嫡子。三河国中嶋から転封となる。寛文12年12月、老中に列せられる。
	2	重種	〃 1673～1681 (延宝元年)(天和元年)	重矩二男。城下の区画整理を実施し、城下町の体裁を整える。武蔵国岩槻へ転封される。
那須氏	1	資祇	遠江守 1681～1687 (天和元年)(貞享4年)	増山正利弟。下野国福原から転封となる。滝の太平寺に天蓋を寄進する。
	2	資徳	与一 1687～1687 (貞享4年)(〃)	津軽信政三男。家督問題で改易となる。
永井直敬		伊賀守	1687～1702 (貞享4年)(元禄15年)	永井尚庸二男。河内国から転封となる。5代将軍徳川綱吉に近侍する。播磨国赤穂へ転封される。
(比企長左衛門)		幕府代官	1702～1703 (元禄15年)(元禄16年)	永井氏転封により城主不在となり、一時期幕府代官の管理下に置かれる。
稲垣氏	1	重富	対馬守 1703～1710 (元禄16年)(宝永7年)	稲垣重昭嫡子。上総国大多喜から転封となる。
	2	昭賢	摂津守 1710～1725 (宝永7年)(享保10年)	重富嫡子。志摩国鳥羽へ転封される。
大久保氏	1	常春	佐渡守 1725～1728 (享保10年)(享保13年)	大久保忠高嫡子。近江国三雲から転封となる。8代将軍徳川吉宗の信任厚く、若年寄、老中職を歴任する。
	2	忠胤	山城守 1728～1759 (享保13年)(宝暦9年)	常春嫡子。享保～宝暦年間、都合4度の大阪加番を仰せ付けられる。
	3	忠郷	伊豆守 1759～1769 (宝暦9年)(明和6年)	忠胤二男。宝暦12年(1762)、宮原八幡宮に麾を奉納する。
	4	忠喜	山城守 1769～1805 (明和6年)(文化2年)	忠郷弟。領内に心学を導入し、領民の教化を図る。
	5	忠成	佐渡守 1805～1827 (文化2年)(文政10年)	松平忠恕三男。忠喜の養子となり家督を相続する。藩政改革を実施し、財政の立て直しを図る。
	6	忠保	〃 1827～1848 (文政10年)(嘉永元年)	忠成嫡子。天保8年(1837)、二宮尊徳の助力を得て領内に報徳仕法を導入し、荒廃した農村の復興を図る。
	7	忠美	〃 1848～1864 (嘉永元年)(元治元年)	忠保三男。安政2年(1855)、城下の繁栄を願い日光から毘沙門天を勧請する。
	8	忠順	〃 1864～1869 (元治元年)(明治2年)	忠美嫡子。版籍奉還により烏山藩知事となる。後に子爵となる。

### (3) 社会的環境

#### 第1節 人口の推移

本市の総人口は、昭和 60（1985）年の 33,854 人をピークに減少傾向にあり、令和 2（2020）年国勢調査における総人口は 24,875 人で、前回平成 27（2015）年調査から 2,172 人減少している。年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）が減少する中、高齢者人口（65 歳以上）は増加しており、少子高齢化が急速に進行している。

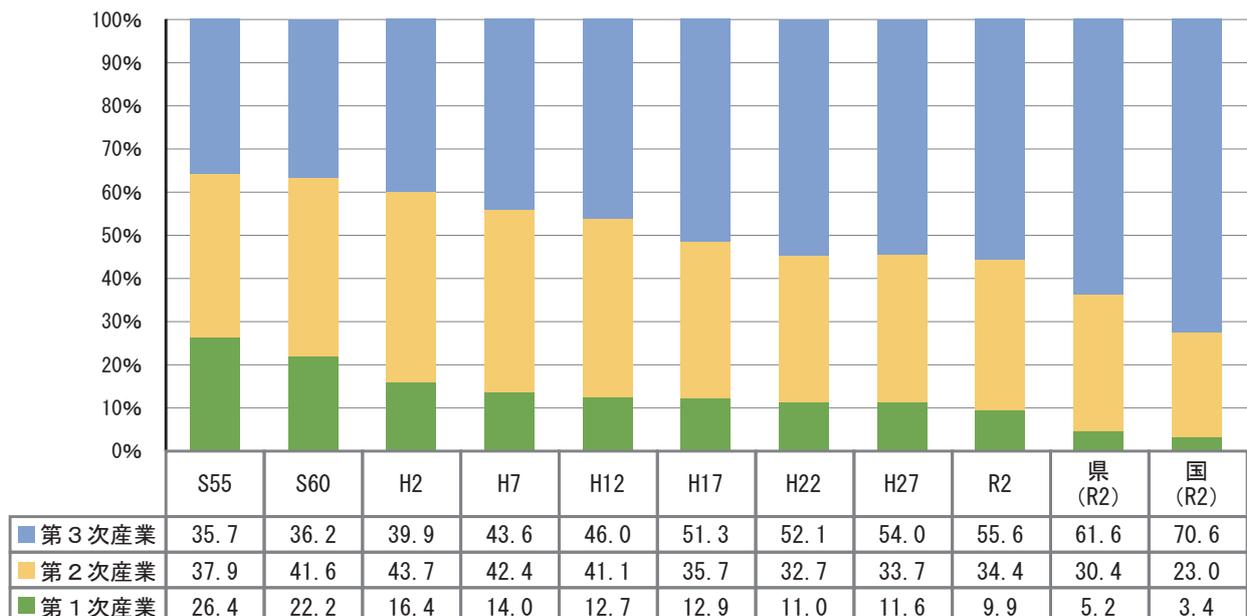
市の人口ビジョンの推計では、今後も人口減少が加速することが予想され、2035 年には 20,000 人の大台を割り込む見込みである。これにより、加速する少子化・高齢化・人口減少が問題である。

#### 第2節 産業分類別人口の推移

本市の産業人口は、年々減少傾向にあり、産業分類別（第 16 図）では、第 1 次産業、第 2 次産業が大きく減少している。第 1 次産業は、担い手不足による影響が主な要因であり、第 2 次産業は、産業の高度化や経済のサービス化、ソフト化など産業構造が変化し、仕事そのものの変化や雇用形態の変化等が影響している。また、近年では、若者の就業希望が第 3 次産業へとシフトしている。本市の産業分類別人口の割合では、就業形態により第 3 次産業の割合が伸びているが、国・県と比較すると、依然として第 1、2 次産業の割合が高い状況となっている。

本市の産業別就業者数の推移（表 4）は、第 1 次産業の農業が平成 22 年から令和 2 年までの 10 年間で約 23%と大きく減少しており、第 2 次産業では、製造業が 10.1%減少している。第 3 次産業では、卸売・小売業が減少しており医療・福祉業が伸びている。

本市の産業別人口及び特化係数（第 17 図）は、国と比較（特化係数：国全体の就業者比率を 1 とした場合の比較）をすると、相対的に農業、製造業、複合サービス業への特化の度合いが強くなっている。また産業別男女数では、男性は製造業が多く、女性は医療・福祉産業が多くなっている。また特化係数では、女性の農業、製造業の比率が高いことから本市の産業構造は、依然として第 1 次、第 2 次産業の割合が高い状況となっている。



※分類不能の産業を除いているため100%とならない場合がある。

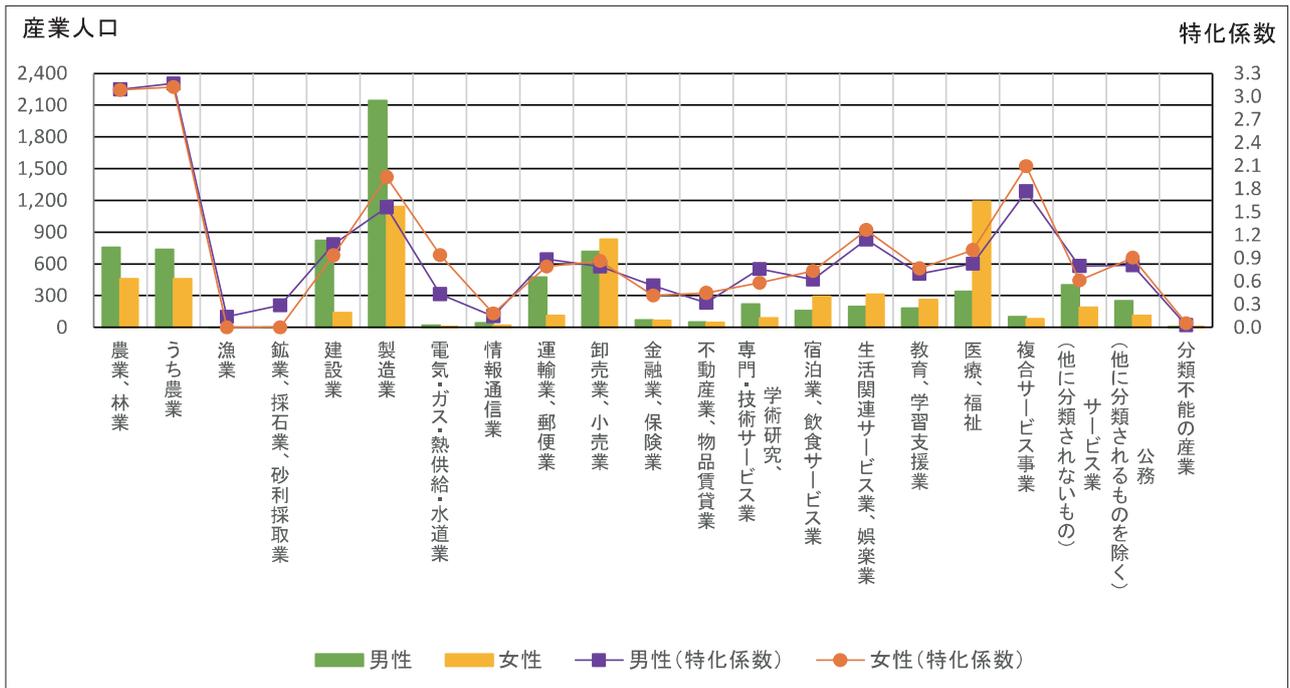
資料：国勢調査人口

第 16 図 産業分類別人口の推移（割合）

表4 産業分類別就業者数の推移

産業区分	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
第一次産業	4,785	3,982	2,941	2,498	2,166	2,047	1,593	1,562	1,219
農業	4,760	3,956	2,917	2,482	2,153	2,036	1,568	1,538	1,199
林業	13	24	19	13	11	11	22	18	17
漁業	12	2	5	3	2	0	3	6	3
第二次産業	6,849	7,440	7,826	7,547	6,982	5,692	4,729	4,547	4,253
鉱業	38	26	28	12	7	3	3	3	1
建設業	1,474	1,456	1,623	1,823	1,698	1,270	1,127	1,027	964
製造業	5,337	5,958	6,175	5,712	5,277	4,419	3,599	3,517	3,288
第三次産業	6,459	6,479	7,151	7,757	7,815	8,171	7,543	7,286	6,880
電気・ガス・水道業	40	42	45	48	42	32	32	22	31
情報通信業	689	637	650	728	746	132	74	73	65
運輸業	－	－	－	－	－	648	626	589	587
卸売・小売業	2,681	2,477	2,525	2,635	2,628	2,269	1,884	1,721	1,552
金融・保険業	221	243	251	266	224	181	196	162	136
不動産業	21	17	33	39	51	69	102	86	100
学術研究、 専門・技術サービス業	－	－	－	－	－	－	408	372	315
飲食店・宿泊業	2,288	2,513	3,094	3,491	3,564	581	567	540	451
生活関連サービス業、 娯楽業						－	659	575	509
教育・学習支援業						559	511	440	442
医療・福祉業						1,156	1,298	1,476	1,553
複合サービス事業						285	177	237	180
サービス業 (他に分類されないもの)						1,763	587	567	592
公務						519	550	553	550
分類不能の産業	1	3	5	0	41	17	616	93	15
就業者数	18,094	17,904	17,923	17,802	17,004	15,927	14,481	13,488	12,367

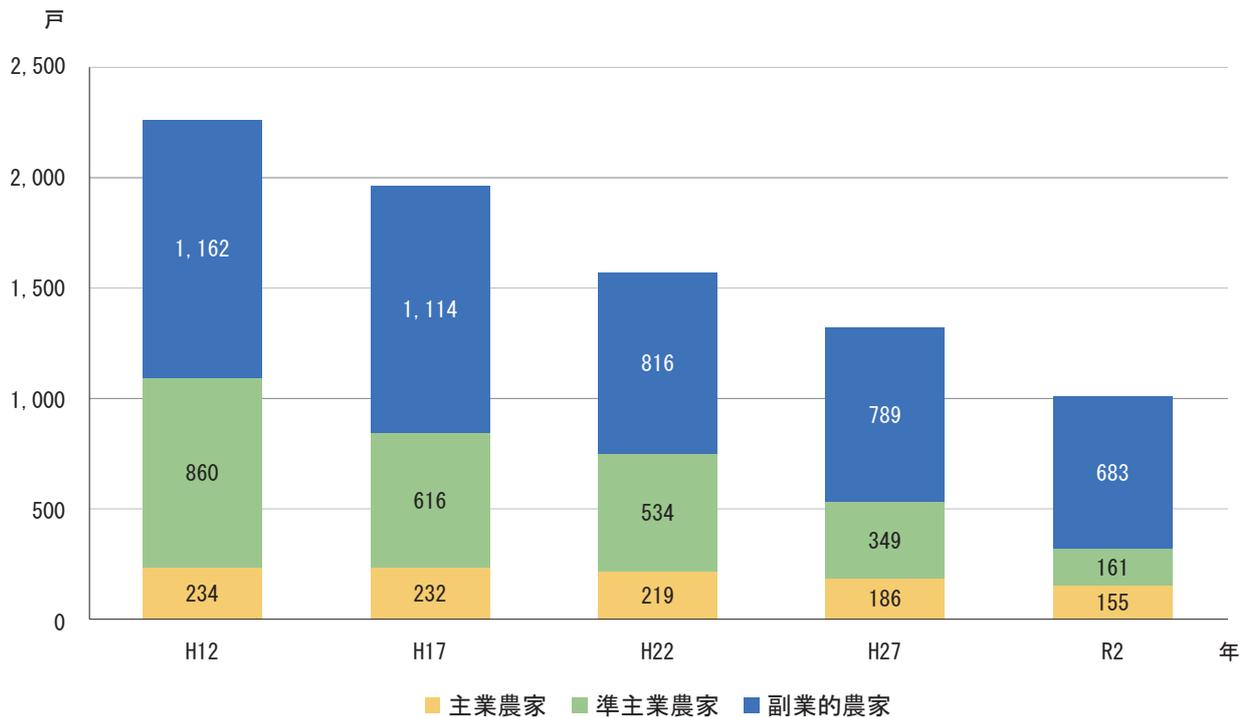
資料：国勢調査人口



[特化係数] 国の産業別就業者比率を基準 (= 1) とした場合の本市の比率

資料：国勢調査人口

第 17 図 産業別人口及び特化係数



主業農家：農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満の自営業従事60日以上の方がいる農家

準主業農家：農外所得が主で65歳未満の自営農業従事60日以上の方がいる農家

副業的農家：65歳未満の自営農業従事60日以上の方がいない農家（調査期日前1年間に農産物販売を行わなかった農家を含む）

資料：農林業センサス

第 18 図 販売農家の内訳

### 第3節 農業の現状

農業は、米麦や肉用牛・乳用牛・豚の畜産、果樹（なし）の生産割合が高くなっているが、農家数や農業産出額は減少傾向にある。主食用米の消費減少に伴った飼料用米・WCS用稲（発酵粗飼料用稲）等の新規需要米の生産や水田活用による露地野菜の推進、地域ブランド農産物である中山かぼちゃや八溝そばの生産に取り組んでいるものの、担い手の減少や高齢化、耕作放棄地の増加など農業生産を取り巻く環境は厳しさを増している。



中山かぼちゃ

#### 中山かぼちゃ

先がとがった紡錘型で、皮が非常に薄い品種で、栽培が難しく、出荷期間も1ヶ月半と短い。果肉は濃いオレンジ色できめ細かく、さつまいものようなほくほくとした食感が特徴。



仲秋のそば畑

#### 八溝そば

八溝地域（那須烏山市、那珂川町、市貝町、茂木町）で収穫されたそばであり、八溝山系の豊かな水資源と、山間地域による寒暖の差により香り高く、甘みがあるという特徴がある。



寒ざらしの様子

#### 寒ざらしそば

昨年収穫した秋そばを、寒中に玄そばを日光市山中の滝つぼに浸し、引き揚げ後は寒風にさらしてアクを抜き、夏までゆっくり熟成させることで、甘みやより深い風味を引き出した特別なそば。

#### 第4節 林業の現状

林業は、スギやヒノキの植林地が多く、八溝材生産の拠点であるとともに、シイタケなどの特用林産物の生産も盛んな地域となっている。八溝材については、材木需要の低迷や輸入材との競合等により長期的に価格が下落したが、世界的な木材需要の高まりに端を発した令和3（2021）年3月のウッドショックにより、国産材の需要は拡大し、八溝材の今後の活用が期待されている。一方、特用林産物については、平成23（2011）年3月の福島第一原発事故の影響で出荷が一部制限されるなど、厳しい状況が続いている。

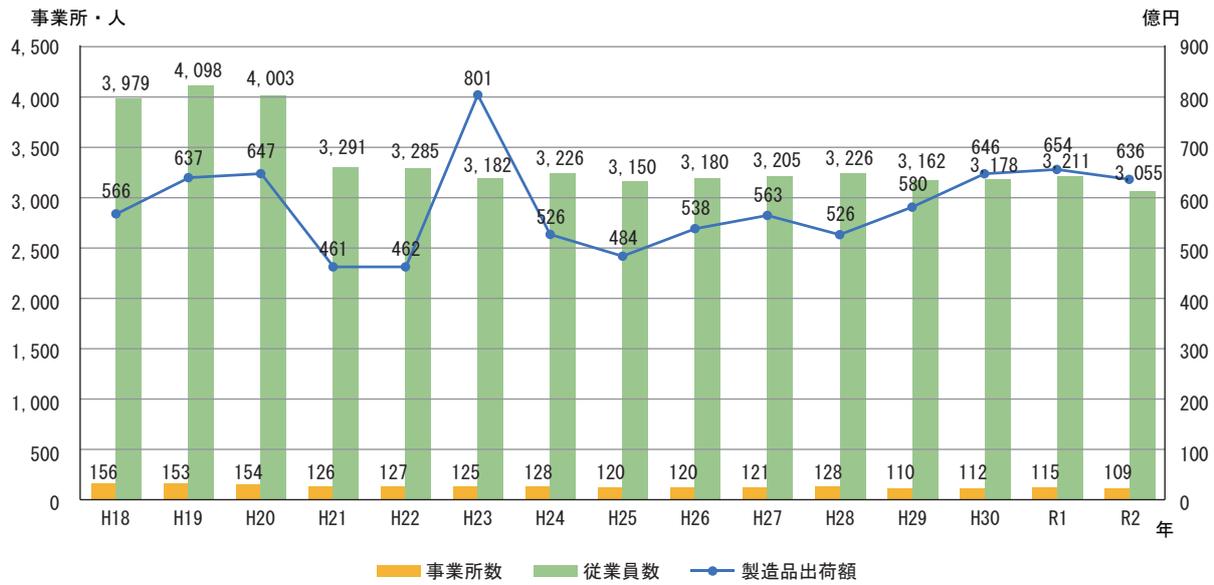


烏山城跡から見た八溝山地（住宅街は城下町）

### 第5節 工業の現状

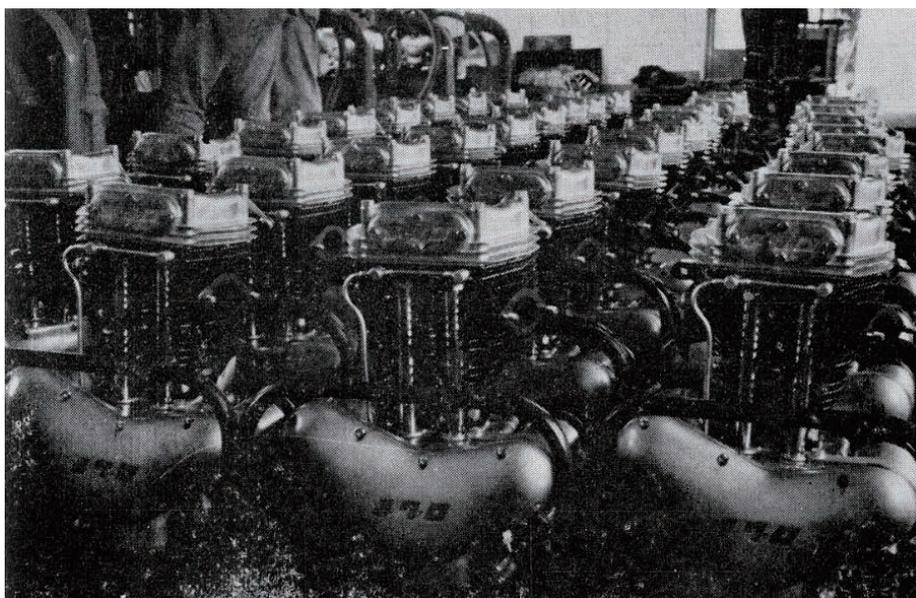
元来、烏山和紙など伝統的工業が存在し、高度経済成長や工業化の進展に併せて、昭和50年代以降、富士見台工業団地や烏山東工業団地が開発・分譲され、県内外からの企業誘致に成功し、地域産業に占める機械や電気工業等の割合が高まった。

しかし、最近では、経済状況の低迷による産業の空洞化等により、事業所数の減少、企業立地の低迷など工業を取り巻く環境は厳しい状況に置かれている。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響や急激な円安、物価高騰によりさらに厳しい状況が続いている。



資料：工業統計調査

第19図 事業所数・従業者数・製造品出荷額の推移



かつてのオートバイ工場の様子（『昭和37年版 烏山町勢要覧』より）

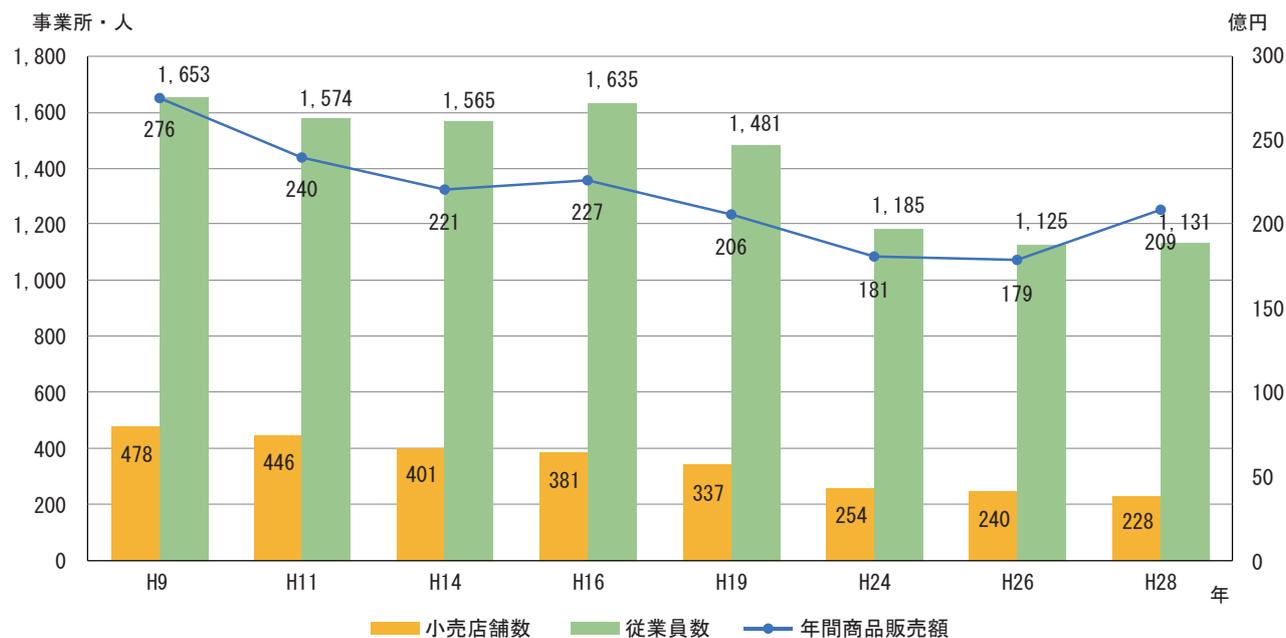
## 第6節 商業の現状

小売店舗数や商品販売額は近年減少傾向にある。これは、個人消費の低迷に加え、周辺都市に大型商業施設の立地・モータリゼーションの進展による生活圏の広域化などにより、宇都宮市やさくら市・高根沢町へ購買が流出しているためである。

この結果、中心市街地の集客力は衰退し、空き店舗が増加するなど、かつての「まち」の賑わいは減少しており、商店街の活性化が大きな課題となっている。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大や物価高騰による影響を受け、厳しい状況となっている。



第20図 購買客の流出



資料：商業統計（平成24年以降は経済センサス活動調査）

第21図 小売店舗数・従業者数・年間商品販売額の推移

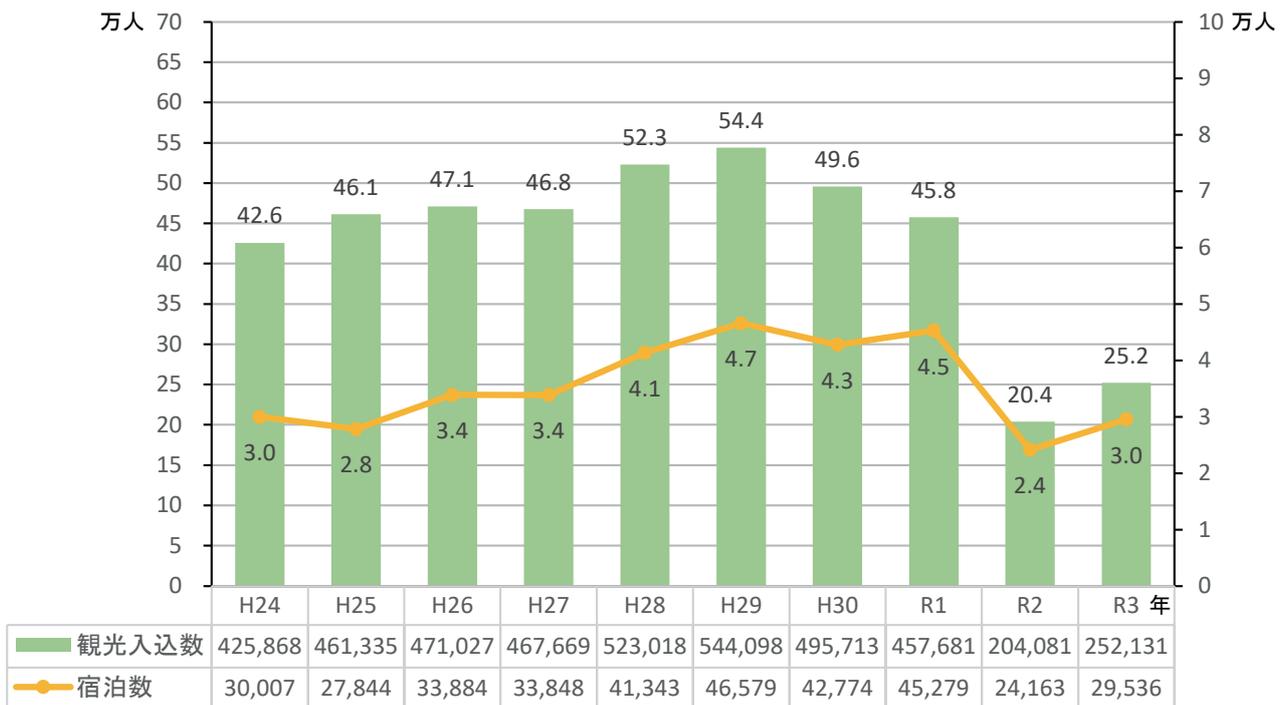
### 第7節 観光の現状

本市の観光入込数は、東日本大震災等により観光施設等を一部閉鎖した影響から、平成23年度以降、大幅に減少している。その後、平成28（2016）年12月に「烏山の山あげ行事」がユネスコ無形文化遺産の「山・鉾・屋台行事」を構成する1つになるなどの効果により徐々に観光客入込数が回復傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛の傾向が続く中、令和2年度に過去最低となった。現在は感染症対策を行いながら、新しい生活様式を踏まえた取組みにより少しずつ回復傾向にある。

本市には、那珂川県立自然公園をはじめ、日本の原風景といえる豊かな自然景観や那珂川、荒川などの大小河川の営みにより織り成す風景、烏山城跡を中心に烏山の山あげ行事や、烏山和紙として有名な程村紙、史跡となっている長者ヶ平官衙遺跡や東山道跡など、貴重な歴史・文化資源を数多く有しているが、観光客のニーズや旅行スタイルの変化を踏まえた変革が求められている。

本市は、東京圏まで2時間程度の距離にあり、JR烏山線によりアクセスのしやすさなどから日帰り観光が見込める地理的優位性を有している。そのため、本市の豊かな地域資源を活かした高付加価値化などを図った「体験型」「交流型」「滞在型」の要素を取り入れた着地型観光の推進など、さらなる観光業を発展させる可能性を秘めている。

観光客入込数



資料: 栃木県観光客入込数・宿泊数推計調査

第22図 観光客入込数

## 第8節 那須烏山市の産業における特性

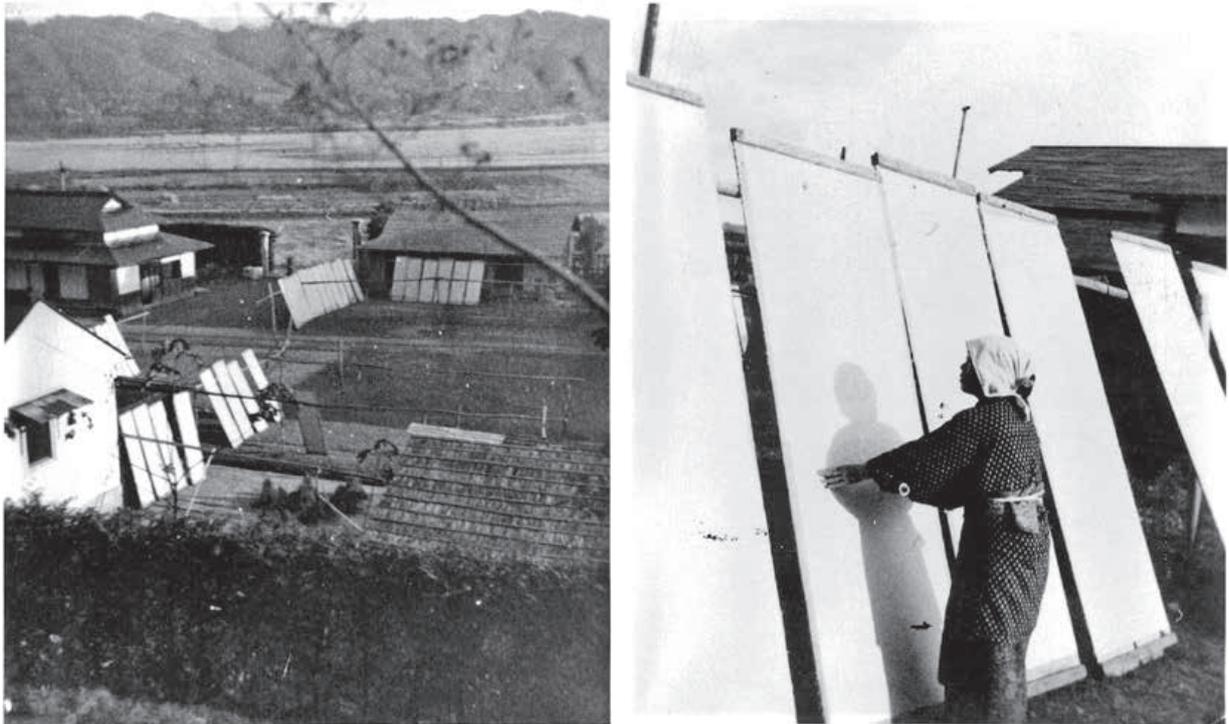
農業は、稲作や畜産が主体であり、近年は、首都圏農業の推進により、トマト・いちご・なしなどの園芸や、観光農園・直売所の運営などが盛んである。

林業は、スギ・ヒノキの植林地が多くみられるなど、八溝材生産の拠点となっており、併せて、シイタケ・シメジ類などの特用林産物の生産も盛んである。

商業は、宇都宮市・さくら市・高根沢町方面への購買の流出が促進され、地元購買・集客力の低下や中心市街地の空洞化が顕著である。

工業は、烏山和紙などの伝統的な工業を継承しつつ、富士見台工業団地・烏山東工業団地の開発・分譲が進められ、地域産業に占める機械や電気工業等の割合は高まっている。

観光は、那珂川県立自然公園をはじめ、自然景観・温泉・歴史文化・都市農村交流資源・自然レクリエーション資源は豊富にあり、観光業のさらなる発展の可能性を有しているものの、近年の観光客入込数は伸び悩みの傾向にある。



昭和初期の手漉き和紙の板干し風景

### 第9節 土地利用の現状

本市の主な地目面積は森林が 81.3km<sup>2</sup> (47%)、農地が 40.8km<sup>2</sup> (23%) と自然的土地利用が7割を占めている。那珂川西岸は、都市計画\*区域に指定されており、2つの市街地を形成しているほか、市街地周辺には農地が広がっている。那珂川東岸は、山間地が広がるなど山林的土地利用となっている。

那珂川西岸の烏山地区市街地北西に位置する史跡指定範囲は、山麓に農地が見られるが、9割を越す部分は森林となっている。指定範囲西側の一部を除いてほぼ全域が那珂川県立自然公園となっており、森林法第5条に基づいて都道府県知事が5年ごとに作成する地域森林計画の対象となる民有林や保安林となっている。

本市は急速な人口減少や高齢化等の影響により、市土全体における開発力の低下や土地需要の減少が予想される。中心市街地では、居住人口の減少や空き地などの低・未利用地や空き家の増加に伴い、都市の空洞化や活力の低下が生じている。このまま人口密度の希薄化が進むと、居住者の生活を支える公共サービスの提供やインフラの維持・管理が難しくなる。

そのため、市街地の無秩序な拡散を抑制しつつ、将来にわたり持続可能であり、誰もが暮らしやすい集約型の都市構造を形成するため、既存の市街地に都市機能を集積させることにより利便性を高め、街なかへの居住を誘導していく必要がある。

烏山城跡を含む市内の森林について、森林が持つ水源かん養などの公益的な機能保全のため、森林を適正に維持管理する必要がある。しかし、所有者の高齢化等により間伐などの管理がされていない森林や境界が不明な森林が増加し、適正な維持管理は困難である。

さらに近年、山林を伐採した大規模な太陽光発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置が急激な増加の傾向にあり、周辺の土地利用や自然環境、景観に特に配慮する必要がある。

また近年、東日本大震災や令和6年能登半島地震などの地震災害、令和元年東日本台風など風水害等の大規模な災害が発生していることから、市街地に隣接している指定範囲においても、安全・安心なまちづくりを進めるうえで、防災・減災対策を念頭に保存整備を進めていかなくてはならない。

※都市計画：

「都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画である」と都市計画法に定義されている。那須烏山市の将来のあるべき姿を想定し、適正な規制や誘導、整備を行うことで、むやみな乱開発を防ぎ、あるべき都市の姿を目指していくことが都市計画の目指すもの。



第 23 図 将来都市構造イメージ図

第2次国土利用計画那須烏山市計画では、次の2点が示されている。本市の総合計画基本構想における「将来都市構造」を尊重し、烏山地区と大金地区の2つの市街地の適正な機能分担、居住環境の向上や産業の振興に資する土地利用の誘導、市内や都市間の交流・連携強化により、市域の一体的発展の形成に努める。また、人口減少や超高齢化社会において、本市が持続的に成長し、市民の誰もが住み慣れた場所で将来にわたり安心して暮らし続けることができるよう、地域の特性や人口規模に見合った都市基盤の整備、生活サービス機能の集約と確保、公共交通ネットワークの形成等により利便性の高いまちづくりを進める。

そこで、土地利用の状況、自然的・社会的・歴史的な諸条件から、「にぎわいと文化の清流ゾーン」、「豊かな暮らしの丘ゾーン」、「活力あふれる交流の里ゾーン」、「自然とふれあう八溝の森ゾーン」の4つの地域に区分する（第23図）。烏山城跡は「にぎわいと文化の清流ゾーン」に位置する。（※地域の区分は、地域間の連携やバランス等を考慮し、地勢や地域特性に応じた今後の整備を進めていくための概ねの区分として設定している。）

烏山城跡を含む「にぎわいと文化の清流ゾーン」は、市の南北方向の都市軸である国道294号と清流那珂川を中心として、広域行政機能や公共公益施設が集積する烏山市街地の周辺に豊かな田園と集落が带状に広がる地域である。中心市街地のにぎわい・活力づくりを図るため、都市機能の集積による都市活動や居住の拠点としての機能を強化する。

また、国指定史跡となった烏山城跡や、ユネスコ無形文化遺産「山・鉾・屋台行事」を構成する1つである「烏山の山あげ行事」など、全国に誇れる歴史文化の継承及び有効活用を図るとともに、那珂川の清流などの豊かな自然と共生した土地利用に努めることとする。

そのために必要な措置として、公共の福祉を優先させるとともに、地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件を踏まえて、総合的かつ計画的に進めていく必要がある。その概要は以下の6点である。

### 1 土地利用関連法制等の適切な運用

一定規模以上の開発行為については、土地利用の総合的かつ計画的な調整を図るため、「那須烏山市土地利用適正化条例」に基づく事前協議を行い、土地利用関係法令等の適切な運用による適正な土地利用の誘導や規制を行う。

### 2 市土の保全と安全性の確保

市土全体の安全性を高めるため、基幹的交通網や地域防災拠点、ライフラインの整備を図るとともに、オープンスペースの確保、さらには、ハザードマップ等を用いて市内の危険地域の情報提供を推進する。

河川については、水系ごとの治水・利水施設の整備を進めるとともに、安定した水資源の確保等総合的な対策を推進する。

森林については、治山対策を進めるとともに、間伐などにより地域の特性に応じた管理を進め森林の管理水準の向上を図る。

### 3 自然環境の保全

農地や森林の適正な維持管理、水辺空間の保全による河川の自然浄化能力の維持などにより、健全な水環境の確保を図る。また、河川環境を保全するため公共下水道への接続や合併処理浄化槽等の設置を推進し、生活排水対策の強化に努める。

廃棄物処理については、発生を抑制するとともに3R（Reduce リデュース、Reuse リユース、

Recycle リサイクル) の推進により廃棄物の減量に努める。

さらに、良好な環境を確保するため、公共事業の計画段階等において環境保全に配慮するとともに、歴史的風土の保全、文化財の保護等を図るため、史跡、名勝及び天然記念物の指定区域並びに埋蔵文化財包蔵地においては、文化財保護法に基づき歴史的遺産の保存整備に努める。

#### 4 土地の有効利用の促進

市街地における低・未利用地や空き家等を含む既存住宅ストック等の有効利用を促進する。また、所有者の所在の把握が難しい土地が増加することが想定されることから、その増加の防止や円滑な利活用に向けた方策を検討する。

#### 5 土地利用の転換の適正化

土地利用の転換を図る場合には、その不可逆性や影響の大きさを十分考慮したうえで、人口及び産業の動向、周辺土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行う。

特に、自然条件を勘案する際には、土地利用の転換が生物の生息・生育環境に与える負荷を最小限にとどめるよう配慮する。

森林の利用転換を行う場合には、林業経営の安定に配慮しつつ、災害の発生、環境の悪化など公益的機能の低下を防止するため、森林法、自然公園法、都市計画法などの関係法令の適正な運用により周辺の土地利用との調整を図る。

農地の利用転換を行う場合には、食糧生産の確保、農業経営の安定並びに地域農業及び景観に及ぼす影響を考慮し、農業振興地域の整備に関する法律、農地法等に基づき農業以外の土地利用との調整を図りながら無秩序な転用を抑制するとともに、農地集積化等により優良農地が確保されるよう十分考慮する。

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範囲であるため、地域住民の生活環境等に配慮した防災・公害防止等の措置を講じ適正な土地利用を図る。

#### 6 市土に関する調査の推進及び成果の普及啓発

将来にわたり市土の自然環境を保全し、地域の特性を生かした土地利用の推進を図るため、各種統計調査や都市計画法に基づく都市計画基礎調査など土地に関する基礎的な調査を推進する。特に国土調査（地籍調査）による土地境界の明確化は、土地利用の円滑化、及び事前防災や万が一被災した後の復旧・復興の迅速化に寄与することから、計画的な実施を推進する。また、計画の実効性を高めるため、市民に対する調査結果の普及啓発を図る。

表5 利用区分の定義図

利用区分	定義	面積の把握方法
農地	農地法第2条第1項に定める農地	固定資産の価格等の概要調書
森林	国有林と民有林の合計	
国有林	林野庁所管国有林、官行造林地及びその他省庁所管国有林	「栃木県那珂川地域森林計画書」の国有林及び民有林面積
民有林	森林法第5条第1項に定める地域森林計画の対象となる民有林	
原野等	農地法第2条第1項に定める採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は放牧の目的に供されるもの）と世界農林業センサス林業調査報告書「森林以外の草生地」から国有林（ただし、林野庁所管分に限る。）を除いた面積の合計	固定資産の価格等の概要調書
水面・河川・水路	水面・河川及び水路の合計	
池沼	湖沼及びため池の満水時の面積	固定資産の価格等の概要調書
河川	河川法第4条に定める一級河川、第5条に定める二級河川及び第100条による準用河川の第6条に定める河川区域	栃木県烏山土木事務所管内の河川図より計測
水田水路	農業用排水路	水田面積に水路率（5.0%）を乗じた数値
道路	一般道路、農道及び林道の合計。構造的には、車道部（車道、中央帯、路肩）、歩道部、自転車道部及び法面を含みます。	
国県道	一般道路のうち国県の管理する道路	道路台帳等
市道	一般道路のうち市の管理する道路	
農道（圃場外農道）	農道台帳の農道延長に一定幅員を乗じた農道面積	農道台帳の路線別延長×路線ごとの平均幅員
農道（圃場内農道）	農地面積に一定率を乗じた圃場内の農道面積	農地面積×農道率（1.5%）
林道	国有林道と民有林道の合計	林道台帳の路線別延長×路線ごとの平均幅員
宅地	建物の敷地及び建物の維持または効用を果たすために必要な土地。	
住宅地	固定資産の概要調書による住宅用地に公営住宅用地を加えた面積	固定資産の価格等の概要調書
工業用地	工業統計表による事業所敷地面積を従業者4人以上の事業所敷地面積に補正した面積	4人以上の事業所の敷地面積に補正した数値を採用
その他の宅地	住宅地及び工業用地のいずれにも該当しない宅地で、主に事務所・店舗・公共建物用地等	固定資産の価格等の概要調書
その他	市土の総面積から農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路及び宅地の各面積を除いた面積。主な土地利用としては、雑種地（太陽光発電設備用地を含む）、公園・緑地・広場等の公共空地、ゴルフ場、鉄道敷など	

## 第3章 史跡の概要

### (1) 指定に至る経緯

平成17(2005)年10月に烏山町と南那須町が合併して、那須烏山市が誕生した。

那須家の居城として著名であった烏山城跡は、那須烏山市としても、地域の歴史を知る上で貴重な文化遺産であり、後世に保存し、地域の誇りとして活用を図っていくことが検討された。

しかし、新市発足当時は、県による中世城館の分布調査が実施された程度で、烏山城跡の本格的な調査が実施されておらず、その実像が全くわからない状況であった(第24図)。そこで、現状把握のための詳細な調査が必要と判断し、平成21年度から5箇年計画で確認調査を実施した。その結果、比較的良好な保存状況と栃木県内でも1、2を争う広大な山城であることが判明した。

そこで改めて烏山城跡の対応について検討した結果、将来的な国史跡指定を目指し、保存・整備・活用に向けた基礎資料を得るための調査を実施することとなった。そこで文化庁や栃木県教育委員会と協議の上、平成28年度から烏山城跡調査指導委員会を新たに組織し調査を進めた。

現地における確認発掘調査は、那須烏山市教育委員会が主体となり、平成21年度から平成25年度、平成27年度から令和元年までのおよそ10年間実施した。各年度における調査した地点と内容については、第25図のとおりである。成果の検討は、令和4(2022)年2月刊行の那須烏山市埋蔵文化財調査報告第9集「烏山城跡確認調査報告書」とおりである。

平成30(2018)年は、烏山城が築城されたと伝承が残る応永25(1418)年から600年の節目に当たり、築城600年記念事業も盛大に催された。この事業を起爆剤として一気に烏山城跡の知名度は上がり、地元では継続的な地域学習の一環として様々な事業が取り組まれるようになった。

発掘調査だけではなく、古文書や絵図等の文献調査、ジオパーク構想に関連しての地形地質調査など多角的な調査が進められた結果、地域の活性化や郷土愛の醸成を目指し活用が進んできており、市内外からも烏山城跡の保存・活用を望む声があがっている。特に市民からは整備を望む声が強く、公有化後は早急な史跡整備の実施が必要である。

そのため、今回史跡指定された地域は、烏山城跡の主郭部分を含み、城郭遺構が大きく広がる北側半分を対象とし(第26図)、関連遺構が分布する南側については、指定後に調査を実施し、今後の追加指定を目指すこととした。

将来的な保存整備を進める際には、一体とした遺跡の活用に向けた恒久的な保護・保存を図ることとしたい。



第24図 『下野国烏山城絵図』 本丸付近の一部分  
独立行政法人国立公文書館 所蔵

■指定に至る略歴

平成17(2005)年 10月	那須烏山市誕生
平成21(2009)年度	烏山城跡確認調査開始（5箇年計画）
平成25(2013)年度	5年間の調査をまとめた『烏山城跡確認調査概報』を刊行
平成26(2014)年度 ～平成27(2015)年度	調査成果の普及啓発を図りながら、今後を庁内で検討。
平成28(2016)年度	庁内で烏山城跡を史跡化へ進めることが決まる。 文化庁、栃木県と協議の上、調査し同委員会を立ち上げる。 国指定史跡を目指し、調査を開始。（5箇年計画）
令和2(2020)年度	整理作業を実施。
令和3(2021)年度	報告書刊行。
令和4(2022)年 8月10日	烏山城跡を史跡として意見具申。
12月16日	文化審議会の答申（史跡名勝天然記念物の指定等）
令和5(2023)年 3月20日	文部科学省告示第14号により史跡に指定。
7月4日	文化庁告示第20号により那須烏山市が管理団体に指定。

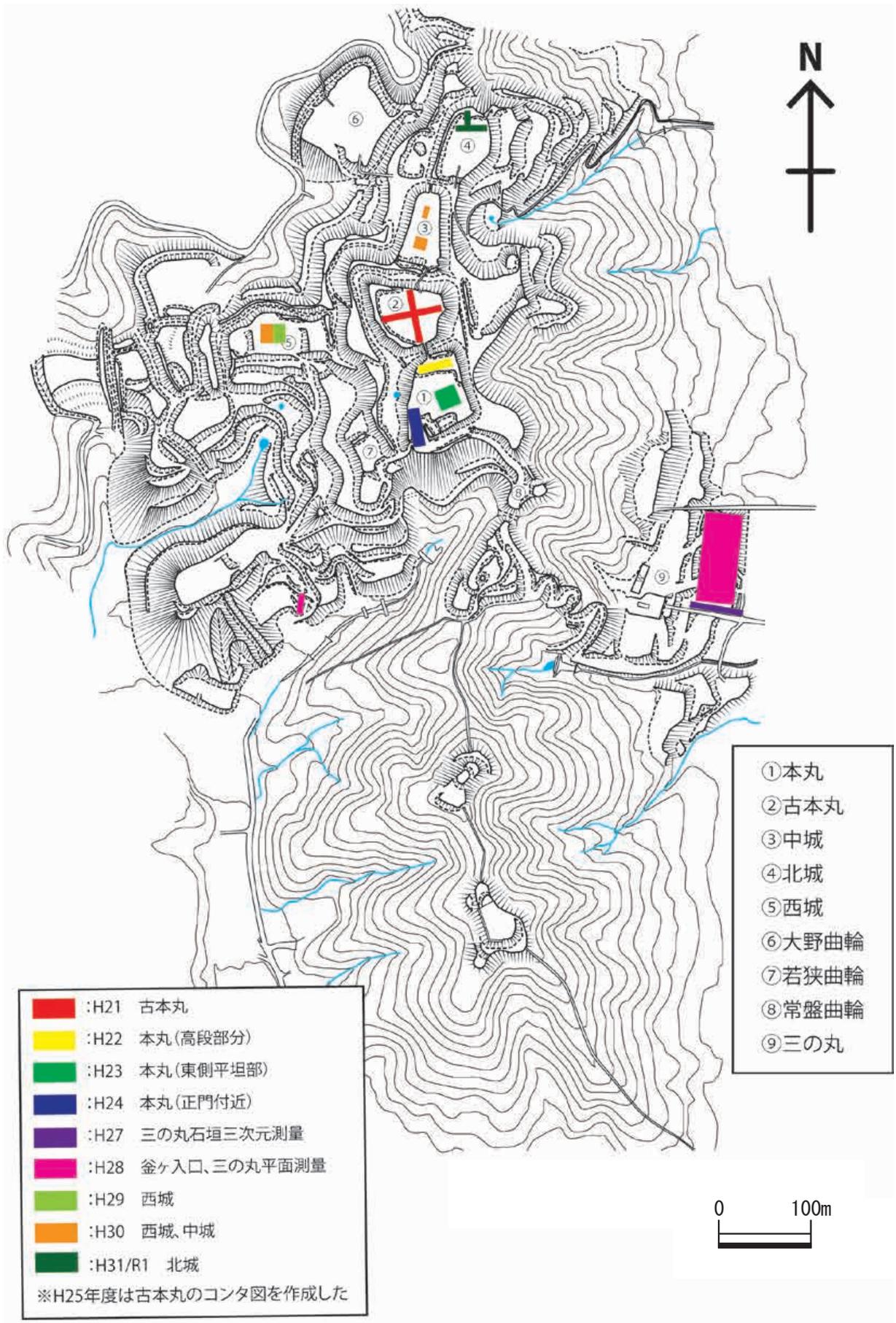
烏山城跡においては、トレンチ等による確認調査以外にも、三次元航空レーザーによる地形測量や石垣等を詳細に記録するための地上三次元レーザー測量を実施している。また、それらの成果をもとに縄張図の作成を実施した。それらの調査歴と内容をまとめた報告書の一覧は以下のとおりである。

■現地調査歴（第25図）

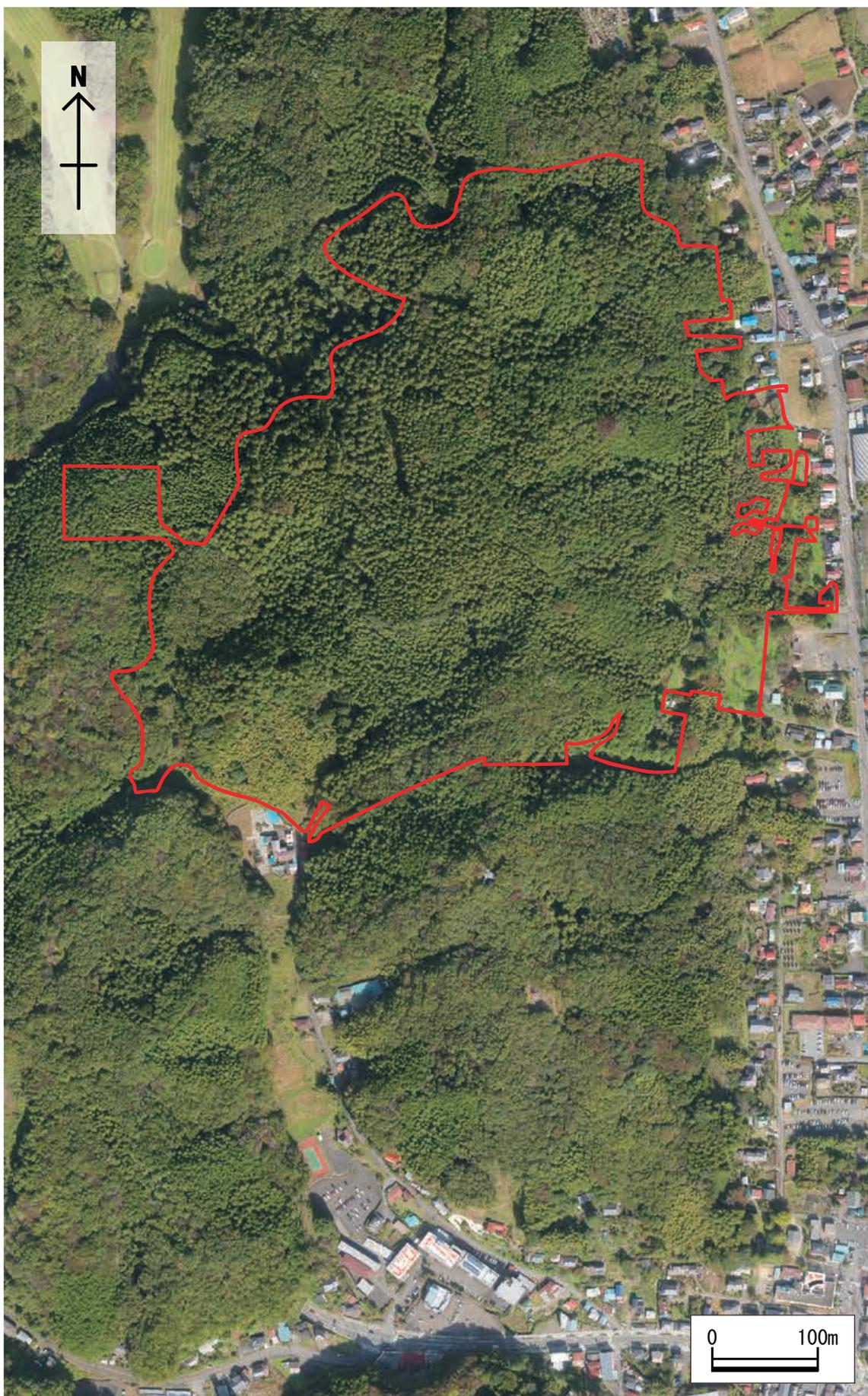
平成21(2009)年度	古本丸トレンチによる発掘調査、吹貫門脇石垣測量
平成22(2010)年度	本丸高段部トレンチによる発掘調査
平成23(2011)年度	本丸平坦面トレンチによる発掘調査、正門付近石垣測量
平成24(2012)年度	本丸虎口トレンチによる発掘調査
平成25(2013)年度	古本丸平坦面測量
平成27(2015)年度	三の丸石垣三次元測量
平成28(2016)年度	三の丸三次元測量、釜ヶ入口トレンチによる発掘調査
平成29(2017)年度	釜ヶ入口・西城三次元測量、 西城中央平坦面東側トレンチによる発掘調査
平成30(2018)年度	三次元航空レーザー測量、 西城中央平坦面西側・中城トレンチによる発掘調査
平成31/令和元(2019)年度	北城トレンチによる発掘調査

■発掘調査報告書一覧（那須烏山市教育委員会刊行）

- ・『烏山城跡確認調査概報』2014 那須烏山市埋蔵文化財調査報告 第4集
- ・『烏山城跡発掘調査報告書』2022 那須烏山市埋蔵文化財調査報告 第9集



第 25 図 年度ごとの調査区配置図



第26図 垂直オルソ写真（赤線は史跡範囲）

## (2) 指定の状況

### 第1節 指定告示

・官報告示 令和5(2023)年3月20日付(文部科学省告示第14号)

・名称 烏山城跡(からすやまじょうあと)

・指定理由 『月刊文化財』(令和5年2月号pp.7-8)より

烏山城跡は、那須烏山市の中心部、那珂川右岸に連なる喜連川丘陵の一支脈上に位置し、標高206mの八高山の頂部と、それに連なる丘陵や斜面を利用して築かれた戦国時代から江戸時代にかけての山城跡である。

延宝四(1676)年に記された「那須記」には、烏山城は応永二十四(1417)年に那須資重が築城したとあるが、確証は得られていない。烏山城の存在を示す最も古い史料は天文八(1539)年十月十八日の「小山高友書状」(早稲田大学白川文書)で、佐竹義篤らの軍勢が、那須高資が籠る烏山城を攻めたが、堅固な守りにあい苦戦しているとある。天文年間(1532～55)から永禄年間(1558～70)にかけての史料からは烏山城が那須氏の本拠であったこと、また那須氏が近隣の領主から「烏山」と呼ばれていたことが確認できる。

このように戦国期の烏山城は那須氏の本城として機能し、佐竹氏と宇都宮氏など周辺大名による度重なる侵攻をすべて撃退するなど、堅固さを誇ったが、天正十八(1590)年に那須資晴が小田原遅参を理由に豊臣秀吉によって改易されたことにより、那須氏による統治が終わる。それ以降は、享保十(1725)年に大久保常春が近江国より移封されるまでの間、織田信雄(天正十八～十九年)、成田氏(天正十九年～元和九年(1623))、松下重綱(元和九年～寛永四年(1627))、堀氏(寛永四年～寛文十二年(1672))といった具合に目まぐるしく城主の交代がなされた。

また、烏山城に関する複数の絵図が残されている。中でも幕府が正保元年(1644)に諸藩に命じて作成させた「正保城絵図」には、当時の烏山城の様子が詳細に描かれている。描かれた十余りの曲輪の中には「本丸」、「古本丸」と記載されているもののほか、「侍屋敷」と記載された曲輪が七つある。これらの曲輪の配置は現在の烏山城跡のものとはほぼ共通する。また、本丸周辺には本丸御殿をはじめ、築地塀や城門、石垣が詳細に描かれている。さらに、各曲輪の大きさや麓からの高さ、門と門の距離も記載されている。

万治二(1659)年、堀親昌によって、城の東側山麓に新たな居館(三の丸)が築かれ、藩政機能がそこに移されたことが知られるが、この絵図はそれ以前の烏山城の様子を描いた唯一のものであり、また山城部分は正保元年以前に現在確認される形態に整備され、以後、何度かの改修がなされたことがうかがわれる。

那須烏山市教育委員会は、烏山城跡の実態を把握するために、平成二十一(2009)年度以降、本丸・古本丸・北城・西城の発掘調査を行うとともに、縄張り、絵画史料、文献史料の調査等を実施した。

その結果、烏山城跡の築城は15世紀後半に遡り、16世紀後半から17世紀初頭以降に大規模な改修が行われ、中心部に石垣を伴う城として整備されたことが判明した。15世紀後半の烏山城跡は、古本丸を中心に丘陵の西側に向けて複数の曲輪が展開する大規模な城であったと推定される。16世紀後半から17世紀初頭以降に、城の中心は本丸に移るとともに、山頂に展開する曲輪群が大規模に整備される。その後、本丸から西側の曲輪は漸次、放棄されたようで、その結果、烏山城跡には、戦国期と近世城郭双方の要素が認められることとなる。さらに、万治二年に三の丸が造営され、藩政機能が本丸から移されたことにより、山城の東側の重要度が高まり、東側の曲輪は繰り返し返

し改修されながら、明治に至ることになる。

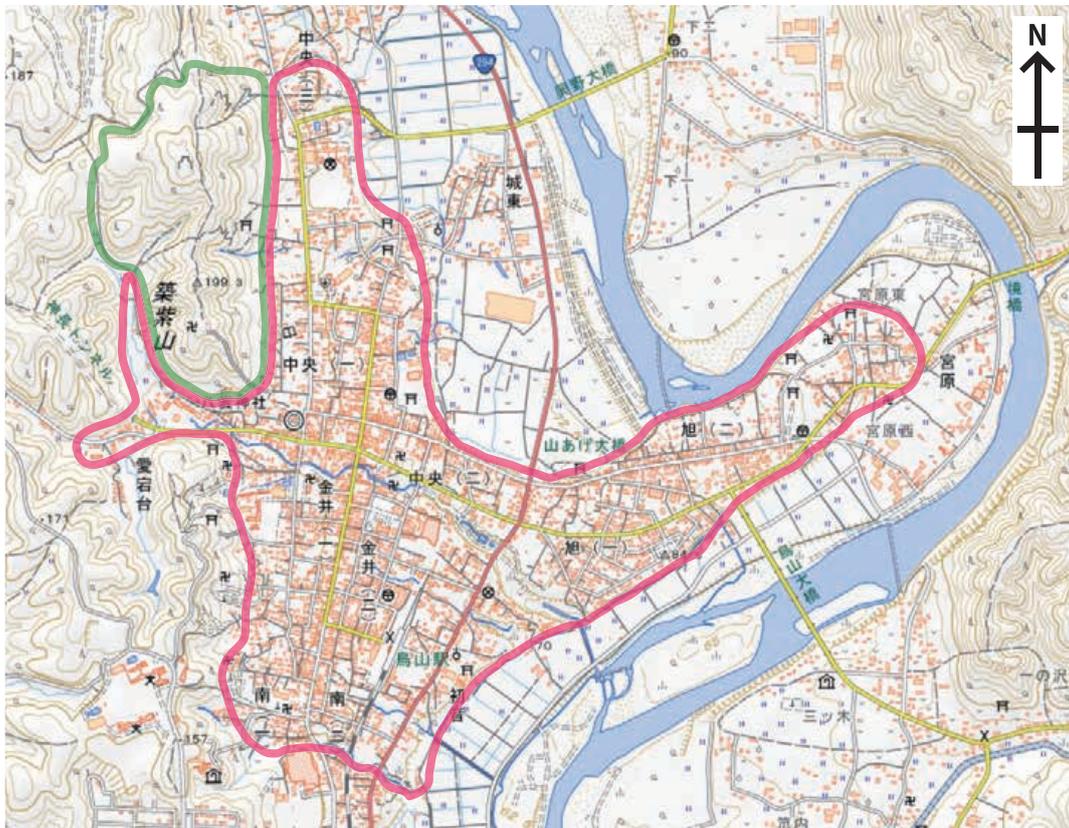
このように烏山城跡は、那須氏の本城であり佐竹氏、宇都宮氏らの有力戦国大名の抗争の地に位置する。また、文献史料や絵画史料から城の構造が知られるとともに、発掘調査成果を加えることにより、築城から廃城に至るまでの変遷を知ることができる。戦国時代から近世にかけての城館の形態と変遷や築城技術を知る上で重要であるとともに、戦国時代の山城が有していた政務機能や領主、家臣団の生活の場としての機能が、江戸時代に山麓部へ移動する様子が縄張りの変化とともに理解することができることも重要である。よって史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

## 第2節 指定範囲

指定の範囲（第4図、第26～28図）は、五城三郭（本丸、古本丸、中城、北城、西城、常盤曲輪、若狭曲輪、大野曲輪）と呼ばれる主郭を中心とした烏山城跡の北側である。

しかし、防御施設等が測量調査や縄張り図を作成する際の調査などで、独立丘陵状の南側部分についても城域内であったと想定できることから、丘陵の南側も一体の遺跡として、追加指定を目標とする。追加指定を目指す詳細な範囲については、現地での発掘調査が未実施であるため、今後の調査成果によって検討するものである。

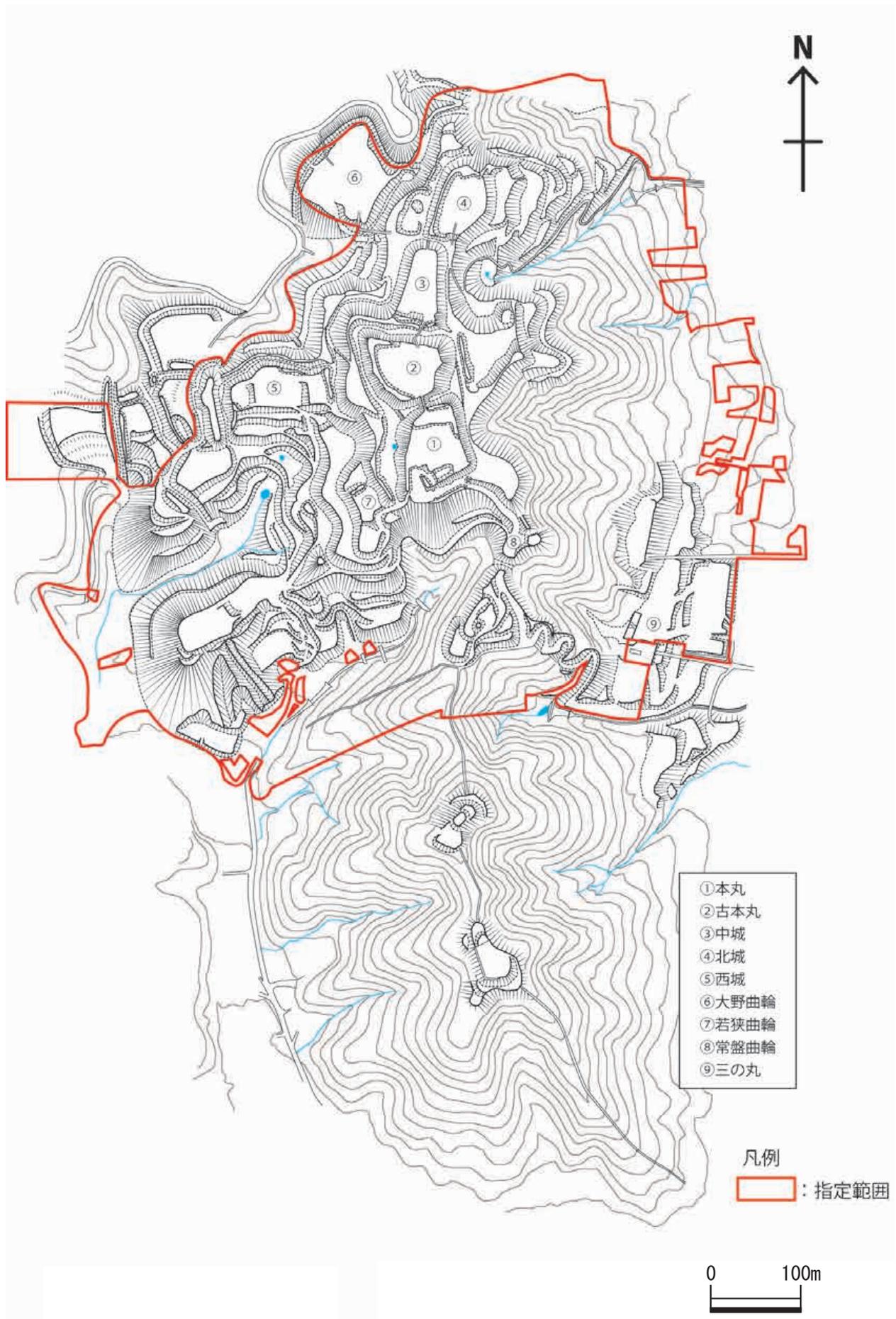
また本計画では、山上の山城部分だけではなく、山下の三の丸跡を含めた城下町の部分も合わせた保存活用を推進することが、恒久的な史跡の保護につながるため、城域を広義に解釈し、山城跡と城下町を含めた範囲を烏山城跡の城域として考える（第27図）。



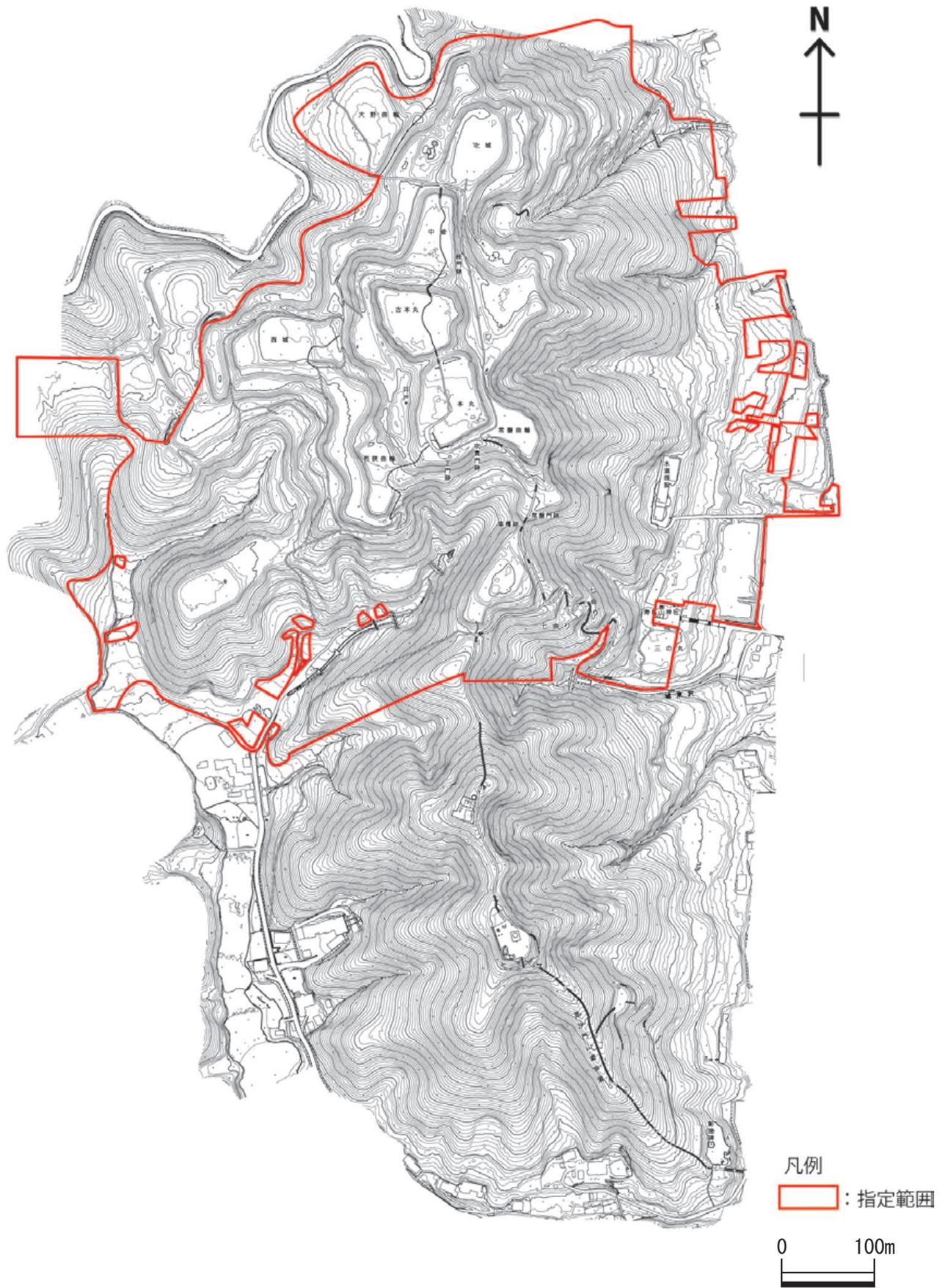
- 山上の烏山城跡
- 山下（烏山城の城下町）

※広義での烏山城跡は、山上と山下の両方と考える。

第27図 推定城域イメージ図



第 28 図 縄張り図



第29図 等高線図

### 第3節 指定に至る調査成果

#### ①自然的調査の成果

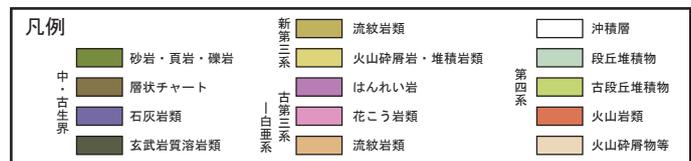
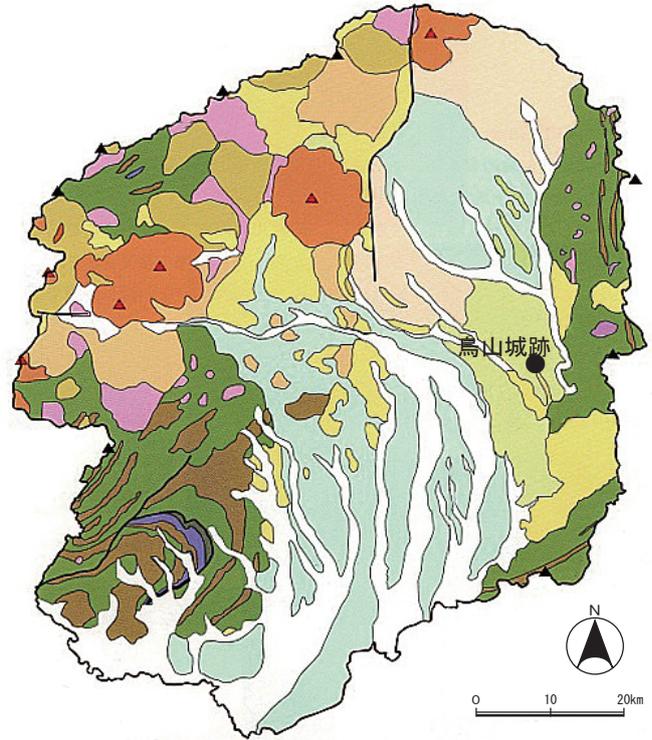
##### ア. 烏山城跡周辺の地形地質

那珂川の西方に、八高山、筑紫山及び毘沙門山が南北に連なる、標高200m程度の丘陵地がある。烏山城跡は、この丘陵地の最高峰である八高山にある。この丘陵地は、その西方で喜連川丘陵本体につながっているが、独立した丘陵地のように見える。この丘陵地は、中新世前期の火成岩類を主体とした中川層群と、更新世の河川堆積物及びローム層から成る。ここで見られる中川層群は、元古沢層の相当層と山内層である。

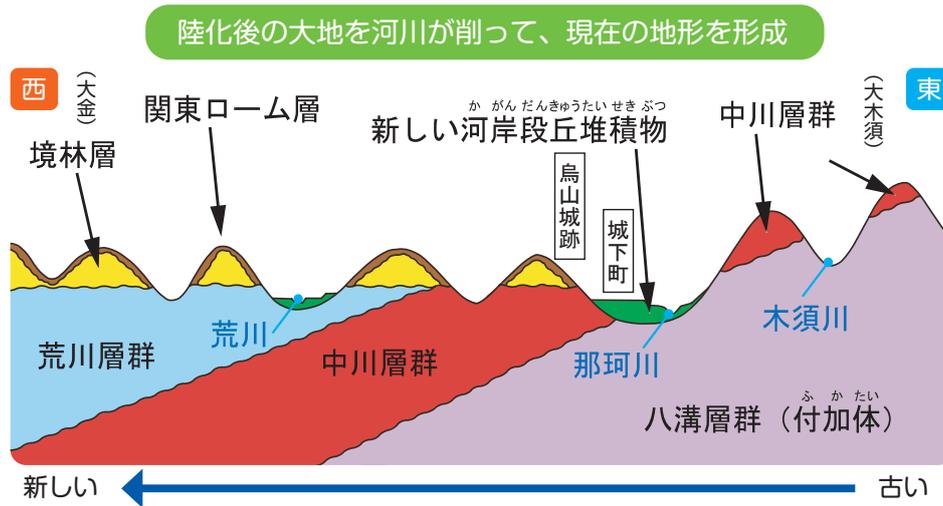
元古沢層は模式地の茂木町元古沢では、泥岩などの湖沼堆積物を主体とするが、烏山城跡周辺では凝灰質の砂質泥岩を主体とし、数mmサイズの石英の粒がよく含まれ、同時異層的な様相を示している。元古沢層相当層には、直径50～80cm程度に赤変した凝灰質泥岩も時折見られる。この元古沢層相当層は、八高山の西隣の丘陵地にある林務作業用道脇で見られるほか、部分的に剥削された古本丸の西側にある土塁の西斜面や若狭曲輪の南にある通路沿いの露頭などで見られる。

山内層は元古沢相当層の上位に位置し、玄武岩および玄武岩質～安山岩質火山角礫岩を主体とし、火砕流堆積物も見られる。火山角礫岩は、八高山の東側の麓や八高山の南に位置する毘沙門山などで露出している。火砕流堆積物は、七曲りや毘沙門山遊歩道などで見られる。

更新世の河川堆積物は、八高山の西隣の丘陵地で見られる。当時の河川沿いの崖から崩れ落ちたと思われるブロック状の元古沢相当層由来の岩石も含まれる。八高山の東側では、こうした河川堆積物からなる層の露出はなく、転石にも河川礫は見られない。更新世の河川は八高山の西側を流れていたようであるが、八高山からその西隣の丘陵の間は厚い表土に覆われ地層の露出はなく、烏山城跡の西城は地山まで表土やローム層などを削平しているため、どこまで河川が八高山に迫っていたのかはわからない。一方、八高山の西側では、山内層由来の火山角礫岩は見られない。古本丸でのトレンチ調査で中央東寄りの地点で山内層の火山角礫岩が、中央西寄りの地点で元古沢層相当層に含まれる赤変した凝灰質泥岩が確認された。元古沢層相当層とその上位の山内層の境界が、古本丸中央部付近にあるようである。深部での境界位置は現段階では特定できない。



第30図 栃木県の地勢図



第31図 地層模式解説図

地層	年代	成り立ち
関東ローム	更新世中～後期	火山灰や軽石などの火山噴出物
	60万～1万年前	偏西風によって運ばれ、雪のように降り積もった
境林層	更新世前～中期	円礫や砂泥などの河川堆積物
	100万～70万年前	陸化した大地を削りながら大河が流れていた頃
荒川層群	中新世中～後期	海の始まりから海進・海退の一連の堆積物
	1450万～900万年前	時代や環境変化に伴う堆積物や化石の変化がわかる
中川層群	中新世前期	陸成の火山噴出物
	1860万～1670万年前	大陸から離れた日本のもとが現在の位置にきた頃
八溝層群	三畳紀～ジュラ紀	チャートなどの付加堆積物(※)と大陸起源の砂が主体
	2.5億～1.5億年前	日本のもととはユーラシア大陸の東縁にあった

※付加堆積物：海洋プレートが大陸プレートに沈み込む際に、はぎ取られて大陸プレート側に押し付けられるように溜まった海洋底の未固結の堆積物

第32図 周辺の地層解説

### イ. 烏山城跡周辺の地史

約1,800万年前、ユーラシア大陸から引き離され、東方に移動してきた東北日本の元がほぼ現在の位置に到着した。主に付加堆積物からなる地塊で、本地域では八溝層群と呼ぶ。地塊と共に移動してきたプレート境界付近で大量のマグマが発生し、現在の茂木町で火山活動が起こった。移動してきた陸地にあった湖沼や湿地に溜まった泥が元古沢層である。沿岸部にはこれとは異なる凝灰質砂質泥岩が積もり元古沢層相当層となる。火山活動が活発になると、大量の火山噴出物が堆積し山内層となる。溶岩や火砕流堆積物は当時の地形の凹凸に応じて堆積する。古本丸に元古沢層相当層と山内層の境界があるということは、古本丸中央部より西側は、当時高まりとなっていたと推測される。

その後、東北日本は沈降し、約1,450万年前には海に沈み、海底では荒川層群が形成された。その後、隆起に転じ西に緩く傾斜しながら陸化した。陸化した大地は河川により浸食され、現在の地形になっていった。その形成過程は次のように推察される。

更新世以降に陸化した栃木県の大地を、大河川が北方から南方に向けて流れる。この河川により、現在の八高山や筑紫山より西側が大きく削剥され、砂泥や礫を堆積させる。この河川堆積物はその後の浸食を受け、谷などを刻みながら現在の山体に近づく。八高山や筑紫山などの東側は、那珂川により削剥される。さらに東側の平坦面は那珂川により3段の段丘が形成される。火山角礫岩は浸食や崩壊などにより急斜地を形成するため、八高山や筑紫山は険しい山体となる。この山体の中でも、浸食や崩壊などにより急峻な谷が複数刻まれる。第四紀の火山活動により、全体がローム層に覆われる。

#### ウ. 推測される烏山城の築城過程

烏山城は八高山の地形や地質を生かして山城を築いたようである。平地部から烏山城のある八高山の平頂部へ至るルートが限られることや、城を築くのに要する労力や時間が大きくないことなどが挙げられる。

平地部から八高山の平頂部までの標高差は約100mである。八高山を含む丘陵地の山腹は傾斜が大きく容易に登ることはできない。平地部から八高山の平頂部へは、丘陵の北方または南方から尾根伝いのルートが、険しさはあるが最も歩きやすい。八高山の西方及び北方には丘陵地がつながる。八高山の北側には1本の沢があるが、幅が狭く急峻である。東側には5本ほどの沢があるが、いずれも急峻で平頂部の直前には2～5mほどの崖がそびえたっている。南側は筑紫山から毘沙門山へと続く細い峰があるだけである。八高山の南西部に2本の沢があるが、ここに入り込むためには八高山の西側の山体との狭間を通らなければならない。2本のうち1本は極めて急峻である。八高山の東部には見通しの良い平地が広がるが、那珂川から八高山に向かう途中の3つの段丘はいずれも急峻である。

現在の八高山の等高線の入り方から、浸食あるいは人力による削平を受ける前は、現在よりも10～15mほど高かったと推察できる。尾根続きにある筑紫山の標高は199.4mで、八高山と同じ山内層の火山角礫岩が主体である。八高山が筑紫山を数十mもしのぐ高さであったとは考えられない。烏山城を作った際には、当時の山頂部を数m～十数m程度を削平したと思われる。大野曲輪や西城はその平坦面や斜面にロームが見られることから、この削平は数m程度であったと思われる。

各城郭を結ぶ通路部分を除いた各城郭の周囲は切り立っている。火山角礫岩層の浸食や崩壊、河川堆積物やローム層の浸食による谷の形成など自然に形成された急斜地と、人工的に掘り下げて形成されたとみられる急斜地とがある。中城の東側の急斜地表面は黒土で覆われているが、この急斜地上部には安山岩の角礫岩が所々に見受けられる。人工的に掘り下げた急斜地は部分的に火山角礫岩を埋め込み補強している。

西城と大野曲輪の表層部は主にローム層である。古本丸や本丸、北城などと比べると数m下がった段にある。固結度の低い表土やロームを削って平坦面とし、西城および大野曲輪が作られた。

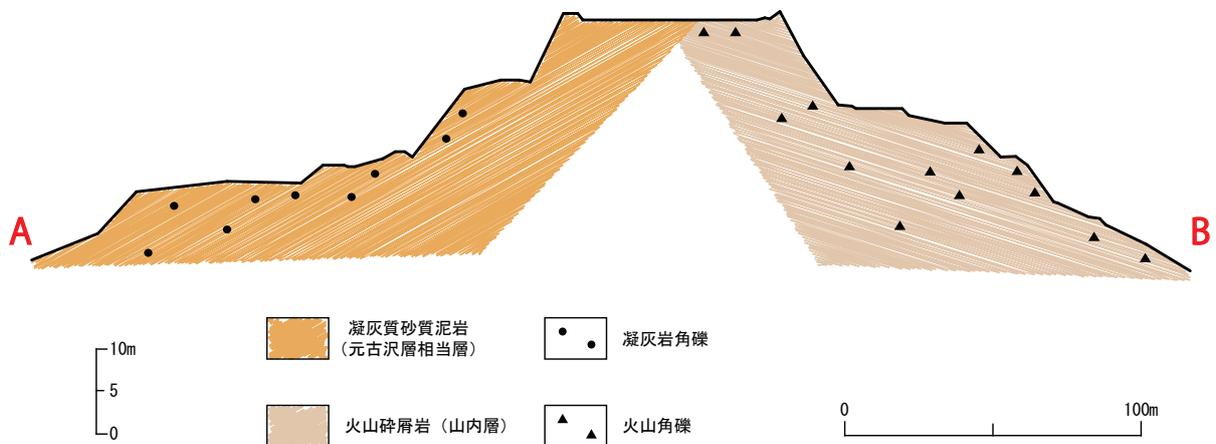
八高山や筑紫山、毘沙門山の平頂部を掘り下げると、大小さまざまな火山角礫岩が見られる。烏山城の建立に向けて、当時の平頂部や各城郭の周囲を掘り下げた際に、大量の火山角礫岩が得られたはずである。石垣や急斜地の補強、通路の敷石や階段などに用いられた石は安山岩や玄武岩、凝灰角礫岩などの火山角礫岩である。これらの岩石は八高山を形成する岩石と同じであることから、築城のための一連の作業で得られた岩石を用いたようである。

山体自体から築城に必要な石材が得られたので、築城のための石切り場も他所から石材を運び上げる重労働などは不要であった。築城のための地ならしで石材を得るという一石二鳥で作業を進めたと思われる。これは、築城に必要な労働力の軽減かつ築城に要する時間の短縮に結び付いたと思われる。

八高山の沢の多くは表層を水が流れることは少ないが、常時湿っており、山体の保水力を示してい

る。また、山体に蓄えられた水が表層に染み出る箇所も複数確認できる。烏山城のあった平頂部より8～10mほど下がよく湿ることから、この高さの位置にも帯水層があると推察できる。風化により細かく破碎された凝灰岩が、火山角礫岩の間隙を埋め、水を蓄えられるようになったと思われる。烏山城の井戸は、平頂部から8～10m掘り下げて作ったと思われる。それほど大量の水を蓄えたとは考えられないが、枯れることもなかったと思われる。

八高山に山城を築いた大きな理由は、その平頂部にたどり着くルートに限られること、築城に要する労力の軽減や時間短縮が可能であったことではなからうか。自然に形成された多数の急斜地が存在したこと、人力による土地の削平が比較的容易であったこと、土地の削平に伴い石材を確保できたこと、水を確保できたこと、これらは築城に有利な条件となったと思われる。

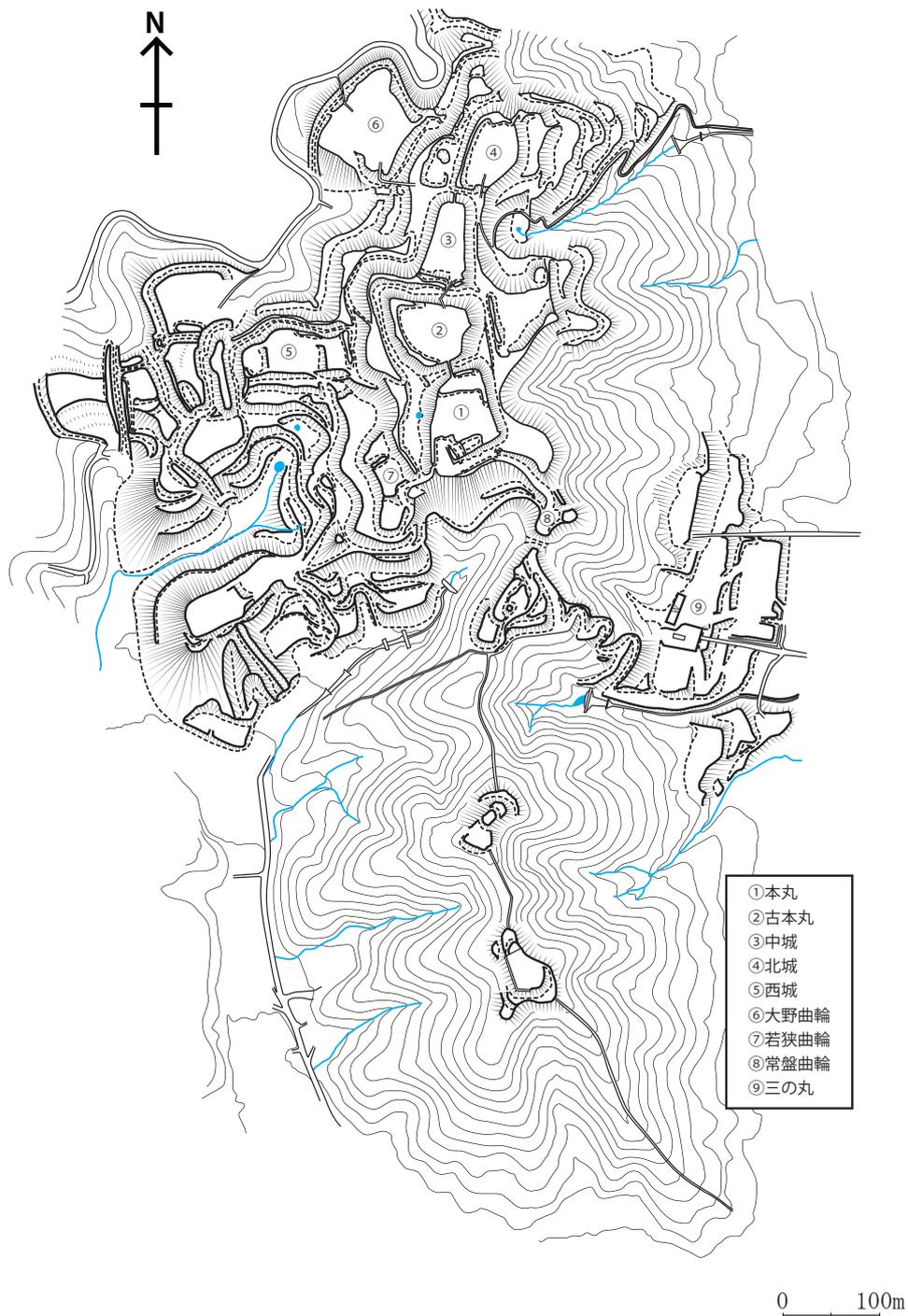


第33図 烏山城跡東西断面図

## ②歴史的調査の成果

烏山城跡の実態を把握するために、古本丸・本丸・北城・西城などの主要曲輪などの発掘調査を行うとともに、縄張研究（第34、35図）、絵画資料の分析（第36図）、文献史料の調査、さらには城郭部分と城下町の歴史地理学的研究等を進めてきた。それらの調査により、烏山城跡の具体的な成立年代、山の上に展開する曲輪群などの空間構成についても、その成立・範囲などについて一定の成果を得ることができた。

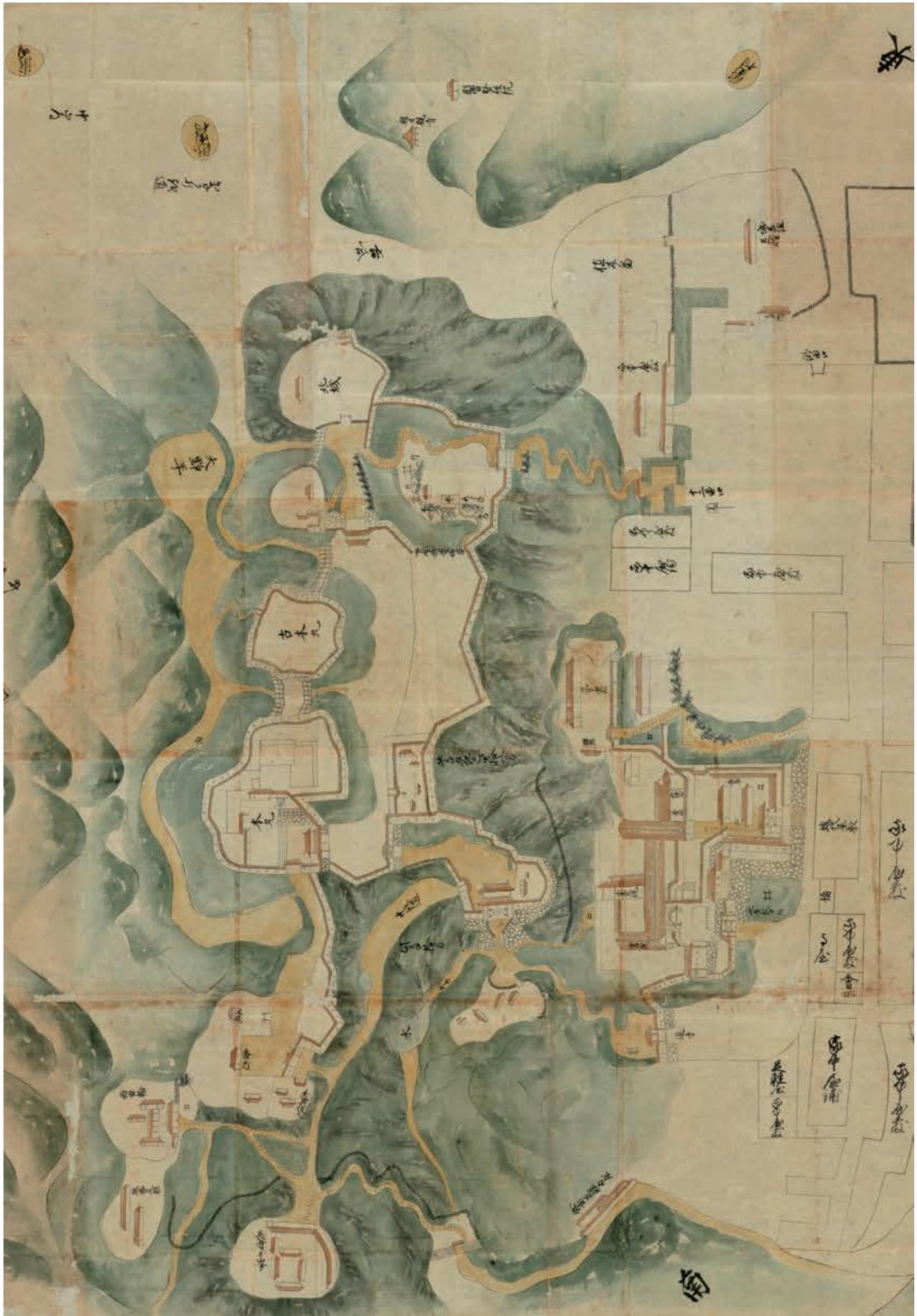
平成21年度から令和元年度まで10次に及ぶ調査で、古本丸、本丸、西城、中城、北城、釜ヶ入口のトレンチ調査を実施した。ここでは発掘調査を中心に全体的なまとめとする。



第34図 縄張り図



第35図 微地形解析図



第 36 図 『野州烏山城絵図』 一部分 国立国会図書館所蔵

ア. 古本丸 (第37～40図)

古本丸は、最初に丘陵頂部を地山面まで掘削し、平坦面を作り使用していたと考えられる。地山関東ローム層面に、防御施設と思われる柱もしくは杭を設置した後に抜き取られ、人為的に埋め戻されている遺構が確認されている。この時期の平坦面の大きさは、南北方向は現状とあまり変わらないと思われる。東西方向では、西側の土塁や東側の突出した部分がなく、現状より約20m小さかった可能性がある(第37図)。また平坦面の外周に柵列が巡る構造だった可能性がある。その際に掘削した土砂がどこに使われたかは不明だが、おそらくは曲輪の周囲に削り落として利用していると思われる。



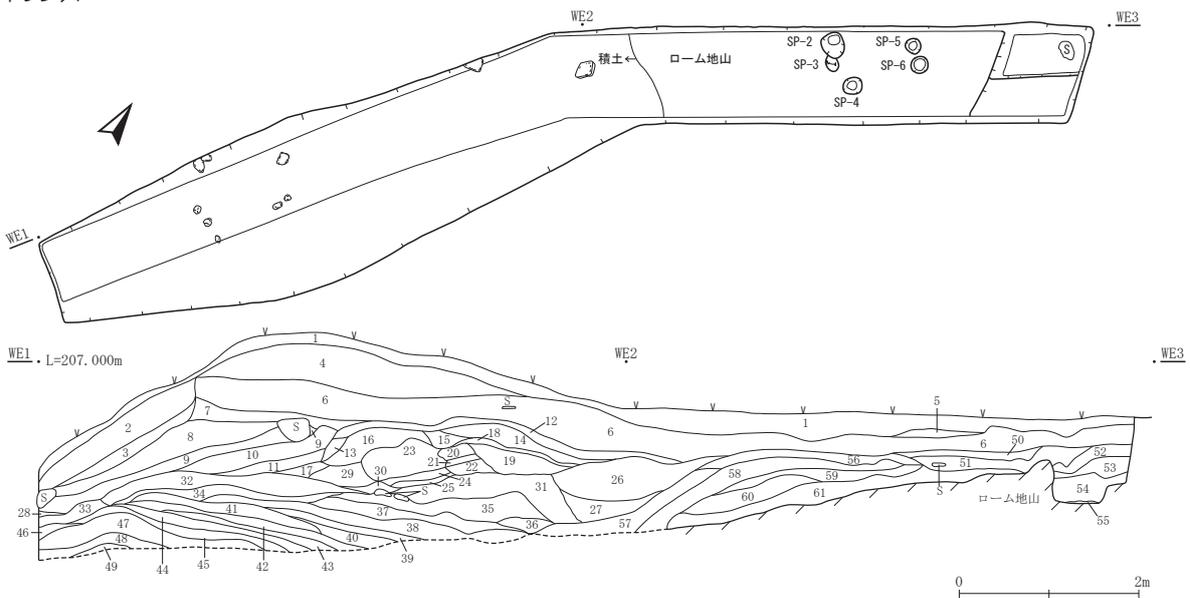
盛土想定位置

第37図 古本丸

その後、東西方向に平坦面の拡張が行われ、東側では出隅状に突出した部分が作られ、西側

では内側平坦面から約1mの高さの土塁が造られ、内側に排水用の溝を設けたと想定できる(第38図)。この状態は、出土遺物から15世紀後半から16世紀前半頃にはできあがっていたことがわかる。その後数回の整地、平坦面拡張が行われているが、全体的なのか部分的なのかまでは今回の調査面積ではわからなかった。ただ土塁部分や突出した部分では、全体でおそらく5回の改修が考えられた。内部構造は、築城当初は掘立柱式の施設が考えられ、整地を繰り返すうちに礎石式の施設に変化していった。最終面は礎石が埋められ表面に礎石があまり見つからない現状から、平坦な更地であった可能性も考えられ、時期的には、かわらけ溜りから16世紀後半から17世紀初頭が想定できる。しかし表土中から、それ以降の陶磁器片が採集されていることから、廃城に至るまで何らかの形で継続して使用されていたことがうかがえた。

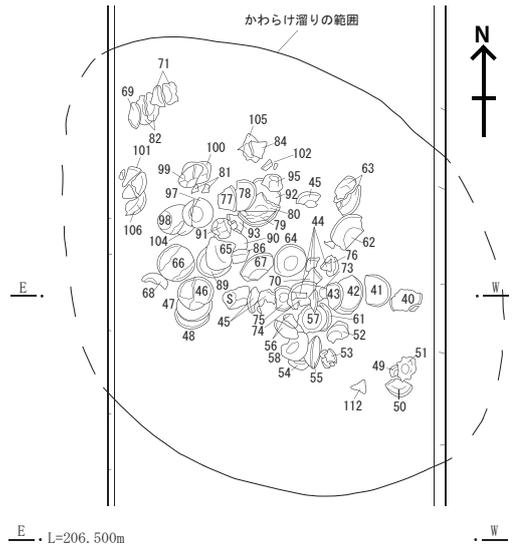
トレンチ1



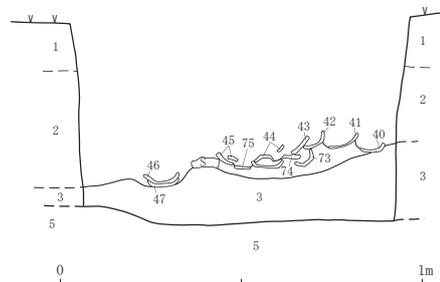
第38図 古本丸 西側土塁断面図



第39図 古本丸 トレンチ配置図



第40図 かわらけ溜り出土状況図



イ. 本丸 (第41、42図)

本丸は、調査自体が表土除去で停止しており、最終的な利用形態の確認までである。下層の確認のために調査した試掘のための40cm四方の枡掘りにより、本丸も古本丸同様に城域を拡張するように改修をしながら現在に至ったことがわかった。試掘枡掘りから数回の整地面が確認でき、平坦面中心付近では地山関東ローム層が約1mの深さで確認されたが南西側では地山面まで到達できなかったため、大規模な盛土普請が想定できる。また、本丸正門付近石垣の裏側から古本丸のかわらけ溜り出土品と類似したかわらけが出土している。このかわらけの時期から、本丸正門付近現存する石垣は、16世紀後半から17世紀初頭以降に整備されたことは明らかである。

さらに石垣の観察から、最下段の一部に、烏山城跡では古い時期と考えている吹貫門脇石垣と、同じ加工の石材が使用されていることがわかった。その他の部分は、石材の材質や加工も違う新しい時期と考えている山麓の三の丸石垣と同様であっ

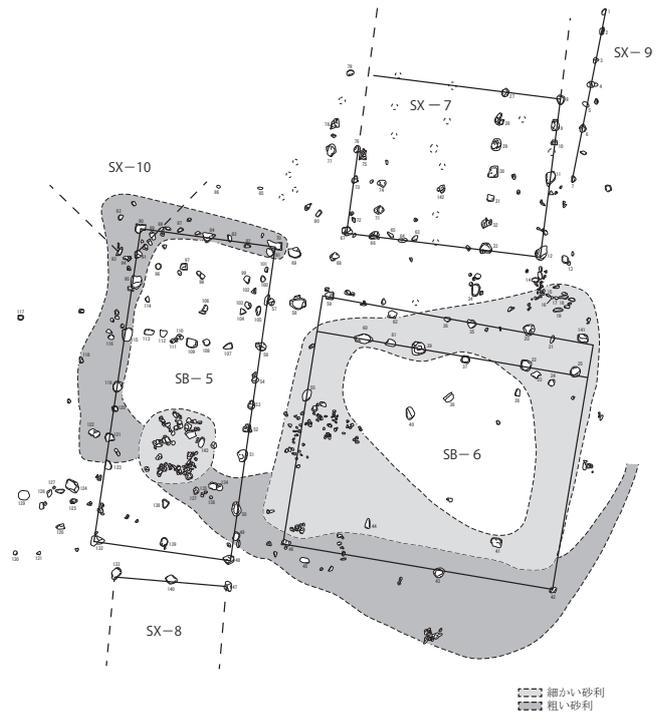


第41図 本丸 トレンチ配置図

た。つまり、最下段の一部にだけ古い石垣が残り、大部分のその他の部分は、新しい石垣が積まれており、石垣自体が大きく改修されていることが確認できた。

石垣の前面は、正門から本丸平坦面に向けて緩やかに上る傾斜で、階段状の遺構が確認できた。地山岩盤面まで掘削し、整地後に石列を置き、段の内側に礫や砂などを交互に詰め、最上面は直径5 cm以下の川原石が敷かれていたことから、浸透性の高い砂利敷きの通路であることがわかった。この階段状の遺構がある通路と面する石垣との間には、排水のための溝状の遺構は確認できず、石垣と階段は接していた可能性も考えられた。そのため、排水については、階段状の遺構の地下を、地山岩盤面の上を傾斜に沿って南側に浸透し、流れていたと考えられる。

これらの調査結果から、本丸の構築についてその開始時期は不明だが、地山面まで掘削し平坦面とし、そこを本丸として使いながら南西方向に拡張、改修を行っている。正門付近石垣を含む2回折れの内柵形の防御構造も、16世紀後半から17世紀初頭以降に整備され、現在に至っている。



第42図 本丸 礎石建物確認状況



本丸付近石垣西面 西から



本丸付近石垣西面最下段 南西から



本丸正門付近石垣西面前石段 東から



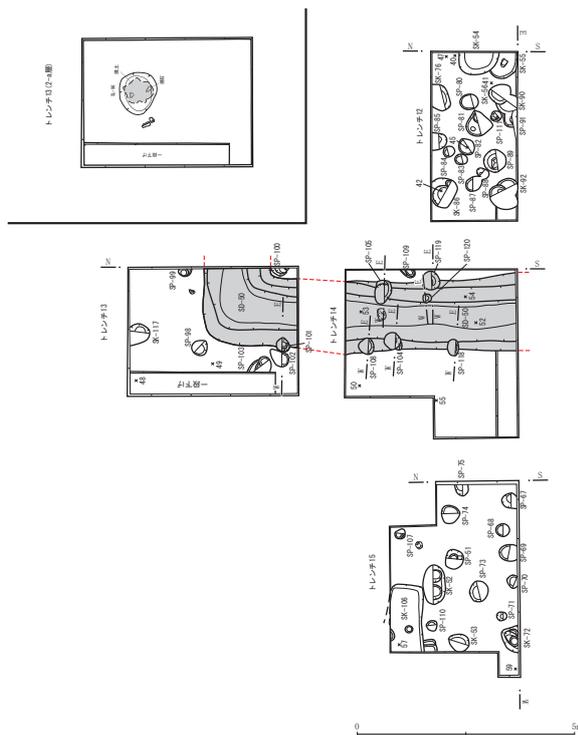
本丸礎石出土状況 北から

ウ. 西城 (第 43 ~ 44 図)

西城は、古本丸、本丸と同様に丘陵頂部を地山面まで掘削し、平坦面を作り使用していることがわかった。初期段階では、この平坦面は箱葉研状の溝で区画されていたこともわかった。溝は2回の掘り直しが確認でき、それに伴う柱痕跡には柱が切り取られているものと根元から抜き取られ人為的に埋め戻されたものがあり、橋なのか柵なのかは不明だが、改修しながら一定期間使用されていたことがうかがえる。また底面から出土したかわらけにより15世紀後半には存在したことが確認され、本丸、古本丸などの東側に南北に並ぶ曲輪群と同様に築城時から存在したと思われる。その後は、柱間六尺五寸(約197cm)の構築物(建物か遮蔽物かは不明)の柱を抜き取り、箱葉研状の溝を人為的に埋め戻し、二層の整地土層によって現状に近い状況になっている。この二層中より16世紀中葉から後半にかけての陶磁器が比較的多く出土していることから、17世紀以降に大規模な整地を伴う改修が想定できる。また、西城にかかわる記録はないが、18世紀半ば以降の遺物が確認されていないことから、このころから主要な曲輪としての機能はなくなったものと推測される。



第 43 図 西城 トレンチ配置図



第 44 図 西城 区画溝平面図



西城 区画溝 北西から



西城 区画溝 かわらけ出土

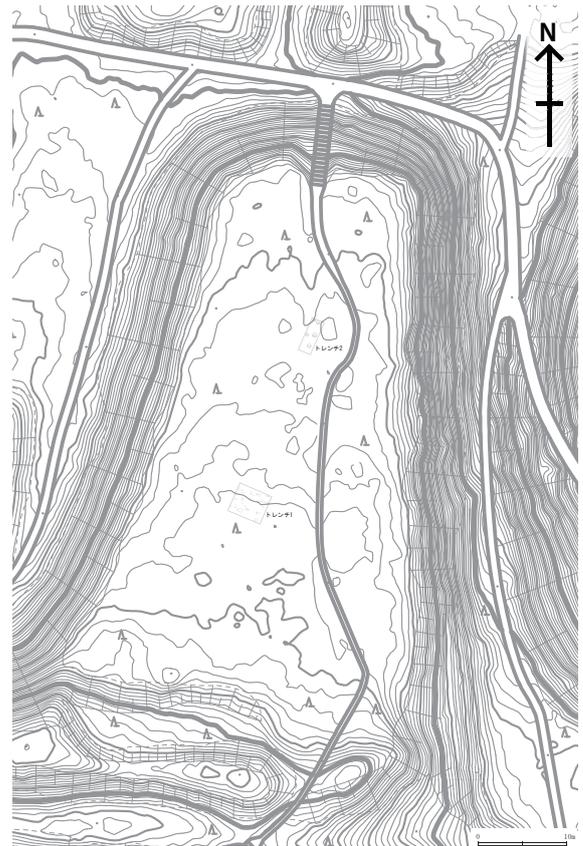
エ. 中城 (第45図)

中城は、土塁が残る曲輪南辺に虎口が見られ、北へ行くほど地形は緩やかに低くなっている。現在、曲輪北辺に見られる通路は戦後に作られたもので、城として使用していた時期にはなかったものである。南側に隣接する古本丸と標高差は大きいが、築城時の普請に関しては本丸、古本丸と同様に地山関東ローム層もしくはその下層の岩盤層面まで掘削し平坦面を整備し使用していたことがわかった。調査した最下層では、地山を掘り込む穴群が検出され、何らかの施設の存在が推測される。また2回の整地改修が見込まれ、1回目の整地の時期は不明だが、2回目は1回目の整地層直上に慶長期の瓦片が出土しており、17世紀前半以降が想定できる。この2回目の整地土層上の最終使用面には、平らな川原石を使用した礎石や曲輪内平坦面の中央付近でわずかな段差が見られ、内部を区画していたことがわかった。これらにより、中城も改修を繰り返しながら廃城まで、長期に渡り使用されていることが推測された。

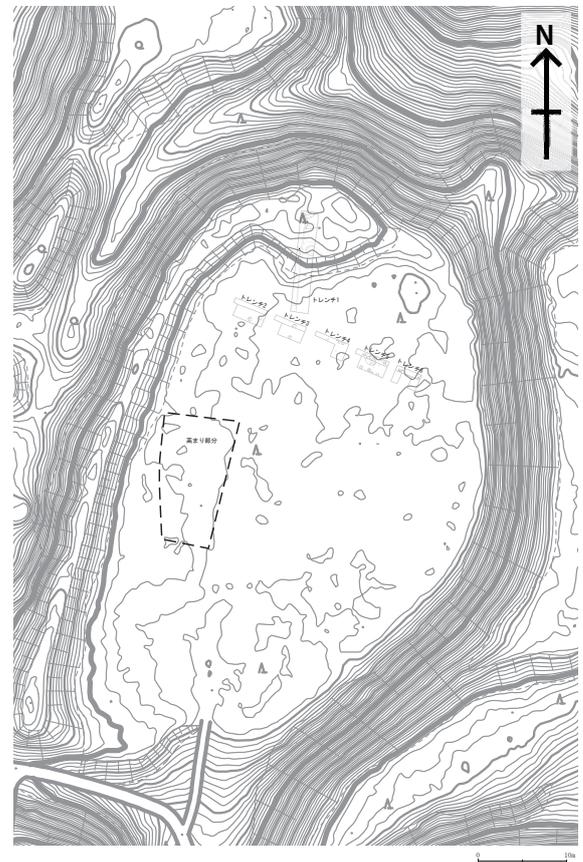
中城は位置的に、古本丸からは見通しの良い位置にある。しかし中城からは、北城や大野曲輪、城の主要な出入り口の1つである十二曲り口、搦め手と考えられている桜門、北側から西城へ向かう通路をすべて見通せる場所にある。そのため中城は、主郭である古本丸、本丸という島状の高まりの北側を守るだけでなく、城内通路の要衝にもなっていることがわかった。

オ. 北城 (第46図)

北城は、調査した他の曲輪のように上に積み上げる形の整地盛土の繰り返しではなく、17世紀前半以降に地山関東ローム層まで掘削し大規模に改修整地されている。そのため地山面の観察では、それより古い時期の痕跡はピットが数基確認できたのみで、中世に至る古い時期の使用状況は不明である。整地土層が二層あることから2回の改修が見込まれる。西側から北側へ続く土塁は、北側土塁(トレンチ1)の土層観察により大規模な改修が行われた17世紀前半以降に築かれた可能性が高い。この北側の土塁には平坦面が見られ、那珂川や川向こうの



第45図 中城 トレンチ配置図



第46図 北城 トレンチ配置図

興野地区が望めることから烏山城の北端を守る要所であったことが容易にわかる。

縄張図調査からも、曲輪北側の大堀切を越えて侵入すると、北城と大野曲輪の間にある袋小路に入ってしまうような構造が見られ、東側は腰曲輪群が複雑に入り組んでいる。その間の北東側は、城下へ北端からの出入口である瀧田口外側の水路に繋がる谷のため、急峻な崖となっており、自然地形をも巧みに利用し、とても堅固である。

17世紀前半以降に大規模な改修がされていたが、中世に至る使用痕跡は確認できた。詳細は不明だが、表土中からの出土遺物などから廃城になるまで使用されていたことがわかった。

#### カ. 釜ヶ入口

釜ヶ入口では、周辺にある腰曲輪群や堅堀などの曲輪状況や『烏山八雲神社誌』の伝承などをもとに中世の大手口の確認を目指したが確認できなかった。出土遺物もなく、トレンチを設置した通路のやや広がった平坦部分は地山関東ローム層まで掘削し、その上に砂利や粘質土を層状に積み上げて構築されており、改修は見られなかった。

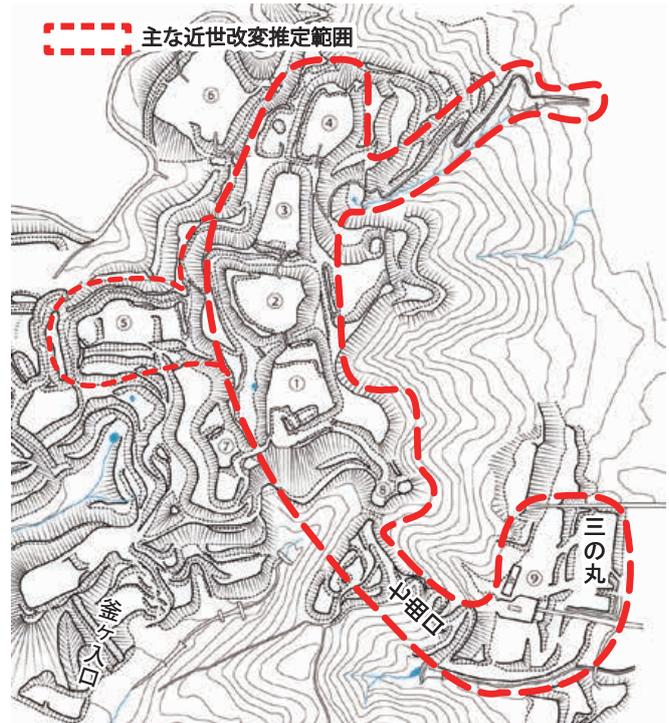
#### キ. 発掘調査から見た全体像

これらの成果をもとに城全体をみると、烏山城跡の北側で発掘調査を実施した主要部分を含む城域（史跡指定範囲）は、全域がほぼ中世に作られた山城であることが想定できた。それぞれの曲輪をトレンチ調査により一部掘り下げた結果、築城は伝承の約600年前まで遡ることは現状では不明だが、少なくとも15世紀後半の中世段階までは、遡ることができた（第47図）。

築城は、古本丸では地山岩盤層、本丸では地山関東ローム層まで、それぞれ丘陵頂部を一定の高さまで掘削整地し、平坦な面を造成した後に、掘立柱建物や柵列、堀のような防御施設を構築していたことがわかった。出土した陶磁器などの遺物の検討から、烏山城は継続的に使用されており、掘立柱建物から礎石建物へなど施設の変遷を重ね、規模の大小はあるが多くの改修を受けながら、明治を迎えるまでこの地域の中心であった。

しかし、広い城域内でも使用頻度には差があり、万治2（1659）年に三の丸が東側山麓につくられ、新たに七曲口が整備されたことに伴い、山城部分に主体があった中世から山麓の居館に移った近世にかけての城の変遷を見ることができた。山城部分は本丸、古本丸、中城、北城など、東側に面した部分を改修しながら明治の廃城まで継続使用し、西城、大野曲輪、釜ヶ入口など西側については、中世から近世への改修後、段階的に放棄していったことが考えられた。結果的に東側に近世の部分が見られ、西側は中世の部分が多く現在に残っている。

また、城跡の保存状況も良く、東日本では少ない石垣を有する城跡でもあり、本丸正門付近や吹貫門脇、三の丸など石垣の様相も一様ではなく、部分的な改修など時代の変遷を追うことができた。



（細かい破線部分は、段階的に使用しなくなる可能性有り。）

第47図 近世に改変した推定範囲

ク. 出土遺物から見た空間構造

ここで出土した遺物から見た烏山城跡の空間構造についてまとめる。

山城部分の主要曲輪群である古本丸、本丸、西城の発掘調査で採取された出土遺物をみると、いずれの曲輪からも出土量の多寡はあったが、戦国時代から江戸時代の陶磁器が確認された。戦国時代の出土陶磁器は少量ではあるものの、15世紀後半から16世紀後半の資料を確認した。これらは舶載品である白磁や染付製の碗・皿、瀬戸・美濃産の播鉢などである。出土陶磁器の年代は、文献調査と符合するものであり、烏山城の成立は、15世紀後半と考えられる。特に西城からは多数の中世遺物が出土している。

遺構から見てみると、烏山城跡の山城部分における空間構成については、戦国時代の様相を残す部分と江戸時代の様相を残す部分がある。

まず戦国時代の曲輪についてみると、古本丸から、かわらけ溜り（第48図）が検出されていることから領主の居住空間ないしは儀礼空間であった可能性が高く、戦国時代には古本丸が中心曲輪であった。

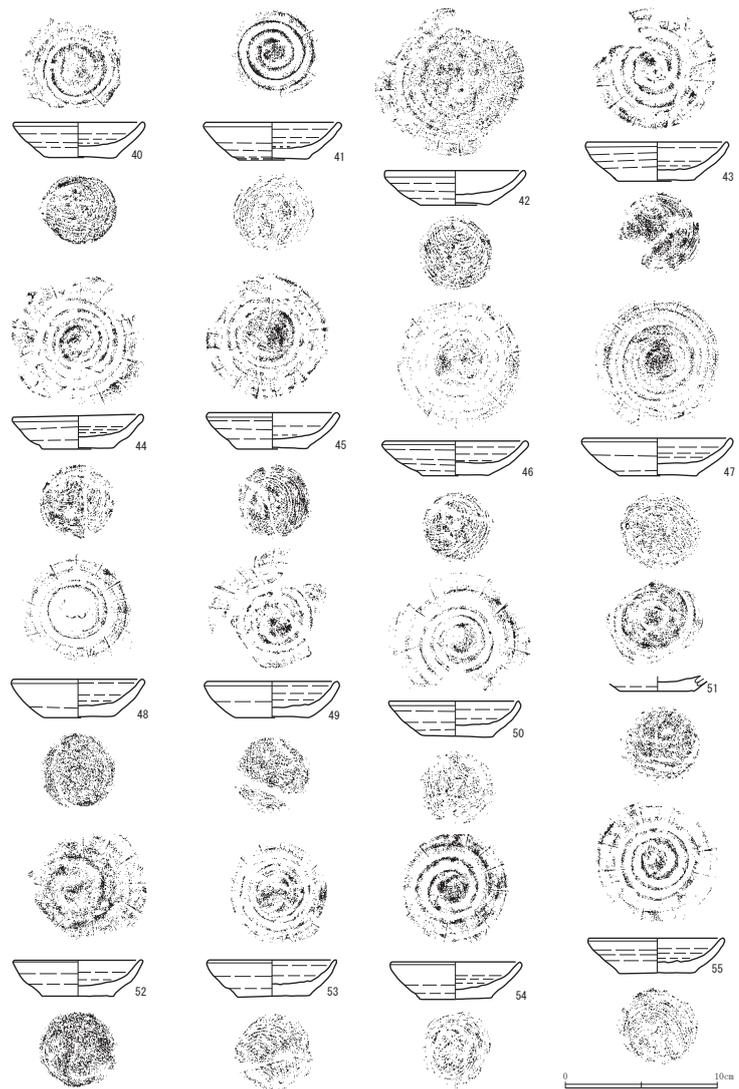
本丸は、江戸時代の盛土造成が著しく戦国時代の状況については詳細不明だが、古本丸に隣接する曲輪であることから、古本丸同様に領主もしくは一族の居住空間ないしは儀礼空間として使用されたものと考えられる。

西城からは多くの建物遺構や出土遺物が確認された。出土遺物をみると、染付碗・皿を中心に貿易陶磁が占める割合が高く、なかには青磁盤のような優品もあることから、領主につながる一族の生活空間と考えられる。

その他の中城、北城など比較的大きな曲輪は領主一族ないしは重臣の居住空間とも考えられ、これらの主要な曲輪の周囲には、小さな平場が点在しており、領主や重臣の陪臣たちの居住空間であったと考えられる。

この山城部分は、15世紀後半には成立し、戦国時代末までその機能を継続していた。そして、山麓の宿支配の強化のためなどで、次第に家臣を中心に山麓に住まいを移していったと思われる。

烏山城は、近世になると様相を一変させている。江戸時代の様子を知る手掛かりとしては、文献や城絵図などが残されている。正保年間（1645年～1648年）に作成された「正保城絵図」（第24図）には、本丸に御殿が描かれ、本丸および本丸東側の曲輪には築地塀や城門、さらには石垣が描かれて



第48図 古本丸 かわらけ実測図

いる。建物遺構の存在から、戦国時代から江戸時代初期には、城主の居館および儀礼空間は、引き続き山城部分の城館が使用されていたが、出土遺物等からみると、古本丸から本丸にその中心は移ったと考えられる。さらに後述するように、堀氏の改修後は山麓の三の丸に中心が移ることになる。

また、城域内に現存する石垣をみると二種類の形態が確認された。古い積み方は、あまり加工がされていない石材を使い、その間に間詰石を詰める野面積（第49図）である。新しいものは加工された石材を使い、横目地がとおる積み方で江戸時代中期頃のものであった。

さらに、本丸の発掘調査成果をみると、注目すべきは出土瓦である。その形態から17世紀前半のものと考えられ、本丸御殿の造営は慶長期（1596～1615）以降の江戸時代初頭と推測できる。

その後、烏山城が大きく変化するのは、万治2（1659）年に三の丸が造営されたことである。造営後に城主の住居や政庁機能が本丸から三の丸に移ったことは、記録などから間違いない。なお、古本丸や西城では、茶の湯に関係するような陶器が発見されており、戦国時代以来、江戸時代に至っても藩主等の利用空間としてその重要性が継続されることが推測できる。

これらの結果から烏山城跡は、少なくとも15世紀後半の中世から近世、明治の廃城まで、改修等を経ながら、継続して使用された城郭であることがわかった。使用頻度や残存状況から、中世の城郭である部分と近世の城郭である部分を両方見ることができ、その変遷を陶磁器などの遺物や石垣などの遺構からも追うこともできる貴重な城郭であることがわかった。



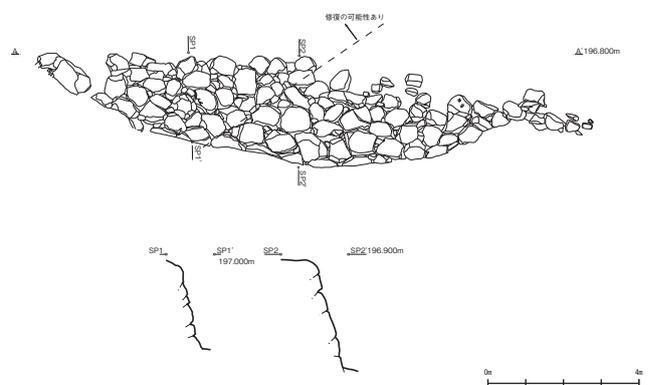
古本丸 かわらけ出土状況



本丸陶磁器出土状況



吹貫門脇石垣 南西から



第49図 吹貫門脇石垣立面、断面図

③社会的調査の成果

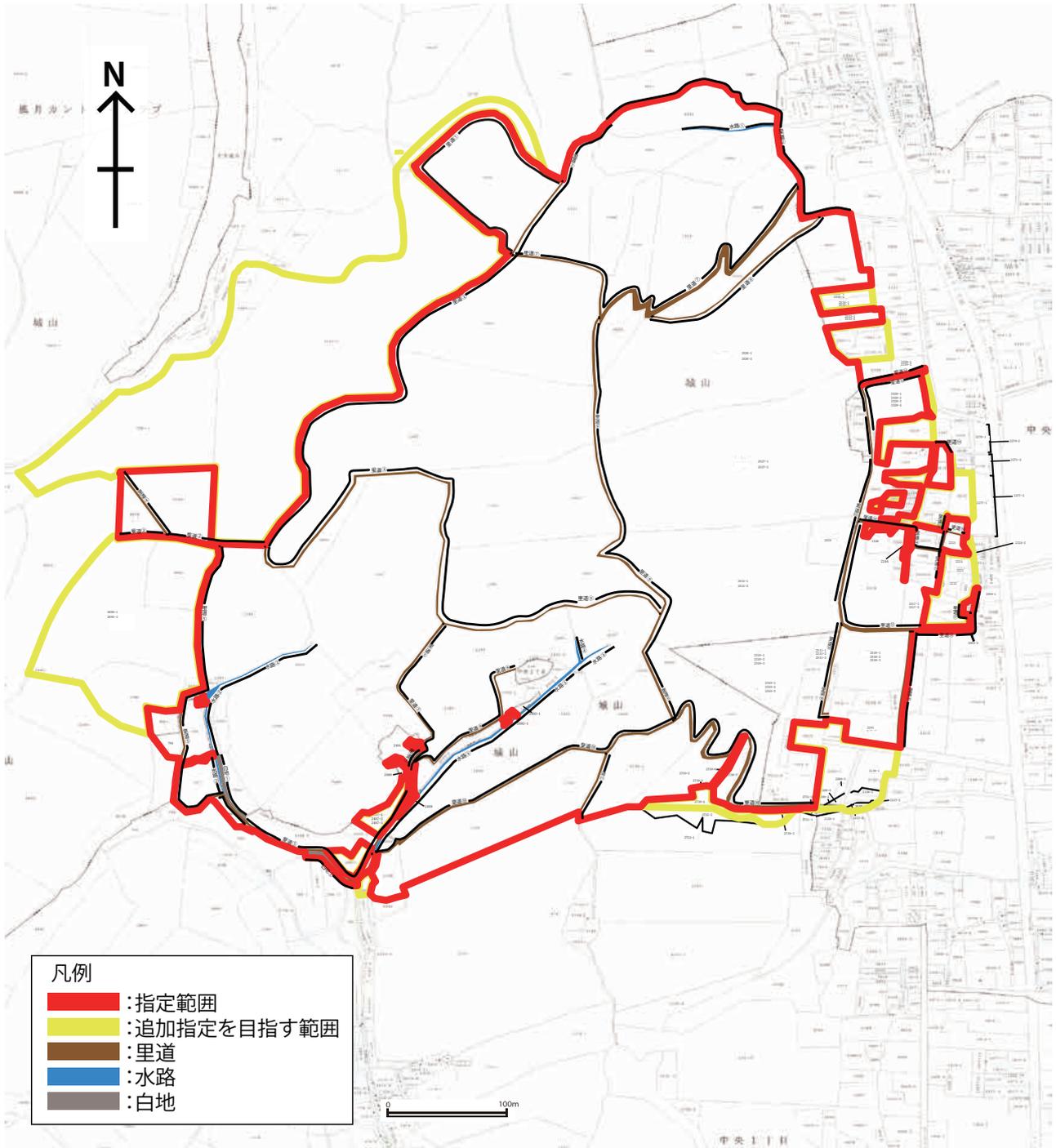
現状は、以下の写真のとおり大半が山林であり、利用実態として地番指定地集合図（第50図）や指定された番地、面積、地目（表6～8）を記載する。



俯瞰写真 南から 赤色実線は指定範囲



遠景 南から 赤色実線は指定範囲



第 50 図 地番指定地集合図

表6 指定地番1

No.	地番	地積 (㎡)	地目
1	那須烏山市城山 字法度山 2580 番	4,690.00	山林
2	那須烏山市城山 字三股沢 2582 番	2,102.00	山林
3	那須烏山市城山 字城山 2507 番	6,109.00	山林
4	那須烏山市城山 字城山 2508 番	2,251.00	山林
5	那須烏山市城山 字城山 2509 番	5,533.00	山林
6	那須烏山市城山 字城山 2520 番	2,251.00	山林
7	那須烏山市城山 字城山 2521 番 1	18,515.00	山林
8	那須烏山市城山 字城山 2521 番 2	998.00	山林
9	那須烏山市城山 字城山 2522 番	10,958.00	山林
10	那須烏山市城山 字城山 2523 番	1,646.00	山林
11	那須烏山市城山 字城山 2524 番	9,421.00	山林
12	那須烏山市城山 字城山 2525 番	1,676.00	山林
13	那須烏山市城山 字城山 2526 番 1	23,434.00	山林
14	那須烏山市城山 字城山 2526 番 2	1,150.00	畑
15	那須烏山市城山 字城山 2527 番 1	21,414.00	山林
16	那須烏山市城山 字城山 2527 番 2	799.00	山林
17	那須烏山市城山 字城山 2538 番	1,785.00	保安林
18	那須烏山市城山 字城山 2540 番	2,033.00	山林
19	那須烏山市城山 字城山 2541 番	5,662.00	山林
20	那須烏山市城山 字城山 2542 番	2,975.00	山林
21	那須烏山市城山 字城山 2543 番	2,826.00	山林
22	那須烏山市城山 字城山 2544 番	3,292.00	山林
23	那須烏山市城山 字城山 2545 番	3,252.00	山林
24	那須烏山市城山 字城山 2546 番	3,798.00	山林
25	那須烏山市城山 字城山 2547 番	6,188.00	山林
26	那須烏山市城山 字筑紫山 2502 番 2	347.00	原野
27	那須烏山市城山 字長者峰 2494 番 1	915.00	保安林
28	那須烏山市城山 字長者峰 2494 番 2	859.00	山林
29	那須烏山市城山 字長者峰 2495 番	5,980.00	保安林
30	那須烏山市城山 字長者峰 2496 番	5,097.00	山林
31	那須烏山市城山 字長者峰 2496 番 2	138.00	原野
32	那須烏山市城山 字長者峰 2497 番	842.00	山林
33	那須烏山市城山 字長者峰 2498 番	1,190.00	山林
34	那須烏山市城山 字長者峰 2499 番	4,522.00	山林
35	那須烏山市城山 字長者峰 2500 番	9,262.00	山林
36	那須烏山市城山 字長者峰 2501 番	714.00	山林
37	那須烏山市城山 字長者峰 2502 番	396.00	山林
38	那須烏山市城山 字長者峰 2503 番	7,636.00	山林
39	那須烏山市城山 字長者峰 2503 番 2	145.00	山林
40	那須烏山市城山 字長者峰 2504 番	1,209.00	山林
41	那須烏山市城山 字長者峰 2505 番	8,092.00	山林
42	那須烏山市城山 字長者峰 2506 番	8,191.00	山林
43	那須烏山市城山 字長峰 2683 番	386.00	山林
44	那須烏山市城山 字長峰 2687 番	466.00	山林
45	那須烏山市中央一丁目 字筑紫山 2728 番	595.00	山林
46	那須烏山市中央一丁目 字筑紫山 2729 番	4,760.00	山林
47	那須烏山市中央一丁目 字筑紫山 2730 番 1	3,272.00	山林
48	那須烏山市中央一丁目 字筑紫山 2730 番 2	2,052.00	山林
49	那須烏山市中央一丁目 字筑紫山 2730 番 3	154.00	山林
50	那須烏山市中央一丁目 字筑紫山 2730 番 7	361.00	山林
51	那須烏山市中央一丁目 字釜ヶ入 790 番	19.00	畑
52	那須烏山市中央一丁目 字釜ヶ入 791 番	181.00	山林
53	那須烏山市中央一丁目 字釜ヶ入 792 番	1,242.00	山林
54	那須烏山市中央一丁目 字釜ヶ入 793 番	790.00	山林
55	那須烏山市中央一丁目 字釜ヶ入 794 番	442.00	畑
56	那須烏山市中央一丁目 字釜ヶ入 2484 番	35.33	宅地
57	那須烏山市中央一丁目 字釜ヶ入 2486 番 1	396.00	畑
58	那須烏山市中央一丁目 字釜ヶ入 2486 番 2	244.00	田

表7 指定地番2

No.	地番	地積 (㎡)	地目
59	那須烏山市中央一丁目 字釜ヶ入 2486 番 3	106.34	宅地
60	那須烏山市中央一丁目 字釜ヶ入 2488 番	85.00	畑
61	那須烏山市中央一丁目 字釜ヶ入 2489 番	42.00	畑
62	那須烏山市中央一丁目 字釜ヶ入 2490 番	337.00	畑
63	那須烏山市中央一丁目 字釜ヶ入 2491 番	565.00	畑
64	那須烏山市中央一丁目 字釜ヶ入 2492 番 1	244.00	保安林
65	那須烏山市中央一丁目 字釜ヶ入 2492 番 2	866.00	保安林
66	那須烏山市中央一丁目 字釜ヶ入 2493 番	423.00	山林
67	那須烏山市中央三丁目 字広小路 2201 番	776.00	山林
68	那須烏山市中央三丁目 字堂平 2217 番	27.30	宅地
69	那須烏山市中央三丁目 字堂平 2225 番	254.00	畑
70	那須烏山市中央三丁目 字堂平 2228 番 1	304.00	畑
71	那須烏山市中央三丁目 字堂平 2228 番 2	79.00	畑
72	那須烏山市中央三丁目 字堂平 2229 番	109.00	畑
73	那須烏山市中央三丁目 字堂平 2230 番	274.00	畑
74	那須烏山市中央三丁目 字堂平 2231 番	42.00	畑
75	那須烏山市中央三丁目 字堂平 2232 番	168.00	畑
76	那須烏山市中央三丁目 字堂平 2233 番	145.00	畑
77	那須烏山市中央三丁目 字堂平 2238 番	59.00	畑
78	那須烏山市中央三丁目 字堂平 2239 番	42.00	畑
79	那須烏山市中央三丁目 字堂平 2240 番	42.00	畑
80	那須烏山市中央三丁目 字堂平 2241 番	69.00	畑
81	那須烏山市中央三丁目 字堂平 2242 番	72.00	畑
82	那須烏山市中央三丁目 字堂平 2245 番	297.00	畑
83	那須烏山市中央三丁目 字堂平 2246 番	290.90	宅地
84	那須烏山市中央三丁目 字堂平 2248 番	89.00	畑
85	那須烏山市中央三丁目 字堂平 2250 番	69.00	畑
86	那須烏山市中央三丁目 字堂平 2251 番	95.00	畑
87	那須烏山市中央三丁目 字堂平 2254 番	76.00	畑
88	那須烏山市中央三丁目 字堂平 2256 番	717.00	山林
89	那須烏山市中央三丁目 字堂平 2256 番 2	52.00	原野
90	那須烏山市中央三丁目 字堂平 2257 番	33.00	山林
91	那須烏山市中央三丁目 字堂平 2258 番	69.00	畑
92	那須烏山市中央三丁目 字堂平 2259 番	280.00	山林
93	那須烏山市中央三丁目 字堂平 2260 番	102.00	山林
94	那須烏山市中央三丁目 字堂平 2261 番	49.00	山林
95	那須烏山市中央三丁目 字堂平 2262 番	85.00	山林
96	那須烏山市中央三丁目 字堂平 2263 番	92.00	畑
97	那須烏山市中央三丁目 字堂平 2264 番	138.00	山林
98	那須烏山市中央三丁目 字堂平 2265 番	115.00	山林
99	那須烏山市中央三丁目 字堂平 2274 番	479.00	畑
100	那須烏山市中央三丁目 字堂平 2276 番	115.00	畑
101	那須烏山市中央三丁目 字城山 2510 番 1	2,859.00	山林
102	那須烏山市中央三丁目 字城山 2510 番 2	89.00	山林
103	那須烏山市中央三丁目 字城山 2510 番 3	26.00	山林
104	那須烏山市中央三丁目 字城山 2511 番 1	314.00	山林
105	那須烏山市中央三丁目 字城山 2511 番 2	29.00	山林
106	那須烏山市中央三丁目 字城山 2511 番 3	3.30	山林
107	那須烏山市中央三丁目 字城山 2512 番 1	1,894.00	山林
108	那須烏山市中央三丁目 字城山 2512 番 2	264.00	山林
109	那須烏山市中央三丁目 字城山 2512 番 3	452.00	畑
110	那須烏山市中央三丁目 字城山 2512 番 4	958.00	山林
111	那須烏山市中央三丁目 字城山 2512 番 5	49.00	山林
112	那須烏山市中央三丁目 字城山 2514 番 1	297.00	山林
113	那須烏山市中央三丁目 字城山 2514 番 2	128.00	山林
114	那須烏山市中央三丁目 字城山 2514 番 3	575.00	山林
115	那須烏山市中央三丁目 字城山 2515 番	168.00	山林
116	那須烏山市中央三丁目 字城山 2516 番 1	2,307.00	山林
117	那須烏山市中央三丁目 字城山 2516 番 2	29.00	山林
118	那須烏山市中央三丁目 字城山 2516 番 3	23.00	山林

表8 指定地番3

No.	地番	地積 (㎡)	地目
119	那須烏山市中央三丁目 字城山 2517 番 1	297.00	山林
120	那須烏山市中央三丁目 字城山 2517 番 2	257.00	畑
121	那須烏山市中央三丁目 字城山 2518 番	2,558.00	山林
122	那須烏山市中央三丁目 字城山 2519 番	495.00	山林
123	那須烏山市中央三丁目 字城山 2528 番 1	214.00	山林
124	那須烏山市中央三丁目 字城山 2528 番 2	505.00	畑
125	那須烏山市中央三丁目 字城山 2528 番 3	909.00	畑
126	那須烏山市中央三丁目 字城山 2528 番 4	214.00	田
127	那須烏山市中央三丁目 字城山 2533 番 1	264.00	山林
128	那須烏山市中央三丁目 字城山 2533 番 2	171.00	畑
129	那須烏山市中央三丁目 字城山 2536 番	604.00	山林
130	那須烏山市中央三丁目 字城山 2537 番	1,914.00	山林
131	那須烏山市城山字法渡山 2580 番と同字三股沢 2581 番 1 に挟まれ、同字婆沢東 2552 番と同字法渡山 2580 番に挟まれるまでの道路敷	360.00	里道
132	那須烏山市中央三丁目字三石 2456 番 1 と同中央三丁目字城山 2537 番に挟まれ、同城山字長峰 2683 番と同城山字長峰 2685 番 1・2 に挟まれるまでの道路敷	2,080.00	里道
133	那須烏山市城山字城山 2523 番と同城山字長者峰 2503 番に挟まれ、同城山字長者峰 2506 番と同城山字城山 2507 番に挟まれるまでの道路敷	190.00	里道
134	那須烏山市城山字三股沢 2582 番と同字長峰 2683 番に挟まれる道路敷	122.00	里道
135	那須烏山市城山字長峰 2684 番と同城山字長者峰 2503 番に挟まれ、同字長者峰 2505 番と同字長者峰 2496 番に挟まれるまでの道路敷	1,089.00	里道
136	那須烏山市中央一丁目字釜ヶ入 2489 番と同字釜ヶ入 2492 番 2 に挟まれ同字釜ヶ入 2492 番 2 と里道⑤に挟まれるまでの白地と同城山字長者峰 2496 番に挟まれ、同字長者峰 2494 番 2 と同字長者峰 2496 番に挟まれるまでの道路敷	192.60	里道
137	那須烏山市城山字城山 2540 番と同字城山 2538 番に挟まれ、同字城山 2544 番と同字城山 2524 番に挟まれるまでの道路敷	890.00	里道
138	那須烏山市城山字城山 2538 番と同字城山 2526 番 1・2 に挟まれ、同城山字城山 2538 番と同中央三丁目字城山 2537 番に挟まれるまでの道路敷	202.50	里道
139	那須烏山市城山字城山 2524 番と同城山字城山 2525 番に挟まれ、同城山字城山 2508 番と同城山字城山 2509 番に挟まれるまでの道路敷	680.00	里道
140	那須烏山市中央一丁目字釜ヶ入 2484 番と水路③に挟まれ、同中央三丁目字城山 2512 番 1 に南接するまでの道路敷	1,080.00	里道
141	那須烏山市中央一丁目字筑紫山 2729 番と同城山字筑紫山 2730 番 1 に挟まれ、同城山字筑紫山 2727 番と同城山字筑紫山 2730 番 1 に挟まれるまでの道路敷	80.00	里道
142	那須烏山市中央三丁目字三石 2319 番 1・2 と同字城山 2528 番 1・2・3・4 に東接する白地に挟まれ、同字堂平 2213 番と同字堂平 2225 番に挟まれ、同字堂平 2220 番と同字堂平 2228 番 1 に挟まれるまでの白地と同字堂平 2209 番 1 に挟まれるまでの道路敷	745.00	里道
143	那須烏山市中央三丁目字堂平 2267 番と同字堂平 2274 番に挟まれる道路敷	15.00	里道
144	那須烏山市中央三丁目字城山 2519 番と同字城山 2518 番に挟まれ、同字堂平 2231 番と同字堂平 2230 番に挟まれるまでの道路敷	127.50	里道
145	那須烏山市中央三丁目字堂平 2235 番と同字堂平 2275 番に挟まれ、同字堂平 2228 番 1 と同字堂平 2227 番に挟まれるまでの道路敷	60.00	里道
146	那須烏山市中央三丁目字堂平 2276 番と同字堂平 2225 番に挟まれ、同字堂平 2276 番と同字堂平 2213 番と同字堂平 2225 番に挟まれ、同字堂平 2220 番と同字堂平 2228 番 1 に挟まれるまでの白地に挟まれるまでの道路敷	26.00	里道
147	那須烏山市中央三丁目字堂平 2220 番と同字堂平 2217 番に挟まれる道路敷	7.00	里道
148	那須烏山市城山字城山 2521 番 1・2 と同中央三丁目字城山 2516 番 1・2・3 に挟まれ、同中央三丁目字城山 2515 番と同中央三丁目字城山 2514 番 1 に挟まれるまでの道路敷	160.00	里道
149	那須烏山市中央三丁目字城山 2516 番 1・2・3 と同字広小路 2202 番 2 に挟まれ、同字広小路 220 1 番と同字広小路 2199 番地に挟まれるまでの道路敷	405.00	里道
150	那須烏山市城山字城山 2547 番と同字城山 2545 番に挟まれ、同字城山 2547 番と同字城山 2546 番に挟まれるまでの水路敷	93.60	水路
151	那須烏山市中央一丁目字釜ヶ入 792 番と白地①に挟まれ、同城山字長者峰 2500 番と同字長者峰 2505 番に挟まれるまでの水路敷	315.00	水路
152	那須烏山市中央一丁目字釜ヶ入 2507 番に挟まれ、同字釜ヶ入 2488 番と里道⑤に挟まれるまでの水路敷	345.00	水路
153	那須烏山市城山字長者峰 2496 番と同城山字城山 2507 番に挟まれる水路敷	45.00	水路
154	那須烏山市城山字長者峰 2501 番と里道⑤に挟まれ、同城山字筑紫山 2502 番 2 に南接するまでの白地	175.50	白地
155	那須烏山市中央一丁目字釜ヶ入 787 番と里道⑤に挟まれ、同字釜ヶ入 788 番 1 と里道⑤に挟まれるまでの白地	111.00	白地

#### 第4節 指定地の状況

烏山城跡の指定対象地域の面積は252,524.87㎡におよび、那須烏山市が所有しているのは、里道や水路、白地の10,767.70㎡と全体の10%未満である。残る241,757.17㎡は民有地となっており、多くの部分が植林された山林であるが、一部保安林や原野、田、畑、宅地が山麓部分に混在している。

史跡に指定するにあたり、登記簿によって土地所有者を確認し、指定地は地番指定を行った。これは史跡地内に居住する方はおらず、長い期間、山林となっていたこともあり、代替わりなどによって複雑な相続が発生している土地もあり、指定地の番地と所有者が確認されている現状であったためである。そのため、土地境界が明確になっていない指定地が多く、所有者の確認が必要である。登記公図においても一部混乱がおきている箇所が事前に把握されたため、そのような土地については指定を受けておらず、今後土地に係る整理を実施したのちに、追加指定を目指す範囲として位置付けている。

#### 第5節 管理団体

法第172条第1項「文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のため必要な管理（当該文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で国の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。」により、史跡には管理団体を指定することができる。

そもそも史跡指定地は、それぞれの土地所有者において管理することが原則であるが、烏山城跡の指定範囲は25万㎡を超えてとても広大であり、民有地が多くを占めている関係から、所有者数も多く、土地利用状況も多様である。

このため、個々の所有者の責任で指定地を一体的に保存管理していくことが困難である。しかし、史跡が所在する地方公共団体である那須烏山市が、当該史跡の管理団体を務めることで、一体的な史跡の保存管理を図ることができる。加えて、史跡の価値を地方自治体内で共有することにより、当該史跡のより効果的な保存と活用を図ることが可能と考えられる。

そこで烏山城跡については、那須烏山市が土地所有者の同意を得て、令和5（2023）年7月4日に文化庁長官により管理団体に指定されている。

管理団体である那須烏山市は、文化財保護法に規定される以下①から③の行政的な措置や事務等を行い、適切な保存管理を実施し、その価値を未来に伝えていく。

- ①史跡の標識・説明板・境界杭等の設置
- ②災害による被害・毀損等があった場合の応急措置や復旧
- ③土地の地番等の異動の文化庁長官への届け出事務

## 第4章 史跡等の本質的価値

### (1) 史跡等の本質的価値の明示

史跡の本質的価値とは、史跡に指定された土地に存在する「遺跡」が土地と一体となって有する我が国の歴史上又は学術上の価値である（文化財保護法第2条）。したがって、史跡の本質的価値は土地と一体の「遺跡」を構成している枢要の諸要素によって示されている。（文化庁「史跡等整備のてびき」2004）。

これらから烏山城跡を適正に保存し、次世代に確実に伝えるべき、本質的価値を明確にするため、史跡指定にあたっての国の文化審議会による評価（第3章 史跡等の概要（2）指定の状況）を踏まえこれを要約し、本質的価値を2つの点として以下に整理する。

#### 国指定史跡としての評価の要約

烏山城跡は、自然地形を上手く利用した難攻不落の城として、15世紀後半から明治を迎えるまでの400年以上の長い期間、各所に様々な改修・修繕を経ながら、那須烏山地域の中心的な存在として継続して使われた保存状態の良好な城跡である。そのため、中世・戦国時代の城跡部分と近世・江戸時代の城跡部分の両方が現存する。城の構造や石垣の変遷などが、残された文献史料や絵図史料から様子を探ることができ、それを測量調査成果や縄張り図、発掘調査からも裏付けられているという貴重な城跡である。

### 烏山城跡の本質的価値

#### ①那須烏山地域の中心的な存在だった大規模な城跡

自然の地形を巧みに利用した要害堅固な城跡で、栃木県を代表する大規模な城跡である。戦国期には那須氏の本拠として機能し、周囲には支城が多く確認され、地域の政治経済の要となっていた城跡である。

#### ②城の形態と変遷や築城技術を知ることができる城跡

保存状態が良好で、発掘調査によって確認された成果や、文献史料や絵図史料からも裏付けられた城跡である。そのため戦国時代から近世にかけての城の形態と変遷や築城技術を知る上で重要な城跡である。

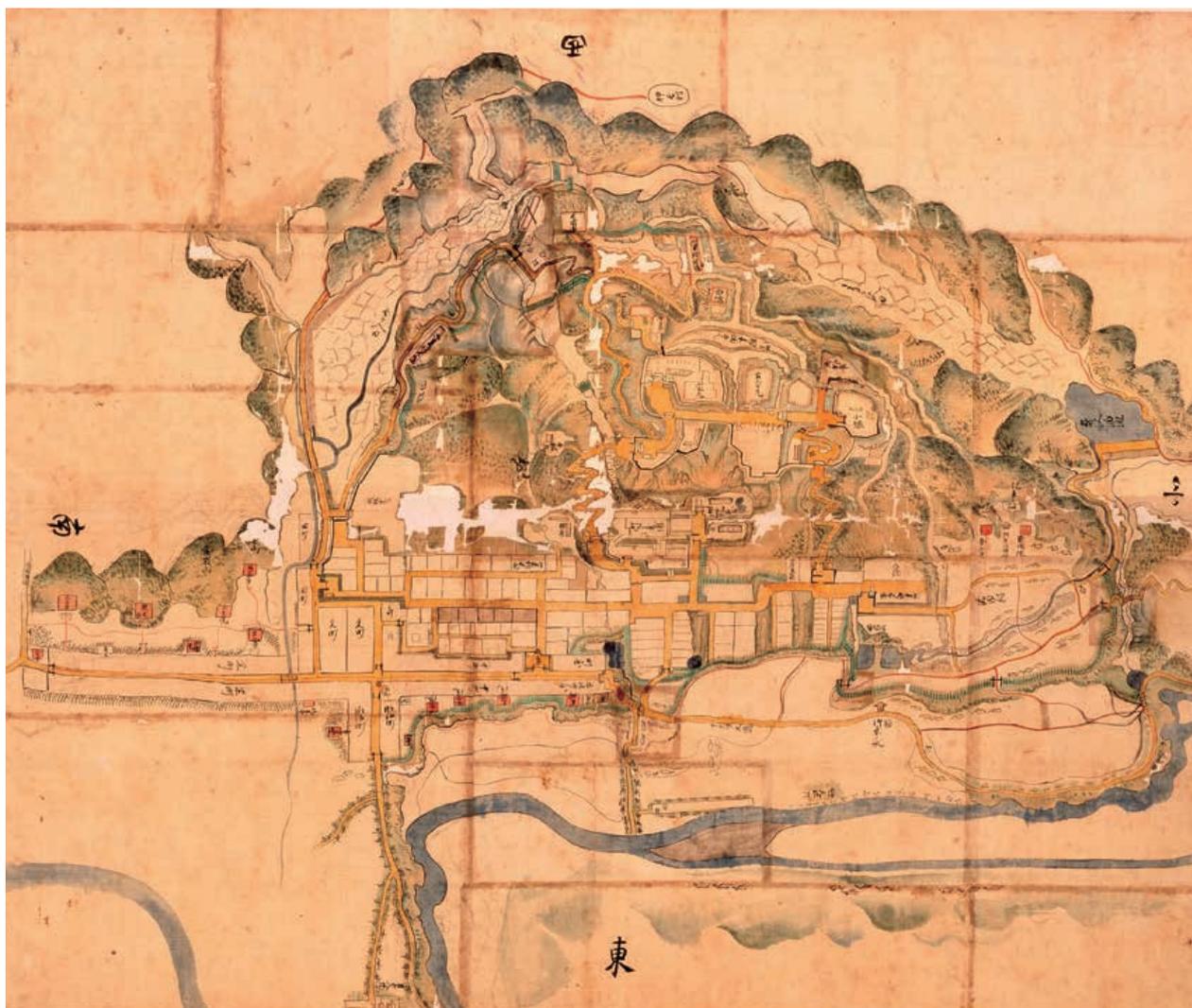
※城跡とは：

広義的には「敵から身を守るための軍事的防御施設」であるが、烏山城跡のように長期間にわたる同地域の使用において、軍事施設・政庁・住居の線引きが難しいこともよくある。これは、戦国時代、山麓の居館とセットになった山城が築かれるようになるが、織田信長による安土城が築城されて以降、石垣を含めた建築技術が急速に発展し、急峻な山上ではなく、丘陵や平地に城下町とセットになった近世城郭が各地に築かれていく。町ごと堀で囲んだ惣構の城は、城下町も城の範囲に含まれることになる。このように城自体の根本的な使用目的は軍事的防御施設ではあるが、時代が進むにつれてその構造と役割が複雑化したため、城の定義や範囲は曖昧になっている。そのため城跡を示す用語に、「城館」という言葉があるが、「館」は「住居」の比重が高い言葉のため、「城館」は軍事施設と住居あるいは政庁を兼ねた複合的な施設を指すことになっている。

現存する那須烏山市指定文化財『寛政の町絵図』には、城跡部分の他に山麓の武家町も「御城内」と文字記載のみの記載であり、絵は描かれていないが、第51図『下野国烏山城絵図』国立公文書館所蔵、第52図『烏山城下圖』東北大学狩野文庫所蔵には町絵図に記載されていない城内部分が併せて描かれている。



第 51 図 『下野国烏山城絵図』 国立公文書館所蔵



第52図 『烏山城下圖』 東北大学狩野文庫所蔵

## (2) 新たな価値評価の視点の明示

那須烏山市内には多くの文化・観光資源が点在している。ユネスコ無形文化遺産に登録された日本が誇る祭礼「山・鉦・屋台行事」を構成する1つである国指定重要無形民俗文化財「烏山の山あげ行事」や、国選択無形民俗文化財の「塙の天祭」、厚紙の至宝と評され明治時代には投票用紙にも使用されていた国選択無形文化財「程村紙」など多種多様な文化財など文化資源がある。それだけではなく、那珂川県立自然公園など八溝の山々、南流する那珂川をはじめ、複雑に入り組んだ大小の河川が長年大地を浸食し、そこに住む人々が作り出した景観などの自然資源もある。

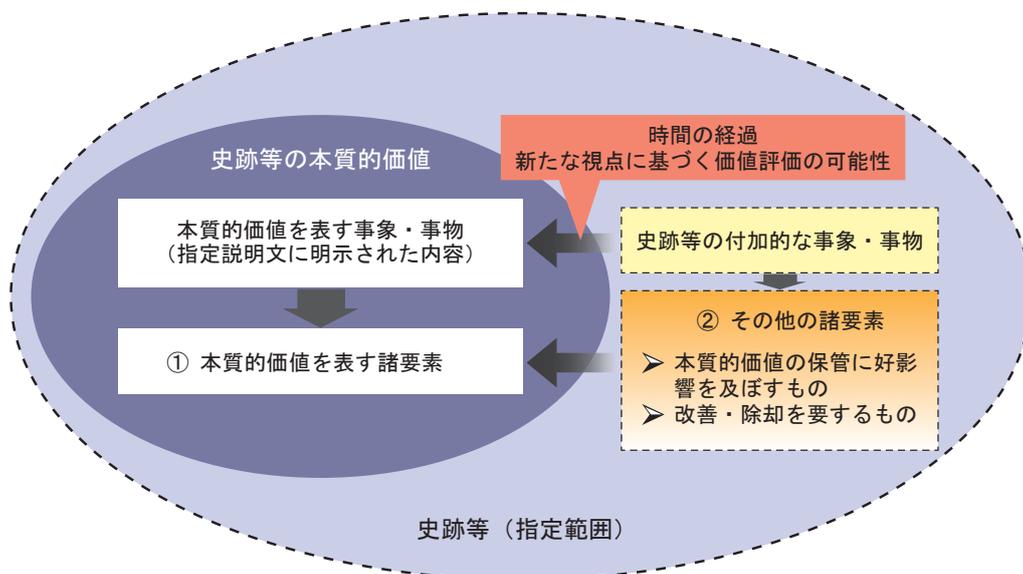
これらをつなぐ中核的存在として、地域文化の振興へ向けた切り札となるべき資源が烏山城跡である。烏山城跡は、単に文化振興という面だけではなく、広く地域の活性化、薄れつつある郷土愛の醸成など地域振興の要として、今を生きる私たちだけではなく、未来へ向けた多くの方々にもシンボリックな存在と考えられる。そのため、恒久的に保存されながら、郷土愛の醸成に向けた烏山城跡を含めた地域全体をつなぐ活用を目指す視点が重要である（第53図）。



烏山の山あげ行事



程村紙（通称烏山和紙）



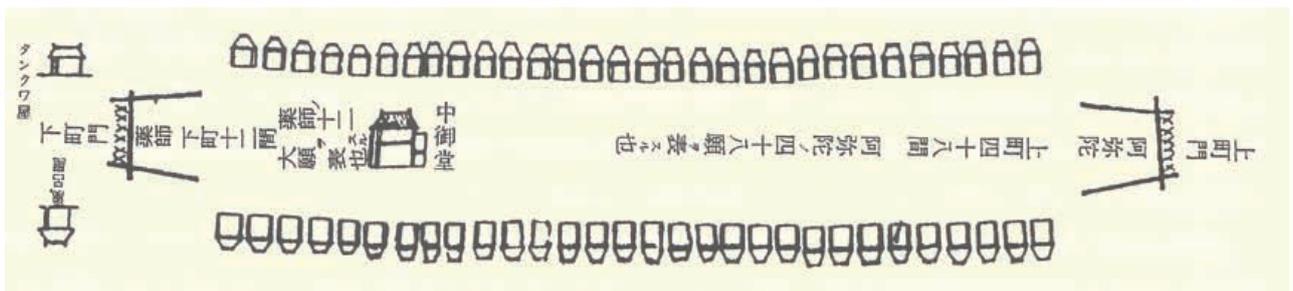
第53図 史跡等の本質的価値の構造

第1節 周辺の文化財と連携し歴史と文化を伝える城跡

烏山城跡の東側から南側にかけて広がる段丘上の市街地には、近世、江戸時代以来の町割りが多く残っている。これは現存する町絵図や地割図などの歴史資料からも知ることができ（第55～57図）、城下を知る上で、とても貴重である。城下町には、北御住居や南御住居と呼ばれる城主一族の別邸と言われる屋敷跡や、同時代の建造物が残る寺社なども見られ、城下町の名残を感じられる。

これらのことから烏山城跡を中心に、中世の城下が確認されている地割図や寺社の配置などから「連積之大事」とされる宿の構造が分かってきた（第54図）。近世になり城下が発展していくと、軍事施設色の濃い構造から、平時の経済発展を基盤とした構造に変化していった。その際の城下町における寺町の解体・分散や新たな勧請、それによる「烏山の山あげ行事」などの民俗芸能の発展、地元で栽培されていた那須楮を使用した和紙の生産や、新田開発のための「耕便門」として残る隧道の開削、山林での漆生産や献上牛蒡などの地域産物の推奨など殖産興業の発展、それらの産物を運ぶための奥州街道や那珂川の水運といった交通網の整備など、この地域の発展に烏山城の果たした役割は大きい。

また、烏山城下だけではなく、市内外、那須郡におよぶ中世那須氏に関する城館が数多く残っている（第58～62図、表9）。これらの文化遺産を関連付け調査していくことで、烏山城跡を中心とした、いにしへの姿の復元を目指すことで、指定域だけではなく、より広域での活性化につなげていくことができる価値が烏山城跡にはある。

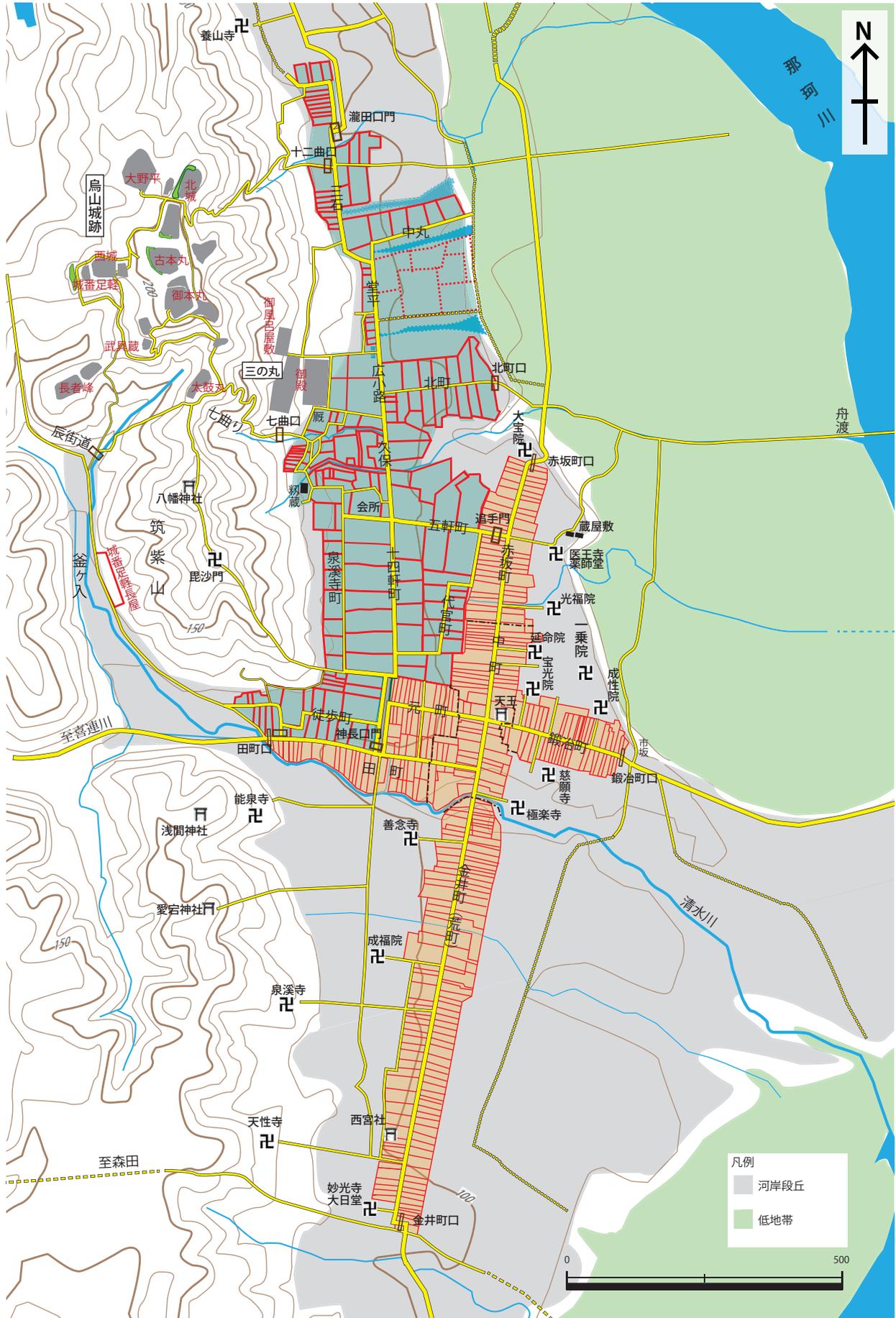


伊藤正義「市庭の空間」『中世商人の世界』より転載

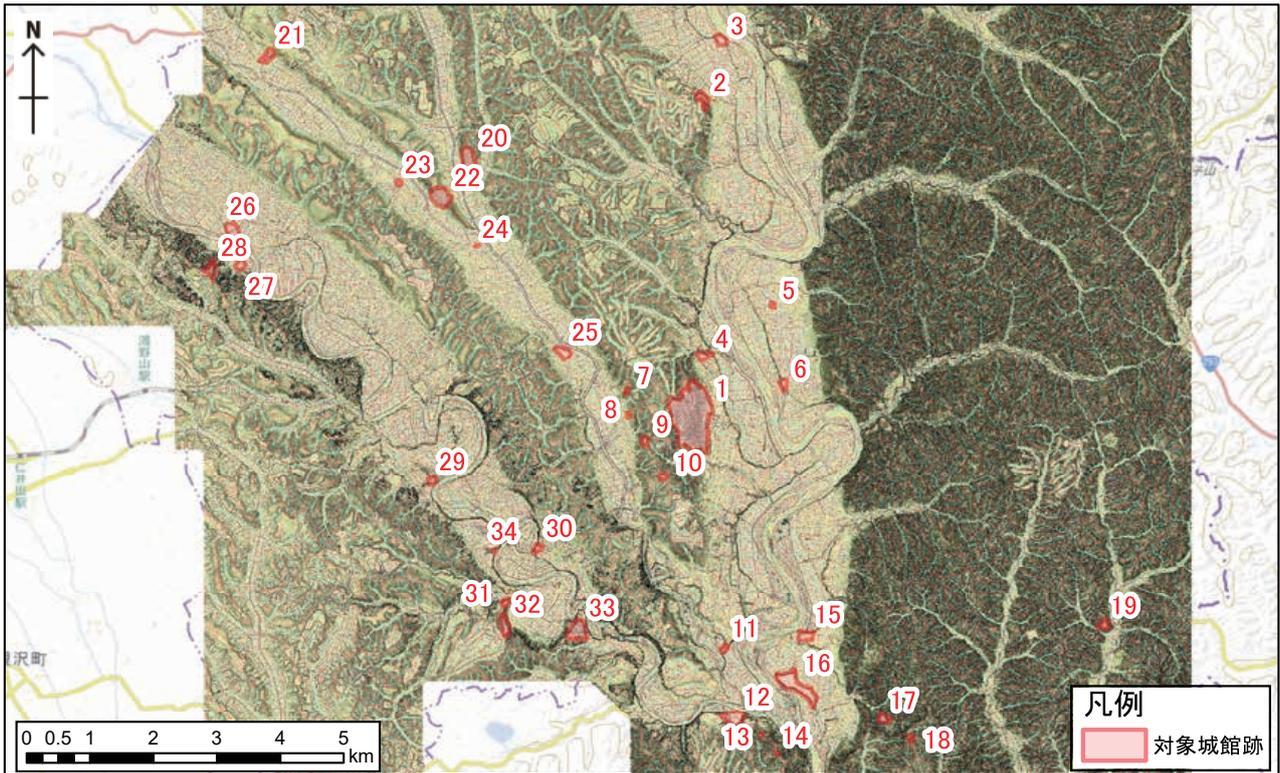
第54図 連積之大事「修験山伏の市立図」







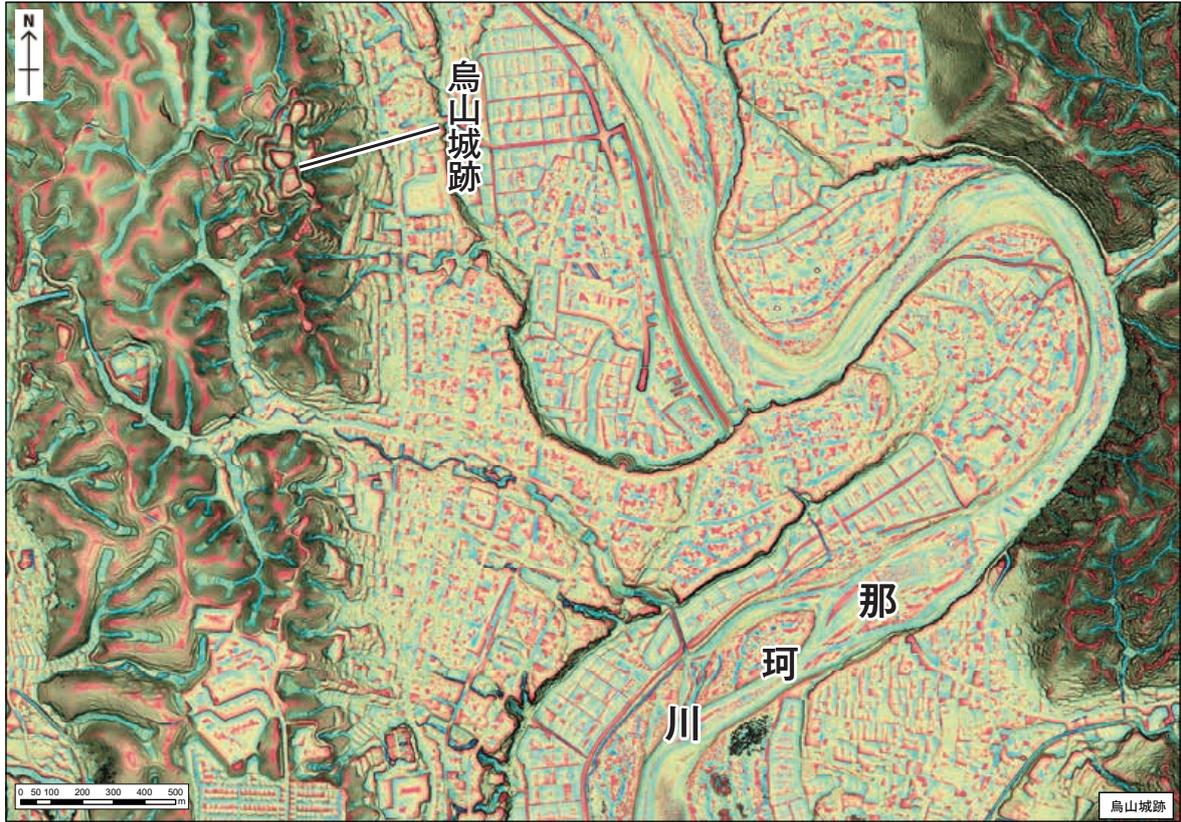
第 57 図 江戸時代後半の烏山城と城下町



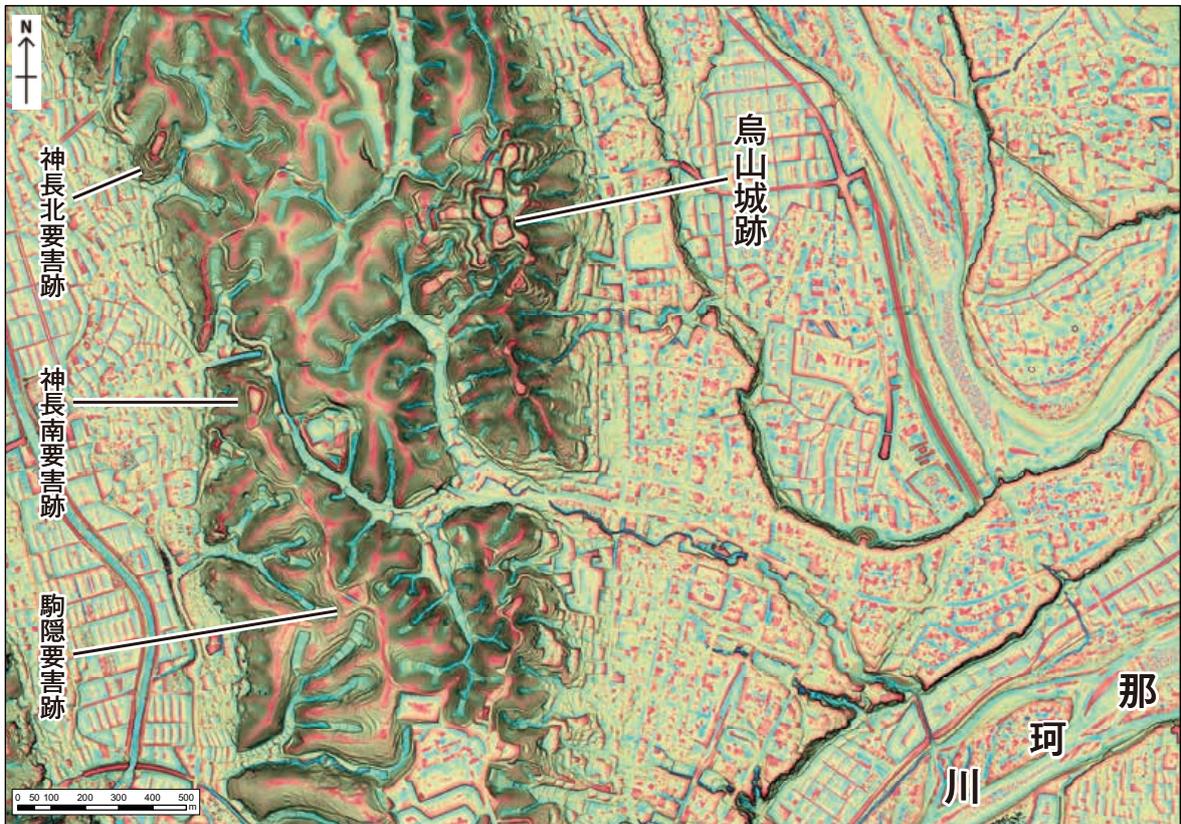
第58図 那須烏山市内の中近世城館分布図

表9 那須烏山市内の中近世城館

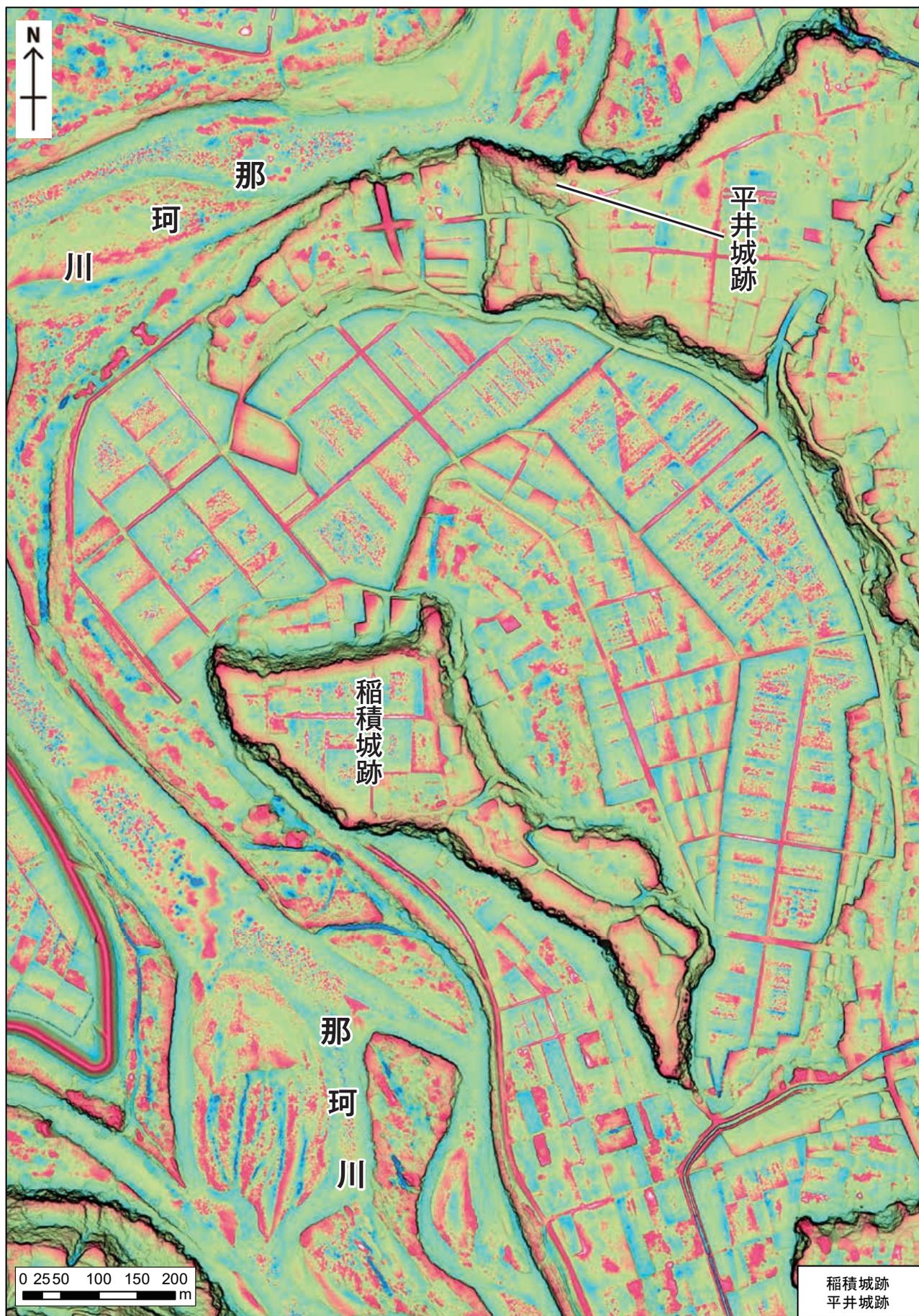
No.	遺跡名	所在地	現状	立地	種別
1	烏山城跡	城山字城山	山林	丘陵	城郭、館
2	根古屋城跡	大桶字根古屋、 字ヨウガイ	山林	丘陵	城郭、館
3	新地館跡	大桶字新地	山林、神社	丘陵	城郭、館
4	滝田館跡	滝田字後沢、 字如来堂前	畑、宅地	丘陵	城郭、館
5	興野古館跡	興野字畑ケ中	宅地	段丘	城郭、館
6	興野館跡	興野字馬場	畑、宅地	段丘	城郭、館
7	神長北要害跡	神長字神長	山林	丘陵	城郭、館
8	神長氏館跡	神長字館ノ内	寺院	丘陵裾	城郭、館
9	神長南要害跡	神長字天神	山林	丘陵	城郭、館
10	駒隠要害跡	神長字駒隠	山林	丘陵	城郭、館
11	下塙要害跡	野上字下塙	畑、荒地	段丘	城郭、館
12	向田城跡	向田字北城、 字仲城、字仲丸	畑、宅地	台地	城郭、館
13	塙前要害跡	向田字塙前	山林	丘陵	城郭、館
14	籠山要害	向田字籠山	山林	丘陵	城郭、館
15	平井城跡	下境字平井、 字館ノ内	畑、宅地	台地	城郭、館
16	稲積城跡	下境字外城平、 字中城	畑、宅地	段丘	城郭、館
17	高館城跡	下境字高館	山林	山地	城郭、館
18	大将古家要害跡	下境字大将古屋	山林	山地	城郭、館
19	大木須城跡	大木須字塙ノ上	山林	山地	城郭、館
20	小志烏城跡	志烏字小志烏	山林	段丘	城郭、館
21	小堀城跡	上川井字	畑	段丘	城郭、館
22	下川井城跡	下川井字古城	山林	段丘	城郭、館
23	堀之内館跡	下川井字堀之内	田、宅地	低地	城郭、館
24	熊田館跡	熊田字見城	田、畑	低地	城郭、館
25	月次館跡	月次字堀之内	畑、宅地	台地	城郭、館
26	古館館跡	三箇字古館	畑、宅地	段丘	城郭、館
27	戸田館跡	三箇字戸田	山林	段丘	城郭、館
28	入江野城跡	三箇字種古家	畑	丘陵	城郭、館
29	古館跡	高瀬字堂ノ前	畑、宅地	段丘	城郭、館
30	小塙館跡	小塙字上の台	畑、宅地	段丘	城郭、館
31	根小屋城跡	森田字根小屋	山林	段丘	城郭、館
32	高館城跡	森田字高館	山林	段丘	城郭、館
33	森田城跡	森田字今宮台	山林	段丘	城郭、館
34	放下僧館跡	大里字浄下	田、宅地	段丘	城郭、館



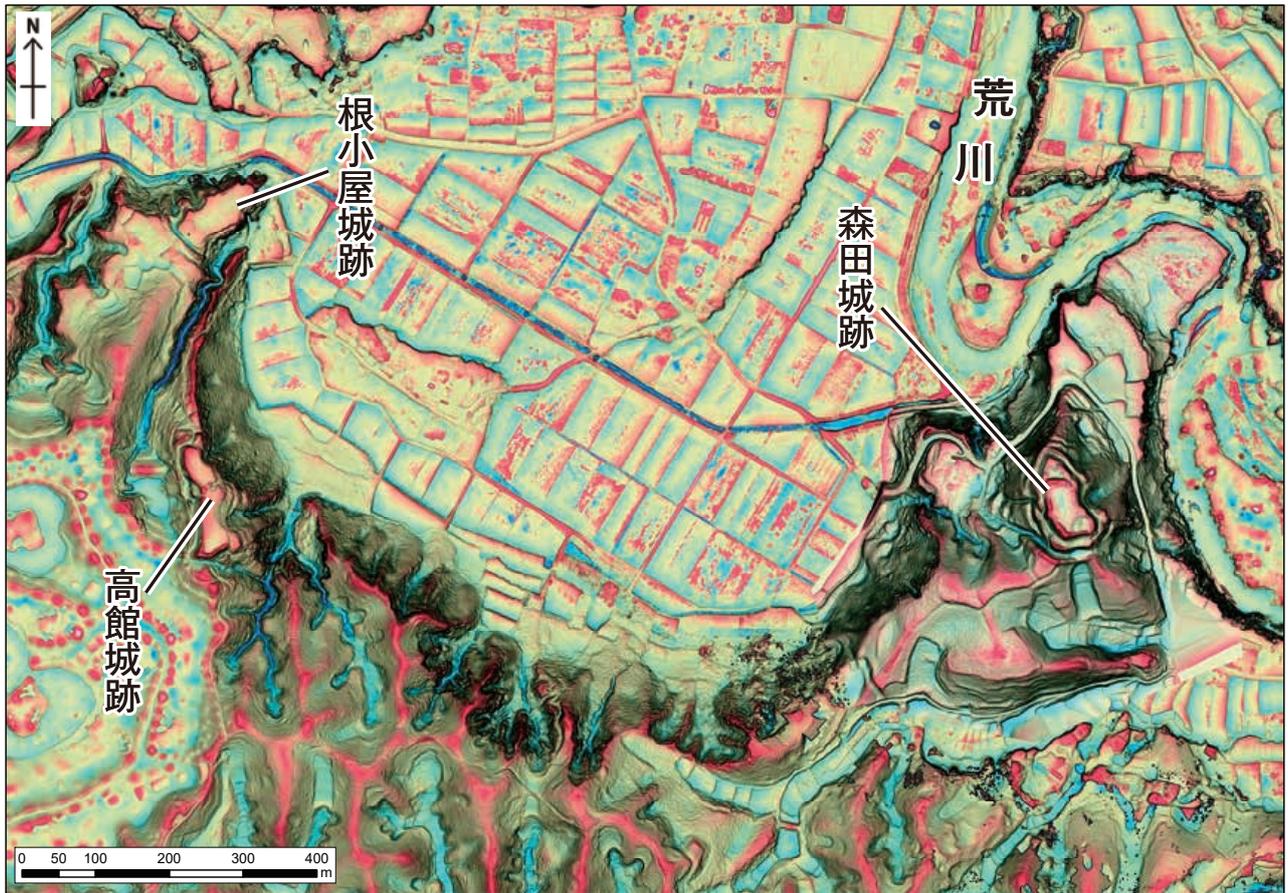
第 59 図 烏山城跡と城下町の地形



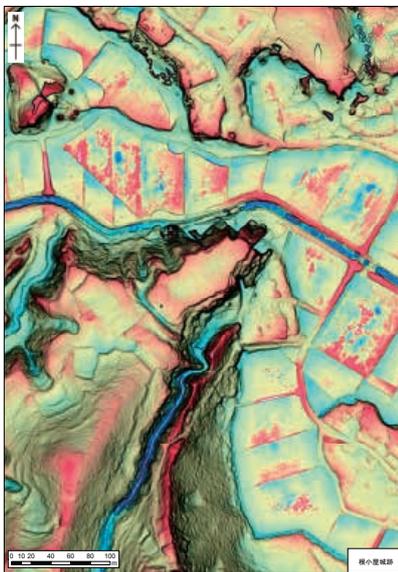
第 60 図 烏山城跡とその周辺城館



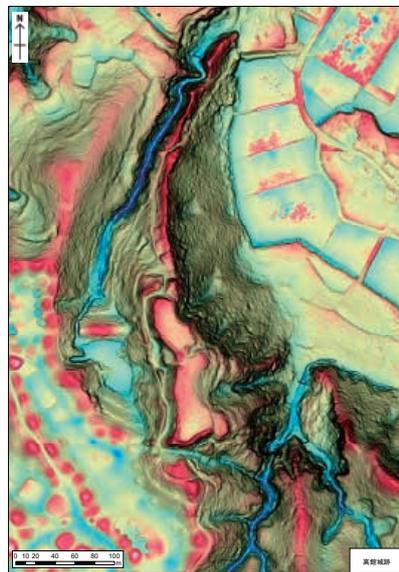
第 61 図 稲積城跡と平井城跡



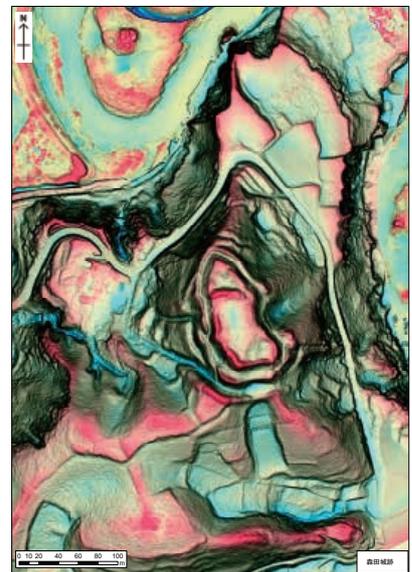
輪之内地区の城館



根小屋城跡



高館城跡



森田城跡

第 62 図 森田城跡とその周辺

第2節 大地の営みを感じられる城跡

烏山城跡が位置する喜連川丘陵の一支脈は、城の構造にどんな影響があったのか、地形の点からわかってきたことがある。それは時折、城内から貝の化石が見つかることである。地形・地質から、烏山城跡は約1,500万年前には海の底だったのである(第63図)。そのため、丘陵上部に河川堆積物が見られ、水通しの良い状況から、山城でありながら容易に水を得られる場所となっていたのである。これが曲輪ごとに水場が見られ、群郭の城であるような城の構造ができた理由である。また比較的新しい石垣で使用されていた石材は角礫質凝灰岩であり、城のある丘陵の下層から出土することが確認され、石材は地産地消であった。

つまり、烏山城跡は地質・地形から地球の過去を知り、未来を考えて、活動する場所でもあることから、那須烏山ジオパーク構想と連携できる価値がある。



第63図 約1500万年前の海と陸地の広がり



龍門の滝と蓄電池式車両のアキユム

### (3) 構成要素の特定

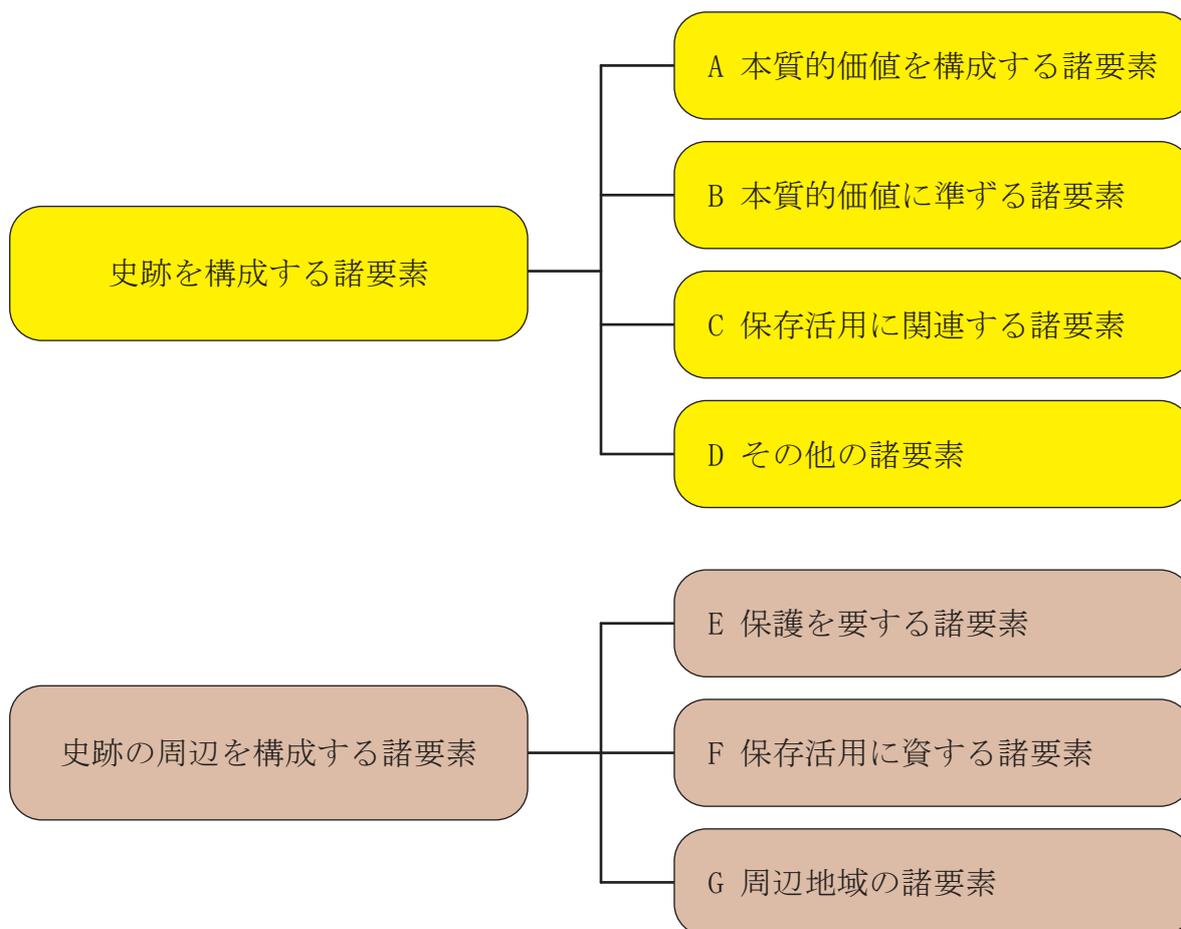
#### 第1節 構成要素特定の考え方

史跡の保存活用において、本質的価値を構成するものが何であり、また、それ以外の構成要素にどのようなものがあるかを整理する必要がある。このうち本質的価値を構成するものは、その保存活用が大前提となる。それ以外の構成要素も一律では捉えにくく、烏山城跡に関しても多種多様な要素が存在することから、それぞれの構成要素の内容や本質的価値との関係を考慮し、把握することが必要である。

そのためここでは、本章の「(1) 史跡等の本質的価値の明示」及び「(2) 新たな価値評価の視点の明示」で示した内容に基づき、烏山城跡を構成する諸要素を特定することとした。

烏山城跡を構成する諸要素は、範囲に関わる区分として、史跡指定地内の「史跡を構成する諸要素」と、史跡指定地外の「史跡の周辺を構成する諸要素」に大別される(第64図)。さらに、価値に関わる区分として、史跡の本質的価値を構成する要素と本質的価値以外の諸要素に分類した。

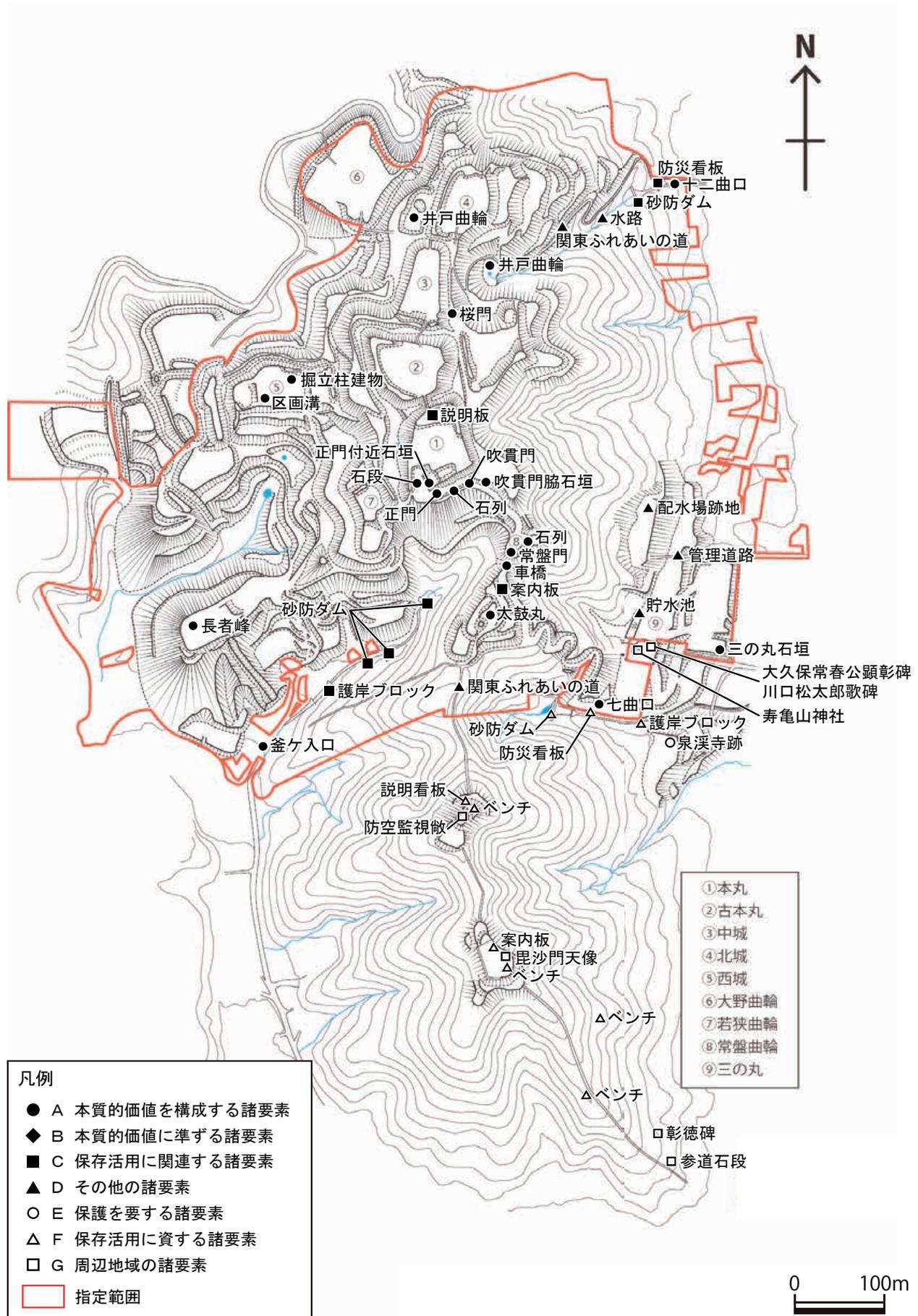
その結果、「史跡を構成する諸要素」の中では、「A 本質的価値を構成する諸要素」、「B 本質的価値に準ずる諸要素」、「C 保存活用に関連する諸要素」、「D その他の諸要素」の4つに区分し、「史跡の周辺を構成する諸要素」では、「E 保護を要する諸要素」、「F 保存活用に資する諸要素」、「G 周辺地域の諸要素」に区分し、全体をAからGの7区分に整理した(第65、66図、表10)。



第64図 烏山城跡を構成する諸要素

表 10 構成要素の分類表

構成要素の分類		諸要素	
範囲	価値		
史跡を構成する諸要素 (指定地内)	A 本質的価値を構成する諸要素	地形・地質	史跡が立地する喜連川丘陵の一支脈（独立丘陵） 関東ローム層、境林層、中川層群（元古沢層、山内層）、 大小の沢・谷、植生
		遺構	主要曲輪（本丸、古本丸、中城、北城、西城、常盤曲輪、 若狭曲輪、大野曲輪、三の丸） その他の曲輪（長者峰、太鼓丸、井戸曲輪等） 登城口（七曲口、十二曲口、釜ヶ入口） 門跡（正門、常盤門、吹貫門、桜門、七曲門等） 土塁、堀、橋（車橋）、通路、 石垣（本丸付近石垣、吹貫門脇石垣、三の丸石垣） 石列、石段、地下遺構（区画溝、掘立柱建物等）
		遺物	史跡指定地の埋蔵物、遺物（かわらけ、陶磁器、貿易陶磁片、 古銭、金属製品など）
	B 本質的価値に準ずる諸要素	遺構、遺物	地下遺構（烏山城築城以前の遺構・遺物、烏山城廃城後の遺構・遺物）
	C 保存活用に 関連する諸要素	保存活用施設	保存施設（標柱、説明板、案内看板、境界杭）
		防災施設	砂防ダム、護岸ブロック、管理道路、防災看板
	D その他の諸要素	その他	貯水池、配水場跡地（管理用道路、U字溝含む）、 関東ふれあいの道（看板、案内標柱を含む）
史跡の周辺を構成する諸要素 (指定地外)	E 保護を要する諸要素	地形・地質	関東ローム層、境林層、中川層群（元古沢層、山内層）、 河岸段丘堆積物、大小の沢・谷、植生
		遺構、遺物	泉溪寺跡、南御住居、大手門跡、瀧田門跡、 神長門跡（移築された神長門含む）
	F 保存活用に資する諸要素	保存活用施設	案内板、説明看板、ベンチ
		防災施設	砂防ダム、護岸ブロック、管理道路、防災看板
	G 周辺地域の諸要素	地形・地質	南流する那珂川とそれに合流する荒川、江川などの河川 による大小の谷地をつくる浸食地形、植生
		その他	城下町、周辺の城館や要害、烏山城跡関連の文化財や史 資料、烏山の山あげ行事、程村紙、寿亀山神社、宮原八 幡宮、八雲神社、奥州街道、那珂川の水運、川口松太郎 歌碑、大久保常春公顕彰碑、その他の社、参道石段、鳥居、 彰徳碑、防空監視敵



第 65 図 構成要素位置図



第66図 烏山城跡周辺の構成要素位置図



烏山城跡 俯瞰写真 南から

## 第2節 価値を構成する諸要素

ここでは、表10にまとめた分類にしたがって、烏山城跡を構成する諸要素の代表的なものの一部を写真や図等でまとめた。

### ①史跡を構成する諸要素（史跡地内）

#### A 本質的価値を構成する諸要素



喜連川丘陵の一支脈 西から



丘陵と那珂川の河岸段丘 南等から



本丸（調査時） 西から



古本丸 土塁（調査時） 南東から



中城 南から



北城 南から



西城 東から



常盤曲輪 北から



大野曲輪 南から



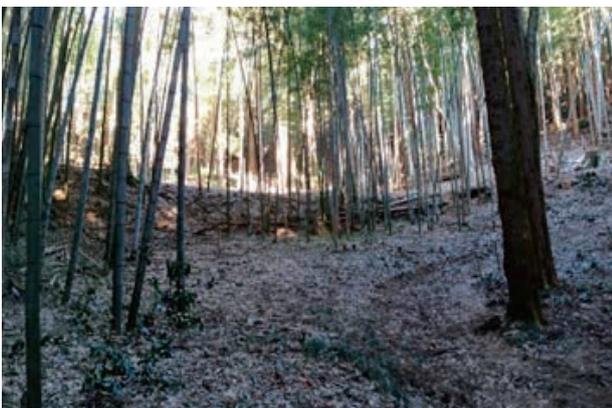
井戸曲輪（北城西側） 南から



七曲口 東から



十二曲口 東から



釜ヶ入口 南から



正門付近南側 南東から



正門付近北側 南東から



常盤門 南から



吹貫門 北西から



丘陵と那珂川の河岸段丘 南等から



土塁（北城） 南西から



堀（大野曲輪西側） 北から



橋（車橋）



工具痕の残る石材



本丸付近石垣 南から



吹貫門脇石垣 南東から



三の丸石垣 南から



三の丸石垣 南東から



石列 南から



地下遺構（区画溝）



地下遺構（掘立柱建物跡）



地下遺構（礎石建物跡）



遺物（かわらけ）



遺物（磁器）

C 保存活用に関連する諸要素



説明板



案内看板



砂防ダム



護岸ブロック



砂防ダムと管理道路



防災看板

D その他の諸要素



貯水池



管理用道路



U字溝



関東ふれあいの道（看板、案内標柱）

②史跡の周辺を構成する諸要素（指定地外）

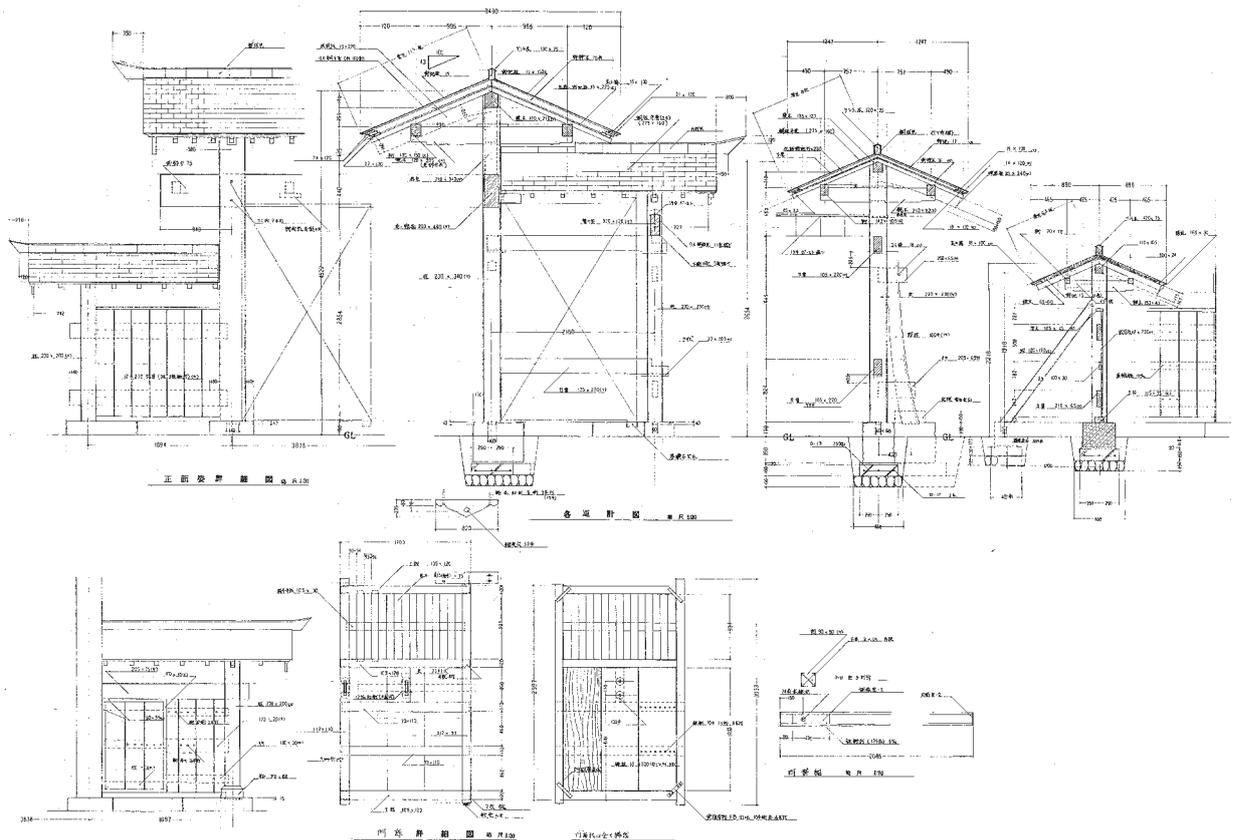
E 保護を要する諸要素



追手門跡



移築された神長門



第 67 図 神長門測量図

F 保存活用に資する諸要素



案内説明看板板



案内板



説明板



ベンチ



護岸ブロック



護岸ブロック



管理用道路



防災看板

G 周辺地域の諸要素



河川の合流



浸食地形

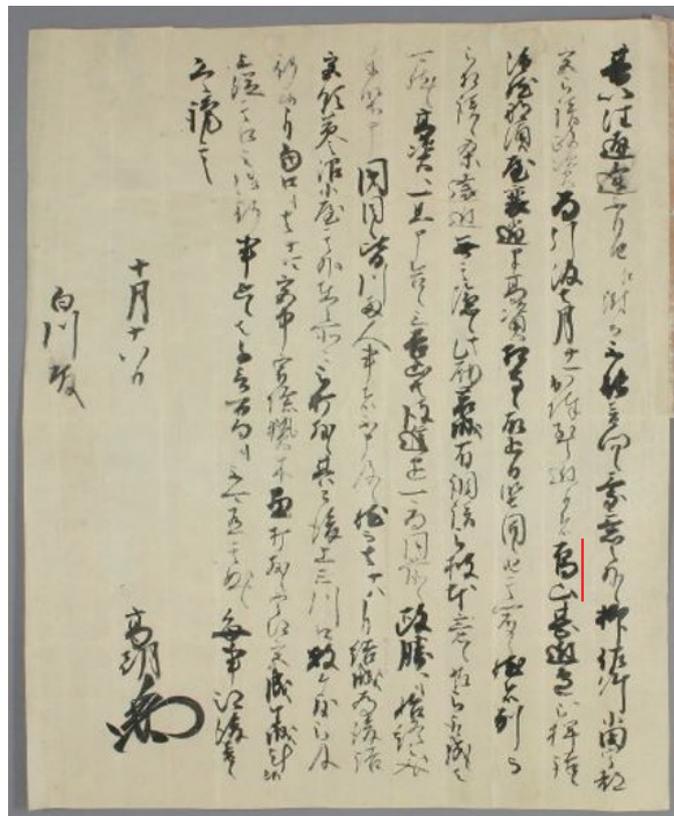


烏山の山あげ行事



程村紙

烏山城の初見史料：天文8年（1539）10月18日付け  
 小山高朝書状（「早稲田大学白川文書」）  
 小山高朝、南奥の白川義綱に、佐竹・小田・宇都宮氏が  
 那須政資・高資親子の抗争に際し、政資と結び、高資の拠  
 る烏山城の近辺まで攻めたが、那須氏の屋裏が高資をもち  
 立てているので堅固に持ちこたえている旨報じる。



第 68 図 『小山高朝書状』 早稲田大学白川文書所蔵



第 69 図 『野州烏山城絵図』 国立国会図書館所蔵



寿亀山神社



宮原八幡宮



川口松太郎句碑



大久保常春公顕彰碑



寿亀山神社 鳥居と石段



一乗院石段



鎮魂碑



防空監視敞

③環境調査の結果

令和5年度に烏山城跡を対象に、植生、鳥類、両生類・爬虫類の環境調査を実施した。

■植生

希少な植物群落および維管束植物

「レッドデータとちぎWEB」(栃木県, URL: <https://tochigi-rdb.jp/>) の情報を基に調査範囲周辺で確認されている希少な植物群落および維管束植物を示す。

表 11 希少な植物群落一覧

群系(植物群落)	項目	市町・地域	栃木県カテゴリ
低層湿原・挺水植物群落	上川井のモウセンゴケ・サギソウ群落	那須烏山市	A
浮葉植物群落	下川井のシモツケコウホネ群落	那須烏山市	A
浮葉植物群落	高瀬のジュンサイ・ヒツジグサ群落	那須烏山市	B
ススキ・シバ草原	高瀬のチガヤ・スズサイコ群落	那須烏山市	B
沼沢林	鴻野山東郷溜のハンノキ群落	那須烏山市	B
水田雑草群落	田野倉のヒロハイヌノヒゲ・トウゴクヘラオモダカ群落	那須烏山市	C
冷温帯落葉広葉高木林(二次林)	藤田のコナラ・ブナ群落	那須烏山市	C
常緑広葉高木林	松倉山のウラジロガシ・アラカシ群落	那須烏山市、茂木町	C
岩上・岩隙草本群落	南大和久のコモチシダ群落	那須烏山市	C

出典:「レッドデータとちぎWEB」(栃木県, URL: <https://tochigi-rdb.jp/>) を基に一部抜粋

表 12 重要種(維管束植物) 一覧1

科名	和名	学名	栃木県カテゴリ	環境省カテゴリ
マメ	マキエハギ	<i>Lespedeza virgata</i>	I類	—
キョウチクトウ	コイケマ	<i>Cynanchum wilfordii</i>	I類	—
シソ	キセワタ	<i>Leonurus macranthus</i>	I類	II類
キキョウ	ツルギキョウ	<i>Codonopsis javanica subsp. japonica</i>	I類	II類
キキョウ	キキョウ	<i>Platycodon grandiflorus</i>	I類	II類
キク	ハバヤマボクチ	<i>Synurus excelsus</i>	I類	—
ジュンサイ	ジュンサイ	<i>Brasenia schreberi</i>	II類	—
スイレン	ヒツジグサ	<i>Nymphaea tetragona var. tetragona</i>	II類	—
トチカガミ	サガミトリゲモ	<i>Najas chinensis</i>	II類	II類
ラン	エビネ	<i>Calanthe discolor</i>	II類	準
ラン	カキラン	<i>Epipactis thunbergii</i>	II類	—
ガマ	ヒメミクリ	<i>Sparganium subglobosum</i>	II類	II類
キンボウゲ	フクジュソウ	<i>Adonis ramosa</i>	II類	—
キンボウゲ	エンコウソウ	<i>Caltha palustris var. enkoso</i>	II類	—
スグリ	ヤブサンザシ	<i>Ribes fasciculatum</i>	II類	—
マメ	ノアズキ	<i>Dunbaria villosa</i>	II類	—

表 13 重要種（維管束植物）一覧2

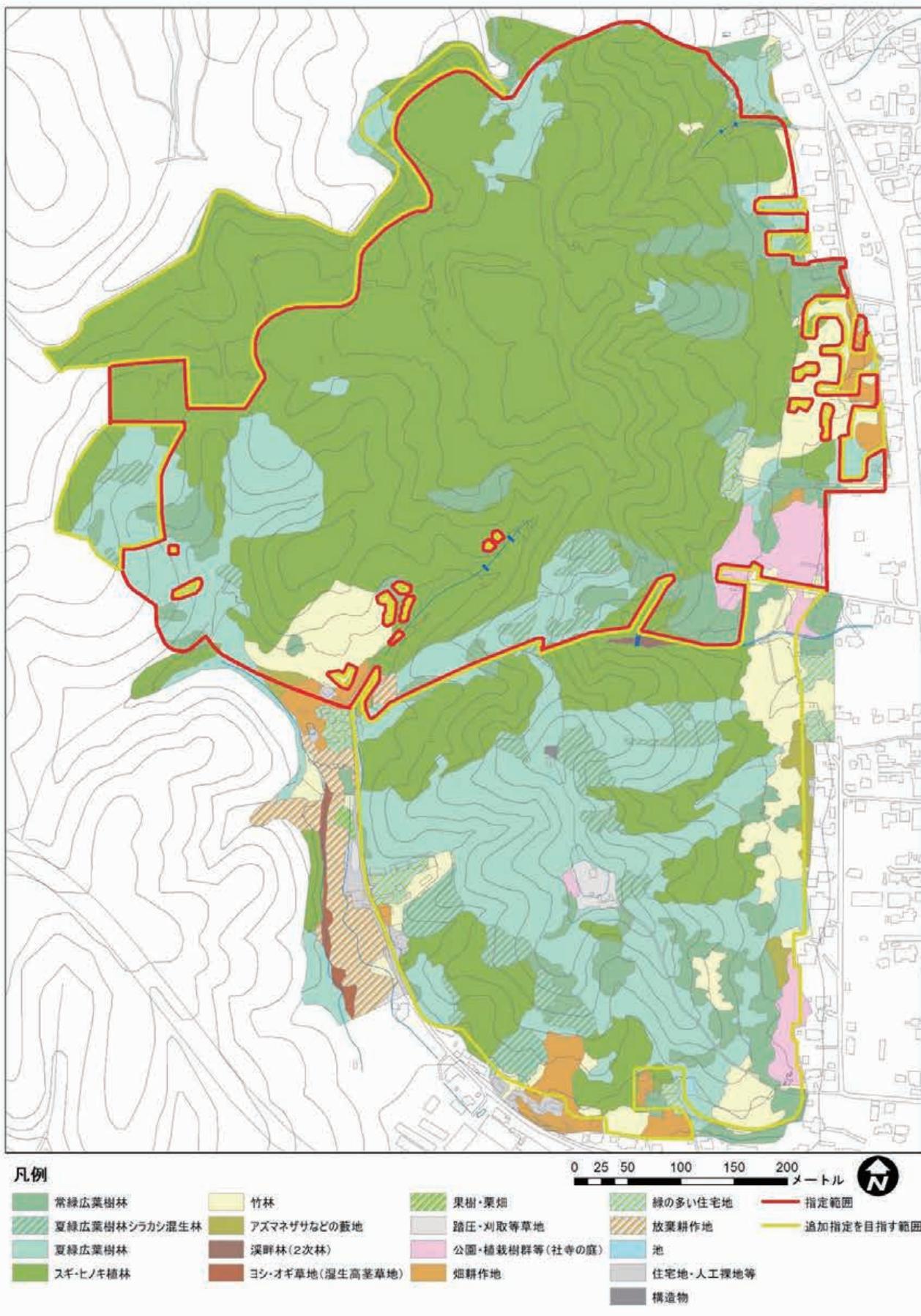
科名	和名	学名	栃木県カテゴリ	環境省カテゴリ
マメ	オオバクサフジ	<i>Vicia pseudo-orobus</i>	Ⅱ類	－
タデ	マダイオウ	<i>Rumex madaio</i>	Ⅱ類	－
リンドウ	イヌセンブリ	<i>Swertia tosaensis</i>	Ⅱ類	Ⅱ類
キョウチクトウ	スズサイコ	<i>Vincetoxicum pycnostelma</i>	Ⅱ類	準
オオバコ	イヌノフグリ	<i>Veronica polita</i>	Ⅱ類	Ⅱ類
キク	オオニガナ	<i>Nabalus tanakae</i>	Ⅱ類	－
サトイモ	ヒメザゼンソウ	<i>Symplocarpus nipponicus</i>	準	－
サトイモ	ザゼンソウ	<i>Symplocarpus renifolius</i>	準	－
オモダカ	トウゴクヘラオモダカ	<i>Alisma rariflorum</i>	準	Ⅱ類
オモダカ	アギナシ	<i>Sagittaria aginashi</i>	準	準
トチカガミ	ヤナギスブタ	<i>Blyxa japonica</i>	準	－
トチカガミ	イトトリゲモ	<i>Najas gracillima</i>	準	準
ユリ	キバナノアマナ	<i>Gagea nakaiana</i>	準	－
ラン	キンラン	<i>Cephalanthera falcata</i>	準	Ⅱ類
ラン	セッコク	<i>Dendrobium moniliforme</i>	準	－
ラン	ムヨウラン	<i>Lecanorchis japonica</i>	準	－
ラン	ジガバチソウ	<i>Liparis krameri</i>	準	－
ガマ	ヤマトミクリ	<i>Sparganium fallax</i>	準	準
カヤツリグサ	マツバスゲ	<i>Carex biwensis</i>	準	－
イネ	トクガワザサ	<i>Sasa tokugawana</i>	準	－
イネ	スズメノカタビラ	<i>Poa sp.</i>	準	－
オオバコ	カワヂシャ	<i>Veronica undulata</i>	準	準
ハマウツボ	オオヒキヨモギ	<i>Siphonostegia laeta</i>	準	Ⅱ類
キク	オカオグルマ	<i>Tephroseris integrifolia</i> subsp. <i>kirilowii</i>	準	－

出典：「レッドデータとちぎ WEB」（栃木県，URL：https://tochigi-rdb.jp/）を基に一部抜粋

表 14 重要種（維管束植物）一覧3

科名	和名	学名	栃木県カテゴリ	環境省カテゴリ
ヒルムシロ	イトモ	<i>Potamogeton berchtoldii</i>	情報不足	準
ガマ	ミクリ	<i>Sparganium erectum</i>	要注目	準
タコノアシ	タコノアシ	<i>Penthorum chinense</i>	要注目	準
イラクサ	トキホコリ	<i>Elatostema densiflorum</i>	要注目	Ⅱ類
キク	キクタニギク	<i>Chrysanthemum seticuspe</i> f. <i>boreale</i>	要注目	準

出典：「レッドデータとちぎ WEB」（栃木県，URL：https://tochigi-rdb.jp/）を基に一部抜粋



第70図 植生図

## ■鳥類

### ①重要種

「レッドデータとちぎ WEB」(栃木県, URL: <https://tochigi-rdb.jp/>) の情報を基に調査範囲周辺で確認されている鳥類の重要種を示す。

表 15 重要種 (鳥類) 一覧

科名	和名	学名	栃木県カテゴリ	環境省カテゴリ
シギ	アオシギ	<i>Gallinago solitaria</i>	準	—
サンショウクイ	サンショウクイ	<i>Pericrocotus divaricatus</i>	準	Ⅱ類
カササギヒタキ	サンコウチョウ	<i>Terpsiphone atrocaudata</i>	準	—
ツグミ	クロツグミ	<i>Turdus cardis</i>	準	—
タカ	サシバ	<i>Butastur indicus</i>	Ⅱ類	Ⅱ類
タカ	ハイタカ	<i>Accipiter nisus</i>	準	準

出典:「レッドデータとちぎ WEB」(栃木県, URL: <https://tochigi-rdb.jp/>) を基に一部抜粋

## ■両生類・爬虫類

### ①重要種

「レッドデータとちぎ WEB」(栃木県, URL: <https://tochigi-rdb.jp/>) の情報を基に調査範囲周辺で確認されている両生類および爬虫類を示す。

表 16 重要種 (両生類) 一覧

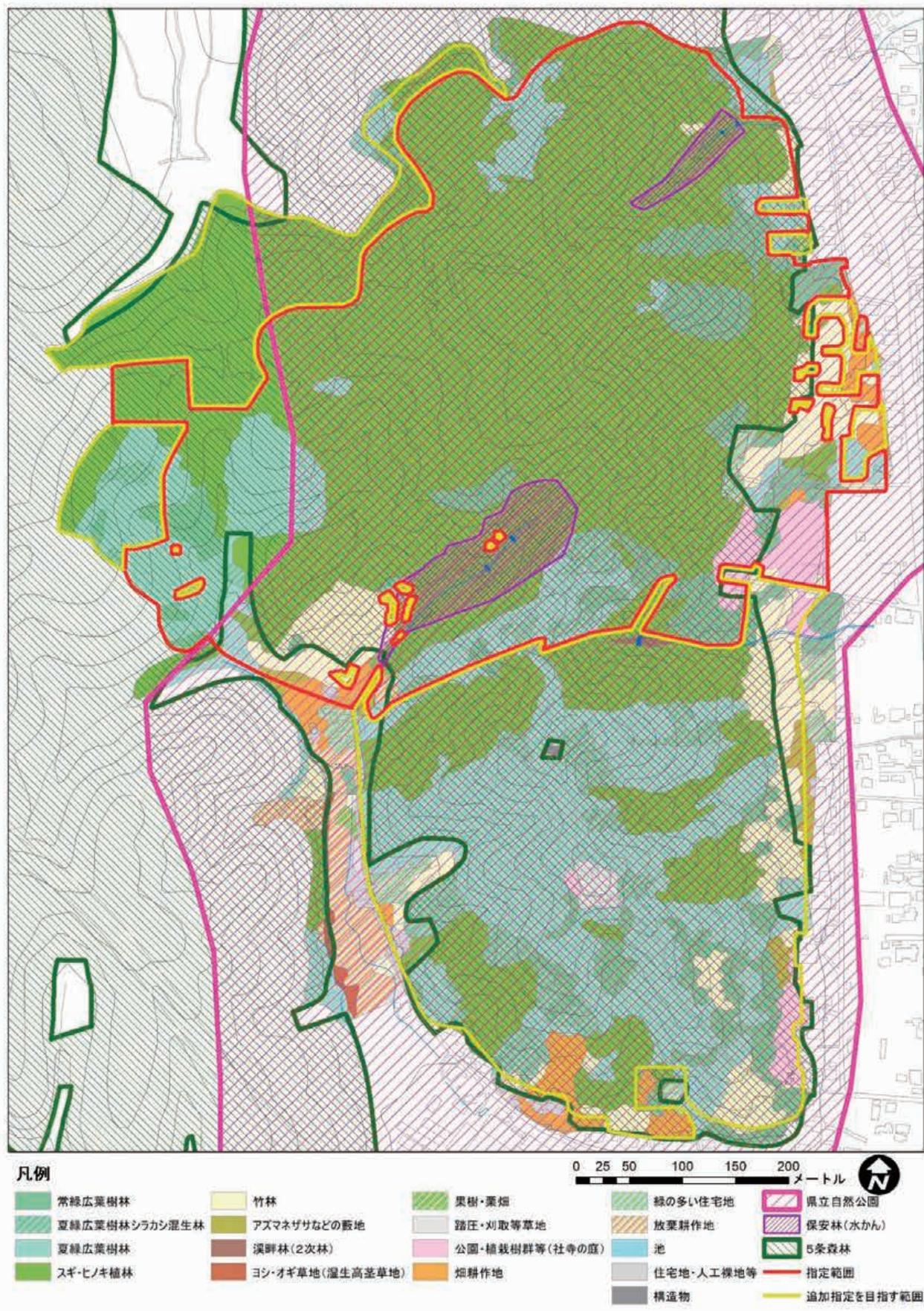
科名	和名	学名	栃木県カテゴリ	環境省カテゴリ
イモリ	アカハライモリ	<i>Cynops pyrrhogaster</i>	Ⅱ類	準
ヒキガエル	アズマヒキガエル	<i>Bufo japonicus formosus</i>	準	—
アオガエル	カジカガエル	<i>Buergeria buergeri</i>	要注意	—
アカガエル	トウキョウダルマガエル	<i>Pelophylax porosus porosus</i>	準	準
アカガエル	ニホンアカガエル	<i>Rana japonica</i>	準	—
アカガエル	ヤマアカガエル	<i>Rana ornativentris</i>	要注意	要注意
アカガエル	カジカガエル	<i>Buergeria buergeri</i>	要注意	—
アオガエル	シュレーゲルアオガエル	<i>Zhangixalus schlegelii</i>	準	—

出典:「レッドデータとちぎ WEB」(栃木県, URL: <https://tochigi-rdb.jp/>) を基に一部抜粋

表 17 重要種 (爬虫類) 一覧

科名	和名	学名	栃木県カテゴリ	環境省カテゴリ
ナミヘビ	アオダイショウ	<i>Elaphe climacophora</i>	要注意	—
ナミヘビ	シマヘビ	<i>Elaphe quadrivirgata</i>	要注意	—
ナミヘビ	シロマダラ	<i>Dinodon orientale</i>	要注意	—
カナヘビ	ニホンカナヘビ	<i>Takydromus tachydromoides</i>	要注意	—
ナミヘビ	ヤマカガシ	<i>Rhabdophis tigrinus</i>	準	—
ナミヘビ	ジムグリ	<i>Euprepiophis conspicillatus</i>	要注意	—
トカゲ	ヒガシニホントカゲ	<i>Plestiodon japonicus</i>	Ⅱ類	—

出典:「レッドデータとちぎ WEB」(栃木県, URL: <https://tochigi-rdb.jp/>) を基に一部抜粋



出典：「とちもりマップ」のデータを基に作製  
 (栃木県環境森林部森林整備課 (URL : <https://www2.wagmap.jp/tochigi-shinrin/Portal>))

第71図 植生図および県立自然公園、保安林、5条森林、史跡範囲